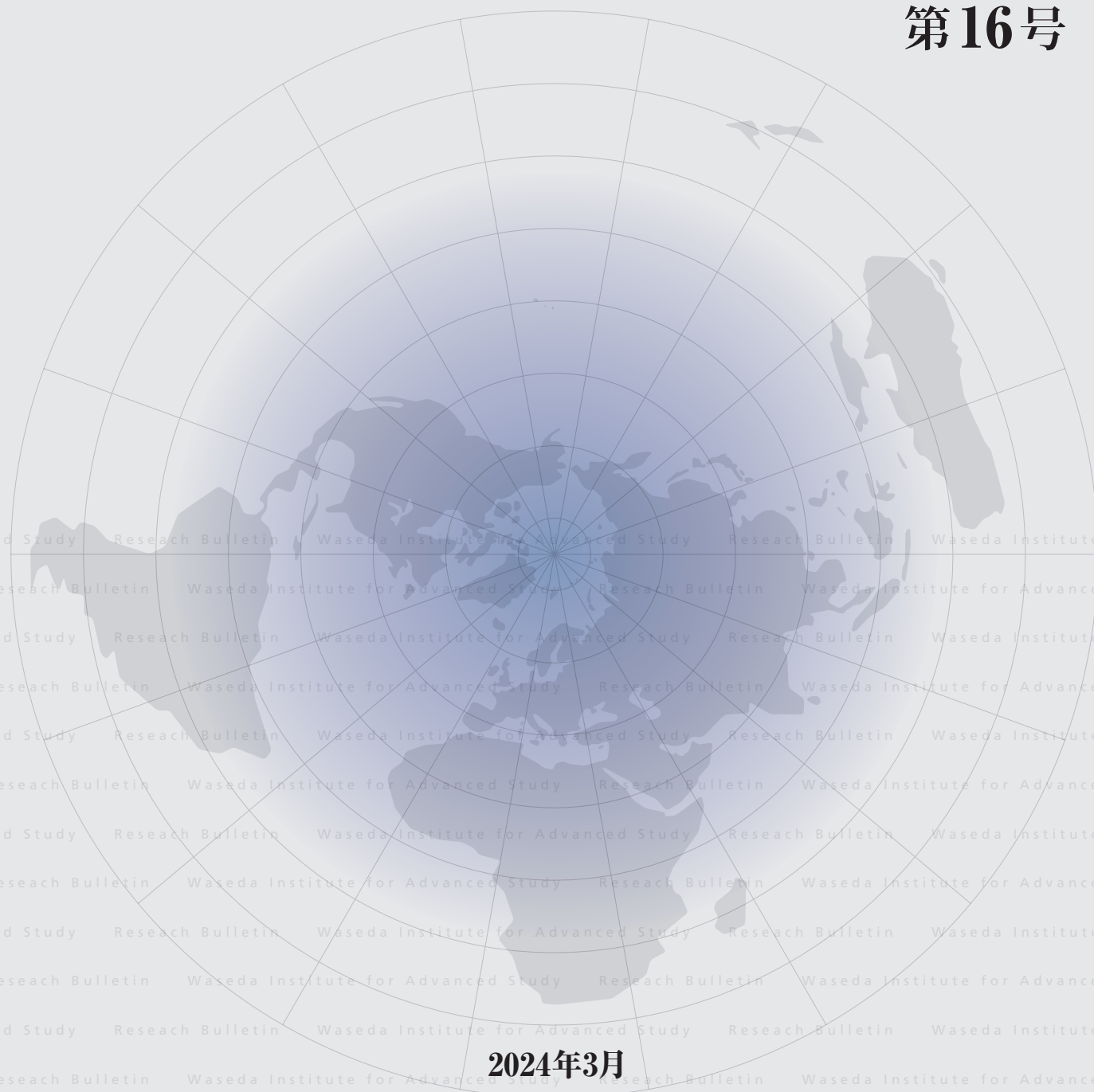


早稲田大学高等研究所紀要

第16号



2024年3月



WIAS

早稲田大学高等研究所
Waseda Institute for Advanced Study

『早稲田大学高等研究所紀要 第16号』刊行にあたって

2008年度から刊行してきた本紀要もこのたび第16号を刊行する運びとなりました。日頃よりご支援をいただいております皆様におかれましては、厚く御礼を申し上げます。

早稲田大学高等研究所は、次代を担う優秀な若手研究者の育成と、本学の研究活動のより一層の活性化を目的に、2006年9月に設立されました。文系、理系の分野を問わず若手研究者を国際公募にて採用し、学際的な交流を推進するとともに、研究者の自立的な研究環境を提供し、先端的な研究活動を行っております。

2023年度は、人文・社会・自然科学分野で合計31名の研究員が在籍し、その約3分の1は女性研究者、約2分の1が外国人研究者です。本研究所の設立以来、本学を含む国内外の大学や研究機関等へと送り出した研究員は、これまで約200名にもおよび、各分野の第一線で活躍しております。

本紀要は、こうした現職の研究員やこれまでに在籍した研究員（所友）の研究成果を収録しております。研究内容は多岐に渡り、論文については学内外の専門家による査読審査を経て収録しています。刊行は電子媒体として、本研究所のWebサイトにて、広く皆様にご覧いただいております。

本研究所では、本紀要のほか、研究員が英語にて研究報告を行う月例研究会、研究員の企画による各分野の専門家を招聘した研究会、英国Routledge社と提携して研究所での研究成果を書籍化する『Routledge－WIASモノグラフシリーズ』の刊行の推進など、様々な形の成果発信や研究活動を展開しております。

こうした様々な取組みとともに、本紀要が国内外の皆様の研究活動に貢献することができましたら、これに勝る喜びはありません。

今後とも皆様のご指導とご支援をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2024年3月

早稲田大学高等研究所

所長 赤尾 健一

副所長 山本 聡美

目 次

『早稲田大学高等研究所紀要 第16号』刊行にあたって	1
論 文	
ブリティッシュコロンビア州（カナダ）における 成年後見法と意思決定支援.....	青 木 仁 美 5
研究ノート	
Axelrod's Round-Robin Contest in a Classroom Setting	YAMAMOTO, Kazuya 25
校 注	
建保五年五月日付山門奏状校註稿 ——付『三院衆議帳』『三院衆議集』『牒状類集』略解題——	森 新 之 介 (1)68
訳 注	
聖光房弁阿『念仏往生修行門』翻字科註稿 ——付筈記三箇条——	森 新 之 介 (9)60
翻 刻	
Notes on an Edo Period Ranking of Tautological Expressions (<i>Jūgon mitate banzuke</i>)	MORRIS, James Harry · REICHENBAECHER, Christoph 31
明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について	モリス・ジェームズ・ハリー、ドゥーリナ・アンナ (19)50

Contents

Preface	1
ARTICLES	
Adult guardianship and supported decision-making in British Columbia, Canada	AOKI, Hitomi 5
RESEARCH NOTES	
Axelrod's Round-Robin Contest in a Classroom Setting	YAMAMOTO, Kazuya 25
REPORTS	
An Annotated Recension of the Petition Dated May 1217 by the Enryaku-ji Temple:	
Appending Brief Introductions of <i>San'in Shūgi Chō</i> , <i>San'in Shūgi Shū</i> , and <i>Chōjōrui Shū</i>	
	MORI, Shin'nosuke (1) 68
TRANSLATIONS	
An Annotated Translation of <i>Nembutsu Ōjō Shugyō Mon</i> by Shōkō-bō-Ben'na:	
Appending Three Comments	
	MORI, Shin'nosuke (9) 60
TRANSCRIPTIONS	
Notes on an Edo Period Ranking of Tautological Expressions (<i>Jūgon mitate banzuke</i>)	
	MORRIS, James Harry · REICHENBAECHER, Christoph 31
A Transcription and Commentary on a Kirishitan Shūmon Aratamechō featuring a Hininban from Takasa Village (Present Day Mie Prefecture)	
	MORRIS, James Harry · DULINA, Anna (19) 50

ブリティッシュコロンビア州（カナダ）における 成年後見法と意思決定支援

青 木 仁 美

Adult guardianship and supported decision-making in British Columbia, Canada

AOKI, Hitomi

Abstract

The Japanese government ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in 2014. The Convention obliges States parties to abolish substitute decision-making systems and create supported decision-making systems. In its Concluding observations on the initial report of Japan published in October 2022, the United Nations Commission on the Rights of Persons with Disabilities recommended that Japan amend its Civil Code to abolish the substitute decision-making system and establish a supported decision-making mechanism. This is because Japan's adult guardianship system stipulates automatic restrictions on the legal ability to act, and there is no clear substitute system for supported decision-making. Canada is a party to the Convention, and Canada's support for decision-making is highly regarded internationally. This paper examines the contents of the supported decision-making system and the adult guardianship system in British Columbia, Canada, and the relationship between the two systems, in order to obtain an indication of the direction Japan should take as a treaty party.

はじめに

第1章 カナダにおける成年後見制度の改正の動き

第2章 ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度

第1節 精神的能力と障害の意義

第2節 代理契約協定

第3節 代理権委任

第4節 財産に関する管理人および成年後見人

第3章 ブリティッシュコロンビア州における意思決定支援

おわりに

はじめに

1 問題意識

日本政府が2014年に批准した国連・障害者権利条約の第12条は、締約国に代理人による意思決定

の廃止と意思決定支援などの代替制度の創設を義務付けている⁽¹⁾。日本では、2022年3月に第二期成年後見制度利用促進計画⁽²⁾が閣議決定され、そこでは障害者権利条約に基づく審査の経過に留意しつつ、現行の成年後見制度の見直しに向けた検討がな

(1) 障害者権利福祉研究情報システム「一般的意見第1号（2014年）第12条：法律の前における平等な承認（2014年5月19日版）」段落7および28（https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html）。

(2) 第二期成年後見制度利用促進計画（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>）。

されるとされた⁽³⁾。また、国連・障害者権利委員会による統括所見が2022年に公表された。

同条約の審査は、2016年6月の第1回政府報告書⁽⁴⁾、2019年10月の障害者権利条約委員会からの政府に対する質問事項⁽⁵⁾、2022年5月の第1回政府解答⁽⁶⁾、および同年8月の日本に対する建設的対話という経緯で進められた。この審査過程においては、代行決定許容説に立ち、成年後見制度が条約に適合するとする日本の立場と、代行決定禁止説に立ち成年後見制度が条約に適合しないという委員会の立場が対立したままであった⁽⁷⁾。そして、2022年10月の統括所見⁽⁸⁾において、日本は、意思決定を代行する制度を廃止する観点から民法を改正すること、および意思決定をする仕組みを設置することという勧告を受けた⁽⁹⁾。

当該統括所見を踏まえて、代行意思決定制度から支援付き意思決定制度への転換が引き続き求められていると解されている⁽¹⁰⁾。意思決定支援は、本人の意思を引き出すための外部的な条件の整備が中核となるとされる⁽¹¹⁾。次回の対日審査のための政府報告書の期限は2028年2月であり、それまで、代理決定制度がどのように用いられれば許容されるのか、また意思決定支援とはどのような制度かの検討が必要となると考える。

2 本稿の課題

本稿では、意思決定支援の制度内容の検討および意思決定支援との関係における代理制度の用いられ方を検討課題とする。検討対象は、条約の締約国であるカナダのブリティッシュコロンビア州（以下、BC州とする。）における成年者保護に関する法制度とする。カナダは意思決定支援制度を有する国として国際的に評価されており⁽¹²⁾、BC州の意思決定

支援制度のひとつである代理契約協定法は、本人を過度に侵害しない意思決定支援として紹介されている⁽¹³⁾。BC州の意思決定支援制度の内容、および成年後見制度と意思決定支援制度の関係を検討することで、条約締結国として日本が有すべき方向性への示唆を得ることができると考える。

本稿においては、具体的に、次の点を検討課題とする。① BC州を中心とするカナダにおける意思決定支援制度の変遷、② BC州における精神的能力と障害の意義、③ BC州における意思決定支援制度の内容、④ BC州における代理決定制度の内容、⑤ BC州における代理決定制度と意思決定支援制度の関係、⑥ BC州における意思決定支援の意義である。BC州は意思決定支援制度が注目される州であるが、本人保護のためには代理決定制度の存続も重要である。そこで代理決定制度と意思決定制度の関係性においては、代理決定を補充的に用いるという結論を導くために、BC州の代理決定制度の検討も本稿の課題とする。本稿における意思決定支援および代理制度は、財産上の決定に関するものを検討対象とする。意思決定支援制度の解明に重点を置きつつ、代理制度との関係も検討することで、障害者権利条約の趣旨に即した成年者保護の法制度の提示につなげたい。

第1章 カナダにおける成年後見制度の改正の動き

1 カナダにおける成年後見法

カナダのすべての州は、成年後見法を制定している。州ごとに差異はあるものの、カナダの後見法は、次のような4つの特徴を有しているとされる⁽¹⁴⁾。第1に、公的な決定者が、本人の法的無能力または予測される法的無能力を認めることである。公的な決

(3) 古谷真良「成年後見制度に関する障害者権利条約に基づく審査の経過」実践成年後見103号（2023）26頁。

(4) 外務省「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告（日本語仮訳）」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf>）。

(5) 外務省「初回の日本政府報告に関する質問事項」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>）。

(6) 外務省「初回の日本政府報告に関する質問事項への日本政府回答」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100359146.pdf>）。

(7) 川島聡「障害者権利条約12条と第1回対日審査」実践成年後見103号（2023）33頁。

(8) 外務省「日本の第1回政府報告に関する統括所見」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>）。

(9) 前掲8・段落28。

(10) 水島俊彦「障害者権利条約締約国審査の状況と統括所見を踏まえた成年後見制度・実務の方向性～権利条約12条を中心に～」実践成年後見103号（2023）46頁。

(11) 上山泰「意思決定支援をめぐる近時の動向—成年後見制度との関係を中心に—」同志社法学72巻4号（2020）940頁。

(12) WHO, *World Report on Disability 2011*, 138, available at <https://www.refworld.org/pdfid/50854a322.pdf>.

(13) Hemma Mayrhofer, Modelle unterstützter Entscheidungsfindung, S. 4(2013), available at <https://www.irks.at/>.

定者とは後見人を任命する裁判所か、または法定後見の場合における指定の保険機関である。第2に、公的な決定者によって本人の無能力を証明する公的な証明書が発行され、それが受領されることである。第3に、本人の無能力が確定した後に、公的な決定者によって、成年後見人が任命されることである。裁判所が任命する後見においては、公的な決定者は、提案された後見人を受け入れるか、拒否するか、または候補者の中から選択する。第4に、裁判所または「公的後見人および受託者協会（Public Guardian and Trustee）」による継続的な監督が行われることである。

カナダにおいて、成年後見に関する法律は、独立して制定される場合と、事前計画手段に関する法律とともに制定される場合がある⁽¹⁵⁾。「後見（guardianship）」という語が用いられない場合もある。BC州の「患者財産法（Patients Property Act⁽¹⁶⁾）」においては、裁判所によって任命される保護者は、「committee」と表記される。本稿では、「guardian（後見人）」と区別するために、「committee」を「管理人」と表記する⁽¹⁷⁾。

カナダは、すべての州または準州において、裁判所が任命する後見方法を有している⁽¹⁸⁾。現在、カナダにおける成年後見法は、伝統的なモデルと、改正後の法モデルが混在している⁽¹⁹⁾。伝統的なモデルにおいては、無能力であるとされた本人の代わりに決定する者が任命される。改正後のモデルにおいて

は、決定に際して、本人を支援するための者が規定に従い任命される。

すべての州が代理決定制度を有しているが、意思決定支援を規定する州は限られている。アルバータ州⁽²⁰⁾、サスカチュワン州⁽²¹⁾、マニトバ州⁽²²⁾およびユーコン準州⁽²³⁾は、代理決定に加えて、意思決定支援（assisted/supported decision-making）を規定している。これらの州において、本人は、任命された共同決定者（co-decision-maker）とともに決定を行う。BC州の「成年後見法（Adult Guardianship Act⁽²⁴⁾）」は意思決定支援に関する部分を施行していない。ユーコン準州の「成年者保護および決定に関する法律（Adult Protection and Decision Making Act⁽²⁵⁾）」は、裁判所が意思決定支援者を任命することを許可していないが、本人が意思決定支援協定を理解するのであれば、同協定を締結することを許可している。オンタリオ州の代理決定法（Substitute Decisions Act⁽²⁶⁾）は、現時点で、意思決定支援を規定していない⁽²⁷⁾。

2 カナダにおける改正の動き

カナダにおいて、成年後見制度改正の動きは、1970年代半ばから伝統的な後見モデルであるパターンリズムに対する反応として始まった。成年後見法またはそれ以外の代理決定に関する法改正が、カナダのすべての法管轄で行われてきた⁽²⁸⁾。州ごとに差異はあるが、法改正の特徴は次のとおりであ

(14) Margaret Isabel Hall, *Rethinking the Adult Guardianship Response: Mental Capacity and Vulnerability the Context of Dementia in Old Age*, 16(2018), available at <https://open.library.ubc.ca/media/stream/pdf/24/1.0371255/4>.

(15) 成年後見法が事前計画的手段とともに規定されている具体例として、オンタリオ州の「代理決定法（Substitute Decisions Act, 1992, SO 1992, c 30）」、およびアルバータ州の「成年後見法および受託者に関する法律（Adult Guardianship and Trusteeship Act, SA 2008, c A-4.2）」がある。Ibid., at 17.

(16) Patients Property Act (PPA), RSBC 1996, c 349.

(17) 訳語は、公的後見人および受託者協会のホームページ（<https://www.trustee.bc.ca/Pages/default.aspx>）を参照した。

(18) Hall, *supra* note 14, at 17.

(19) Ibid., at 17.

(20) Adult Guardianship and Trustee Act, *supra* note 15.

(21) The Adult Guardianship and Co-decision-making Act, SS 2000, c A-5.3. サスカチュワン州の意思決定支援に関しては、拙稿「カナダにおける成年後見制度と意思決定支援の発展—サスカチュワン州法を中心に—」桐蔭法学第28巻第1号（2021）85頁以下を参照されたい。

(22) Vulnerable Persons Living With a Mental Disability Act, CCSM c V90.

(23) Adult Protection and Decision Making Act, SY 2003, c 21, Sch A.

(24) Adult Guardianship Act (AGA), RSBC 1996, c 6.

(25) Adult Protection and Decision Making Act, *supra* note 23.

(26) Substitute Decisions Act, 1992, S.O. 1992, c. 30.

(27) Hall, *supra* note 14, at 18.

(28) Ibid., at 30.

る。すなわち、①手続きの公平性、ならびに権利保護および自己決定の尊重、②事前計画文書の現代化（例えば代理人の権限について）、③新しく、洗練された評価手続き、④後見人の義務の法的明確化、⑤脆弱者または無能力者に対するネグレクトおよびセルフネグレクトに対応する法的しくみ、⑥ヘルスケアの同意に関する法的しくみ、⑦「公的後見人および受託者協会」または類似組織のための法的構造の現代化である⁽²⁹⁾。

改正以前は、「精神的弱者 (mental infirmity)」という語が批判を受けてきた。精神的弱者は、基本的に自己の財産を管理する能力を有しておらず、自己の代わりに行動する後見人が任命されていた。後見法の改正により、精神的弱者という診断は決定能力または精神的能力の評価に置き換えられ、特定の決定を行う本人の認識能力に焦点が置かれた。認識能力に焦点を当てることによって、後見人の権限が制限されると期待された。完全な後見は一般的ではなくなり、より制限された代理決定が利用可能となった。制限的な身上に関する後見は、マニトバ州、オンタリオ州、サスカチュワン州、プリンスエドワードアイランド州、BC州、ユーコン準州およびノースウェスト準州において規定されている⁽³⁰⁾。

成年後見に関するこのような改正は1970年代から始まり、自律を促進する制度としての再構築が模索されてきた⁽³¹⁾。改革は広まり、医学的観点および法学的観点の両側面における自律の優位性および烙印の廃止が主張された⁽³²⁾。

1980年代における成年後見法の改正は、次の4つの要素から影響を受けた。①高齢化、②精神的な障害を有する者をケアする公的機関の利用の減少、③高齢者に対する虐待およびネグレクトの懸念の増

加、④「カナダにおける自由と権利の憲章 (the Canadian Charter of Rights and Freedoms)」である。改正の動きは、アメリカ合衆国でも生じていた。アメリカ合衆国においては、成年後見制度は、認知症の高齢者から財産を搾取する権限が与えられる制度であるという認識が生じていた。1988年に開催されたウィスコンシン州におけるシンポジウムが改正の重要な契機となった⁽³³⁾。

この時期の改正において、成年後見制度の目的は、障害者および高齢者の自律を保護することと設定された⁽³⁴⁾。後見人の権限は、個人の決定能力に応じて決められることとなった。個人の決定能力は、特定の決定の本質とその結果を理解する認識能力として定義された⁽³⁵⁾。

意思決定支援は、後見制度における代理決定の代替策として同時期に登場した⁽³⁶⁾。本人が他者の支援があれば自ら決定できる場合において、様々な形態の代替方法を規定することが意思決定支援として意図された。意思決定支援は、代理決定と比較してより制限的でなく、本人の自律を支援し、その個性を尊重し、無能力という評価を回避すると考えられた。

3 アルバータ州の改正

アルバータ州は、当時の改正モデルの重要な特徴を反映した後見法を最初に可決した州である⁽³⁷⁾。「成年者援護法 (Dependent Adult Act⁽³⁸⁾)」は、後見人を任命する要件として精神的無能力の特定ではなく決定能力を導入し、部分後見を規定した。部分後見が本人の必要性を満たさないと裁判所が判断した場合において、完全後見が利用可能であった。同法により、本人は後見申請の書類の複写を請求できるようになった⁽³⁹⁾。また、この時に「公的後見人および

(29) Jay Chalke, *Canadian Trends: Guardianship in British Columbia and Other Provinces*, at 10(2005), available at https://www.lawreform.ie/_fileupload/Speeches/July%20Uploads/05/Jay_Chalke.pdf.

(30) Hall, *supra* note 14, at 31.

(31) Sarah Burningham, *Developments in Canadian Adult Guardianship and Co-Decision-Making Law*, 18 Dal. J. Legal Studies, 138 (2009).

(32) Hall, *supra* note 14, at 32.

(33) Marshall B Knapp, *Reforming Guardianship Reform: Reflections on Disagreements, Deficits, and Responsibilities*, 31 Stetson L Rev, 1047 (2002).

(34) *Ibid.*, at 1048.

(35) Hall, *supra* note 14, at 33.

(36) *Ibid.*, at 34.

(37) *Ibid.*

(38) Dependent Adults Act, S.A. 1976, c. 63. 訳語は、三木妙子=今井雅子=鈴木尚子 (訳)「アルバータ州の「成年者援護法」(Dependent Adults Act)」比較法学 26 卷 1 号 240 頁以下を参照した。

受託者協会」が設立され、同組織は、家族および友人が後見人の候補者とならない場合の最終的な候補者となった⁽⁴⁰⁾。

4 BC 州の改正

BC 州では、1990 年代に、後見およびその関連する法領域の包括的な改正が行われた。本人および制度に関係する団体は、1989 年に制度改正のためのプロジェクトを実施する会を結成した。同時に、政府のワーキンググループも設立された。これら 2 つの団体は、1992 年に、「私たちはどう援助できるか」というディスカッションペーパーを公表した。同年秋には、立法を求めるディスカッションペーパーを政府に提出し、政府はこれを受け入れた。

この発案に基づき、1993 年に成年後見法⁽⁴¹⁾、ヘルスケア（同意）およびケア施設（入所）法⁽⁴²⁾、公的后見人および受託者協会に関する法律⁽⁴³⁾が可決された。もっとも、法定後見に適用される成年後見法は 2014 年に施行されたが、成年後見法の一部は、いまだに施行されていない。施行されていない部分は、現行法の患者財産法と置き換わることが予定されており、次のことを内容としている⁽⁴⁴⁾。

- ・法定の財産管理制度（committeeship）を廃止し、後見制度を裁判所による任命のみによって行うこと。
 - ・本人の必要性の性質および程度に応じた決定者（decision-maker）の類型。
 - ・他の代替制度が本人の必要性を満たさない場合に限られた裁判所による任命。
 - ・個人の後見人の行いを監督する監督者。
 - ・管理者も含めた後見制度に関する裁判所の審査。
- 成年後見法第 2 章がいまだに施行されない理由

として、次の点が指摘されている⁽⁴⁵⁾。

- ・現行の財産管理制度を廃止することによって発生する費用。
- ・代理に関する 3 類型によって発生する費用。
- ・権限を決定するために発生する費用および複雑性。
- ・監督の実現可能性。
- ・能力の再評価および詳細な書類サービスに関する費用。
- ・患者財産法を再検討する費用。

現在に至るまで、BC 州における裁判所によって任命される形式の後見として、患者財産法が適用されている。成年後見法のガイドラインは、本人の決定能力の重視と後見人の権限の制限といった現代的アプローチに基づいた適用を規定したが、法改正は、実務への重大な変化をもたらさず、ほとんどのケースにおいて完全な後見命令が出ていた。この点について、後見制度における無関心が指摘された⁽⁴⁶⁾。また、完全な後見が権限の範囲に関する代理人側の混乱と将来的に必要となる権限拡大を回避する点も、完全な後見への固執の一因とされた⁽⁴⁷⁾。

19 世紀および 20 世紀初頭の後見モデルが再検討されても、精神的能力の減退の結果という後見制度の本質は変わらなかった。この本質に対して、意思決定支援という根本的な変化が生じた。この変化は、障害者権利条約 12 条に起因する⁽⁴⁸⁾。

第 2 章 ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度

第 1 節 精神的能力と障害の意義

1 カナダにおける精神的能力

現在、カナダにおいて統一的な精神的能力（mental capacity）の定義は存在しない。州または準州は、

⁽³⁹⁾ Ibid., 6(4).

⁽⁴⁰⁾ Hall, *supra* note 14, at 35.

⁽⁴¹⁾ Adult Guardianship Act, S.B.C. 1993, c. 35. 現在は、Adult Guardianship Act, *supra* note 14.

⁽⁴²⁾ Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, S.B.C. 1993, c. 48. 現在は、Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, R.S.B.C. 1996, c. 181.

⁽⁴³⁾ Public Guardian and Trustee Act, S.B.C. 1993, c. 64. 現在は、Public Guardian and Trustee Act, R.S.B.C. 1996, c. 383.

⁽⁴⁴⁾ Hall, *supra* note 14, at 36.

⁽⁴⁵⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *Court and Statutory Guardianship: The Patients Property Act and the Adult Guardianship Act (Part 2) An Updated Discussion Paper on Modernizing the Legal Framework*, 9 (2005), available at https://www.trustee.bc.ca/documents/general/Modernizing_Guardianship_2005.pdf.

⁽⁴⁶⁾ Hall, *supra* note 14, at 37.

⁽⁴⁷⁾ Leslie Salzman, *Rethinking Guardianship (Again): Substituted Decision Making as a Violation of the Integration Mandate of Title II of the Americans with Disabilities Act*, Cardozo Legal Studies Research Paper No. 282, 174(2009).

⁽⁴⁸⁾ Hall, *supra* note 14, at 39.

それぞれの定義または基準を有する。BC州では、すべての成年者は、法的事務、財産事務、身上のケア (personal care)、ヘルスケアに関する決定を行う能力を有すると推定される⁽⁴⁹⁾。能力を示すために、本人は情報を理解し、決定の結果を認識する必要がある。この能力は一定ではなく、時間の経過とともに、健康上の問題などの理由で変動する。能力に関する統一的な定義および規定が存在しないため、本人の能力はその都度の法律および状況によって決定される。これについては、次の判例がある。

【判例①】Starson v. Swayze (カナダ最高裁判所⁽⁵⁰⁾, 2003)⁽⁵¹⁾

【事案の概要】

1985年以降、被告は米国とカナダの精神病院に頻繁に入院し、双極性障害と診断されていた。直近の入院の際に、医師は投薬による治療を提案したが、被告は治療を拒否した。これに対して、医師は被告が治療に関する決定能力がないと判断した。当時のオンタリオ州の法律は、本人が治療への判断能力を有しない場合には、本人の同意なしに治療することを許可していた。これは治療に関する決定を行うための情報を理解する能力の欠如が理由とされていた。被告は、オンタリオ州の委員会に対して不服申立てをしたが、委員会は被告は判断能力を有しないと決定した。その後の第1審および第2審において、被告は治療同意に関する判断能力を有するとされた。

【判決】

裁判所は、患者が提案された治療の性質と目的、予測可能な治療の利益とリスク、利用可能な代替方法、治療を受けない場合の結果を、患者が理解した場合には、患者は治療に関して判断能力を有すると

し、患者の主張を認めた⁽⁵²⁾。本件において、被告は治療を受けた場合の結果を認識しており、治療により本人の状態が改善する可能性が高まるのは推測にすぎないとされた。

2 BC州における決定能力の推定

BC州の成年後見法⁽⁵³⁾は、すべての成年者が経済的事務、身上のケアおよびヘルスケアに関して決定を行う能力を有すると推定する⁽⁵⁴⁾。BC州において、成年者は19歳以上の者である⁽⁵⁵⁾。同法は、本人の他者との意思疎通の方法は本人の決定能力に影響を及ぼさないとする⁽⁵⁶⁾。本人は、財産上の決定を行使できると推定されるため、貯金、寄付または投資を選択できる。これらの決定ができなければ、本人は保護される権利を有する。

3 財産上の決定に関する選択肢

BC州は、本人の財産管理に困難が生じる場合において、干渉程度の異なる意思決定支援および代理決定を定めている。虐待およびネグレクトに関しては、異なる調査方法が存在する⁽⁵⁷⁾。

BC州には、財産上の決定を行うために、次の制度がある。

- ① 非公式なサポート：本人は、家族または信頼している者から非公式の支援を受ける。
- ② 代理契約協定 (representation agreement)⁽⁵⁸⁾：本人は、自己の代わりに財産的事務を決定するか、決定する際の支援を受けるために、意思決定支援者または代理決定者として代理人 (representative) を正式に任命できる⁽⁵⁹⁾。
- ③ 財産のための代理権委任 (power of attorney for finance and property)：家族、友人、信頼して

(49) Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act (HCCA), *supra* note 42, s 3; Power of Attorney Act (POAA), RSBC 1996, c 370, s 11.

(50) カナダの司法制度に関しては、「カナダの司法制度」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/2019/01/14/gaikoku-shihou/>)を参照した。

(51) Starson v. Swayze, 1 S.C.R. No. 722 (2003).

(52) *Ibid.*, para. 80.

(53) AGA, *supra* note 24.

(54) *Ibid.*, s 3(1).

(55) *Ibid.*, s 1.

(56) *Ibid.*, s 3(2).

(57) Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *A Guide to the Certificate of Incapability Process under the Adult Guardianship Act*, 16, 18 (2016), available at <https://www.trustee.bc.ca>.

(58) Representation Agreement Act (RAA), RSBC 1996, c 405.

(59) 訳語は、北野誠「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」ノーマライゼーション障害者の福祉 225号 (2000年)を参照した。

いる団体または例外的な状況があれば「公的後見人および受託者協会」が本人の代わりに決定を行うために、本人は正式に代理人（attorney）を任命できる。持続的代理権委任⁶⁰⁾（enduring power of attorney）は、本人が無能力になった場合でも代理人が行動することを許容する⁶¹⁾。

- ④ 管理人（committee）または後見人（guardian）：本人が財産に関する決定に支援を必要としており、代理契約協定または代理権委任による代理人が存在しない場合には、財産に関する管理人または後見人が本人財産事務を決定するために任命される。

4 BC 州における障害

障害を定義する法律はないが、BC 州の人権裁判所は、身体障害と精神障害の解釈の指針を次のように述べている。

【判例②】Li v. Aluma Systems Inc（ブリティッシュコロンビア州人権裁判所、2014）⁶²⁾

【事案の概要】

原告 L は、2013 年に解雇された際に、自らを解雇した A および B に対し、身体障害を理由に差別したとして訴えを提起した。カナダの自由と権利の憲章は、13 条 1 項および 4 項において、障害を理由に雇用を拒否すること、および雇用の継続を拒否することを禁止している。被告は、原告の障害の存在を否定した。

【判決】

L は右手を負傷しているが、1 日から 6 日で仕事に復帰できるとの医師の判断に基づき、裁判所は、このような原告の状態は本質的に一時的であり、永続的ではないとした⁶³⁾。原告の医学的状態は、身体障害としての資格を与えられるほどの重症度、永続性および持続性を欠いているとし、訴えを棄却した。

精神障害は、本人の能力に影響を与える、または影響を与えているとみなされる精神状態が含まれ、学習障害、発達障害、うつ病および双極性障害が含まれる。身体障害には、個人の能力に影響を与える、または影響を与えているとみなされる身体的状態が含まれる。具体的には、依存症、切断、ぜんそく、にきび、糖尿病、がん、てんかん、高血圧、肥満、運動障害、視覚障害および聴覚障害が含まれる。これらの障害への配慮は、事案ごとに決定される⁶⁴⁾。

第 2 節 代理契約協定

1 代理契約協定の補充性

BC 州では、本人は自己の財産に関する決定能力を有すると推定される⁶⁵⁾。代理契約協定法は、代理契約協定の作成を本人に許容する。代理契約協定は、1 人または複数の代理人（representative）を、本人（成年者）の身上のケア、ヘルスケア、財産管理および法的事務を決定するために任命される。代理契約協定の目的は次の 2 点にある⁶⁶⁾。第 1 に、成年者である本人が自ら決定できなくなった場合において、ヘルスケア、身上のケア、財産管理またはその他の問題に関して、いつ、だれが、どのように決定するかを正式に決めることである。第 2 に、本人が自ら決定することができない場合には、だれが本人を支援し、または決定するかを裁判所が決定することを回避するための方法を本人に提供することである。

代理契約協定における代理人は、本人が独立して決定できない場合にのみ、本人の代わりに決定できるとされる。これについては、次の判例がある。

【判例③】Begg (Guardian ad litem of) v. Begg（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2013）⁶⁷⁾

【事案の概要】

原告は認知症に罹患していた。原告は代理契約協

⁶⁰⁾ 訳語は、坂本勉「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見法および代理権委任法に関する研究」佛教大学社会福祉学部論集 18 号 129 頁以下（2022）を参照した。

⁶¹⁾ POAA, *supra* note 49, s 10.

⁶²⁾ Li v. Aluma Systems Inc., B.C.H.R.T.D. No. 270 (2014).

⁶³⁾ *Ibid.*, para 41.

⁶⁴⁾ Canadian Center for Elder Law (CCEL), *CCEL Study Paper on Inclusive Investing: Respecting the Rights of Vulnerable Investors through Supported Decision-Making*, 84 (2021), available at https://www.bcli.org/wp-content/uploads/CCEL_InclusiveInvesting_V8-3_Print-Ready.pdf.

⁶⁵⁾ RAA, *supra* note 58, s 3(1).

⁶⁶⁾ *Ibid.*, s 2.

⁶⁷⁾ Begg (Guardian ad litem of) v. Begg, B.C.J. No. 87 (2013).

定を作成しており、娘3人が訴訟代理人となった。代理契約協定作成時において、原告の決定能力に問題はなかった。被告も、原告の子であった。被告は、2011年12月17日に原告を介護施設から連れ去り、本人の意思に反して監禁したとして、訴訟が提起された。介護施設入居時点において、原告は法的能力を欠いているとされた。

【判決】

裁判所は一部認容、一部棄却とし、代理契約協定が適用される場面について、次のように述べた。「代理契約協定法第2条は、本人の健康管理や身の回りの世話、日常的な管理について、本人が自ら決定する能力、財政問題その他の問題に焦点を当てた方法でこの法律の目的を定義している。私の見解によれば、この定義において、代理契約協定で任命された代理人は、本人が第3条第1項に規定されるような事案において独立して決定することができない場合にのみ、特定の問題に関して本人のために決定することが許される⁶⁸⁾。」

ここでは、代理契約協定における代理の補充性が示されている。

2 代理契約協定における代理の種類

代理契約協定は2種類の代理を定めている。第1に代理契約協定法第7条が規定する通常の代理契約協定、第2に、第9条が規定する通常ではない代理契約協定である。

第7条の代理契約協定で、本人は次の点の決定を代理人に委ねることができる。すなわち、身上のケア、日常の経済的事務、ヘルスケア、法律に関する助言およびサービスを受け、弁護士に手続開始を指示し、または本人に代わり法的手続きを行うことである⁶⁹⁾。

第9条に基づく代理契約協定は、ヘルスケアと身上のケアに関する事務を内容としており、財産に関する決定を任務内容としていない⁷⁰⁾。身上のケアに

関しては、次のことを内容としている。すなわち、本人がどこで誰と生活したいのか、働くべきかどうか、本人の教育活動、社会的活動、職業的活動、本人がだれと交友関係およびコンタクトをもつか、本人の食事および衣類、代理契約協定に記載がある場合におけるヘルスケアの受入れまたは拒否である⁷¹⁾。

3 第7条の代理契約協定の作成に関する能力

代理契約協定を作成する能力基準は、遺言を作成するための能力または契約を締結するための能力よりも低いと考えられている⁷²⁾。本人は、第7条における代理契約協定を作成するために、医師等による能力評価を受ける必要はない。本人が契約の締結ができず、またヘルスケア、身上のケア、法律に関する事務、財産管理事務ができなくても、本人は代理契約協定法第7条における代理契約協定を作成できる⁷³⁾。代理契約協定は、本人への制限が最も少ない、正式な代替制度である。代理契約協定法は、代理人を任命するための本人の能力を次の4つの要素を考慮して決定する⁷⁴⁾。第1に、本人が、代理人が代理すること、代理を支援すること、代理をやめることを望むかどうかである。第2に、本人が選択および選好を示すことができ、他者に対する賛成および反対の感情を示すことができるかどうかである。第3に、本人が代理契約協定を締結すること、変更すること、または取り消すことを、代理人が本人に影響を与える決定または選択を行うこと、または行わないことを意味すると理解するかどうかである。第4に、本人が代理人と信頼関係を有しているかどうかである。

代理契約協定の作成能力と比較される遺言能力に関しては、次のような判例がある。

【判例④】Laszlo v. Lawton (ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2013)⁷⁵⁾

【事案の概要】

2000年に作成された故人の遺言の有効性に異議

⁶⁸⁾ *Ibid.*, para 37.

⁶⁹⁾ RAA, *supra* note 58, s 7(1).

⁷⁰⁾ *Ibid.*, s 9(1).

⁷¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 74.

⁷²⁾ *Ibid.*, at 75.

⁷³⁾ RAA, *supra* note 58, s 8(1).

⁷⁴⁾ *Ibid.*, s 8(2).

⁷⁵⁾ Laszlo v. Lawton, B.C.J. No. 337 (2013).

を申し立てる訴訟が提起された。理由は、故人が遺言能力を欠いていたことであった。原告は、故人の姪と甥である。故人とその夫は、1950年代にハンガリーから移民としてカナダに移住しており、大規模な果樹園を有していた。1975年に故人の夫の妹家族がカナダに移住し、故人の土地で暮らし、果樹園の作業に貢献した。故人は1967年の遺言で財産を夫に、それが不可能であれば夫の母親と妹に残すとした。その後、故人の精神状態が悪化し、2000年に書き直した遺言では、遺産を警察官および不動産業者に残すとしていた。その遺言作成時における、故人の遺言能力が問題となった。

【判決】

裁判所は、2000年の遺言作成時において故人は認知症に罹患しているとして、遺言が無効であるとし、原告の訴えを認めた。その際、遺言能力については、次のように述べてた。すなわち、遺言者は、遺言を作成するためには、①自分の財産の性質と範囲、②自分の恩恵の自然な対象である人物、および③作成している遺言規定を知るために十分な理解力と記憶力を有している必要があり、かつ、これらを相互に関連させて評価し、自分の財産の処分について秩序だった欲求を形成することができなければならない⁽⁷⁶⁾。

また、同様に、代理契約協定の作成能力と比較される契約締結のための能力については、次の判例がある。

【判例⑤】 Bank of Nova Scotia v. Kelly (プリンスエドワードアイランド州高位裁判所, 1973)⁽⁷⁷⁾

【事案の概要】

原告は、約束手形の支払について被告に訴えを提起した。被告側は、被告は手形作成時点において正常ではない精神状態にあり、その意味と効果を理解できない状態であり、原告は、被告の精神状態を知っていたと主張した。

【判決】

裁判所は一部認容一部棄却としたが、被告の主張のほとんどが認められた。その際、被告の能力の状態を認めるには、次のことが必要であるとされた。すなわち、①約束手形に署名した時点で無能力であったこと、②精神無能力のために手形の用語を理解することができず、合理的な判断を下すことができなかったこと、③原告が、そのような被告の精神的無能力を認識していたことである⁽⁷⁸⁾。ここから、契約を締結するには、契約締結時に契約に関する用語および契約の効果を理解する能力が必要となると考えられる。

4 代理人の義務

代理契約協定における代理人は、本人の決定を支援するか、本人に代わって決定を行う。支援または代理に際して、代理人は、誠実かつ合理的に、注意深く、権限の範囲内で行動する義務を有する⁽⁷⁹⁾。代理人は、本人の希望を尊重するために、本人と相談しなければならない⁽⁸⁰⁾。本人の希望を突き止めることができない場合は、代理人は、本人の信条、価値観または最善の利益を判断根拠とする⁽⁸¹⁾。投資に関して支援または決定を行う場合には、代理人は、専門家に権限の一部またはすべてを与えることを許可されている⁽⁸²⁾。

代理契約協定7条のもとで活動する代理人は、次の要件を満たして補償を受ける。すなわち、本人が特別に補償を承認し、合意して金額を決定すること、「ヘルスケア（同意）およびケア施設（入所）法⁽⁸³⁾」において、本人の補償に関する権限が無効ではないこと、裁判所が代理人または監督者の申請により補償の申請を承認することである⁽⁸⁴⁾。代理権委任のもとにおいても、補償を許可する類似の要件が存在する⁽⁸⁵⁾。

⁽⁷⁶⁾ *Ibid.*, para. 188.

⁽⁷⁷⁾ Bank of Nova Scotia v. Kelly, P.E.I.J. No. 7 (1973).

⁽⁷⁸⁾ *Ibid.*, para. 9.

⁽⁷⁹⁾ RAA, *supra* note 58, s 16(1).

⁽⁸⁰⁾ *Ibid.*, s 16(2).

⁽⁸¹⁾ *Ibid.*, s 16(4).

⁽⁸²⁾ *Ibid.*, s 16(6).

⁽⁸³⁾ Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, *supra* note 42.

⁽⁸⁴⁾ *Ibid.*, s 26(1).

⁽⁸⁵⁾ POAA, *supra* note 49, s 25(1).

5 監督者の義務

代理契約協定法において、監督者は代理人が義務を果たしているかを監督する⁽⁸⁶⁾。同法7条または9条の代理契約協定を作成する場合において、本人は、身上のケア、ヘルスケアまたは財産管理に関する決定を行う代理人の監督者を任命できる。7条に基づいて作成する場合には、本人は、次の場合以外には、監督者を任命しなければならない。代理人が配偶者、公的後見人および受託者協会、信託会社、もしくは信用組合である場合か、または本人が権限を複数人の代理人に分散しており、権限を行使するには全員が同意して行動しなければならない以外の場合である⁽⁸⁷⁾。監督者は本人を訪問して対話でき、代理人の義務違反があれば、監督者は代理人に対して会計その他の記録の作成と報告を要求できる⁽⁸⁸⁾。監督者は、原則として報酬を受ける権限を有しない⁽⁸⁹⁾。

6 財産事務の範囲

代理契約協定において、代理人は財産管理に関するすべての事務を任務範囲とすることができる⁽⁹⁰⁾。その任務範囲には、銀行手続き、ローンに関する手続き、年金の受給などの経済的利益の取得、金融機関からの通知の受取、小切手および手形に関する手続き、投資、税金、および慈善活動に関する寄付が含まれる⁽⁹¹⁾。これらの活動を行う際に、代理人は本人と同様に必要となる情報にアクセスする権利を有する⁽⁹²⁾。

第7条に基づいて任命された代理人は、次のことを行うことを許されていない。クレジットカードの使用および更新、ローンの設定、不動産売買、担保の設定、第三者の保証、本人の所有物の貸与または譲渡、受益者の指定の取消しおよび変更、ならびに

本人に代わり取締役または役員として活動することである⁽⁹³⁾。

第3節 代理権委任 (power of attorney)

1 代理権委任の種類

代理権委任には、①一般的な代理権委任 (general power of attorney) と、②持続的代理権委任 (enduring power of attorney) がある⁽⁹⁴⁾。どちらの代理権委任も、本人は作成できる能力を有するうちに作成しなければならない。代理権委任における代理人 (attorney) を任命する能力として、本人は作成する書類の本質のおよび効果を理解することを要求される。代理権委任を作成するには、本人は、次のことを理解していなければならない⁽⁹⁵⁾。

- ・ 本人が所有する財産とその価値。
- ・ 本人が扶養家族に対して負う義務。
- ・ 代理人が代理権委任に定められた条件で本人の財産を代理できること。
- ・ 代理人が本人の財産を慎重に管理しないと、その価値が低下する可能性があること。
- ・ 代理人が権限を濫用するおそれがあること。
- ・ 能力があれば、本人は持続的代理権委任を取り消すことができること。

2 一般的な代理権委任

一般的な代理権委任は、本人が信頼する者 (代理人) を任命する法的書類である。代理人は、本人の指示により、または本人の代わりに財産事務を行う⁽⁹⁶⁾。代理権委任により、本人は一般的な代理権または特定の代理権を付与する⁽⁹⁷⁾。一般的な代理権委任においては、本人は財産事務に関する決定権を有したままであり、決定する際に代理人からの支援を受けることができる⁽⁹⁸⁾。

⁽⁸⁶⁾ RAA, *supra* note 58, s 20.

⁽⁸⁷⁾ *Ibid.*, s 12(1).

⁽⁸⁸⁾ *Ibid.*, s 20 (2), (4).

⁽⁸⁹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 76.

⁽⁹⁰⁾ *Ibid.*, at 76.

⁽⁹¹⁾ Representation Agreement Regulation (RAR), BC Reg 199/2001(RAR), s 2(1).

⁽⁹²⁾ RAA, *supra* note 58, s 18(2).

⁽⁹³⁾ RAR, *supra* note 91, s 2(2).

⁽⁹⁴⁾ CCEL, *supra* note 64, at 78.

⁽⁹⁵⁾ POAA, *supra* note 49, s 12(2).

⁽⁹⁶⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT BC), *supra* note 45, at 11.

⁽⁹⁷⁾ POAA, *supra* note 49, s 13(2).

⁽⁹⁸⁾ CCEL, *supra* note 64, at 78.

3 持続的代理権委任

(1) 持続的代理権委任の効力

持続的代理権委任は、一般的な代理権委任と同様に、財産事務に関する権限を扱う。本人が決定の際に支援を必要とするか、または決定に関して能力を失っていても、持続的代理権委任は有効のままとなる⁽⁹⁹⁾。持続的代理権委任を作成する能力は、一般的な代理権委任を作成する能力と同程度のものが要求されており、代理契約協定法7条における代理契約協定を締結する場合よりも高い能力が必要とされている。本人は、持続的代理権委任の中で、代理人が、本人が能力有する間においても代理権を有するのか、または代理人は本人が能力を有しない場合においてのみ代理権を有し、その権限が持続するのかどうかを決定しておかなければならない⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 権限の範囲

本人は、一般的な代理権委任と同様に、持続的代理権委任においても、代理人の権限の範囲を指定できる。権限として、請求書の支払い、税金の支払い、銀行取引、投資の管理、および資産の売却が挙げられる⁽¹⁰¹⁾。持続的代理権委任は、基本的にすべての財産事務を行うよう作成されうるが、本人は代理人の権限を特定の範囲に制限することができる。

(3) 持続的代理権委任の開始

持続的代理権委任の代理権限は、本人および代理人が持続的代理権委任に署名をしたときに開始する⁽¹⁰²⁾。本人は、開始を望む時期またはきっかけとなる出来事を指定できる⁽¹⁰³⁾。たとえば、医師が本人を無能力と判断したときである。特定の出来事によって代理権が開始する場合には、本人は、代理権が有効となった後に、その出来事を確認する方法と人物を記載する必要がある⁽¹⁰⁴⁾。公的後見人および受託者協会によれば、代理人は本人が無能力でなければ行

動できず、本人が能力を有する間は本人に代わり発言したり、支援する権限を有しないとされる⁽¹⁰⁵⁾。持続的代理権委任が有効となっても、本人が能力を有する場合には、本人は決定を行う権限を有し続ける⁽¹⁰⁶⁾。

(4) 持続的代理権委任の終了

本人が持続的代理権委任を取り消すか、または死亡する場合には、持続的代理権委任は終了する⁽¹⁰⁷⁾。この他に、次の場合において、代理人の権限が終了する。第1に、持続的代理権委任の権限の継続が言及されずに、婚姻または婚姻に類似する関係が終了し、代理人がその配偶者であった場合、第2に、持続的代理権委任において、本人が記載した出来事または状況が発生したとき、第3に、裁判所が終了を命じた場合である。公的後見人および受託者協会が後見人に任命される場合には、持続的配慮代理権の効力は停止する⁽¹⁰⁸⁾。

4 持続的代理権委任における代理人の義務

持続的代理権委任における代理人は、誠実かつ慎重に行動するとともに、次のことを義務付けられている。

- ・ 本人の希望、価値観、持続的代理権委任における指示を考慮して、本人の最善の利益のために行動すること⁽¹⁰⁹⁾。
- ・ 合理的な範囲で本人の財産をその身上ケアおよびヘルスケアの必要性を満たすことに用いること⁽¹¹⁰⁾。
- ・ 持続的代理権委任に特段の記載がない限り、信託法に従い本人の財産を投資すること⁽¹¹¹⁾。
- ・ 合理的な範囲内で本人の自律を促進し、本人に影響を与える意思決定への本人の関与を促進すること⁽¹¹²⁾。

⁽⁹⁹⁾ *Ibid.*, at 78.

⁽¹⁰⁰⁾ POAA, *supra* note 49, s 14.

⁽¹⁰¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 78.

⁽¹⁰²⁾ POAA, *supra* note 49, s 26(1).

⁽¹⁰³⁾ *Ibid.*

⁽¹⁰⁴⁾ POAA, *supra* note 49, s 26(2).

⁽¹⁰⁵⁾ CCEL, *supra* note 64, at 79.

⁽¹⁰⁶⁾ POAA, *supra* note 49, s 27(1).

⁽¹⁰⁷⁾ *Ibid.*, s 30(4).

⁽¹⁰⁸⁾ *Ibid.*, s 29(2).

⁽¹⁰⁹⁾ *Ibid.*, s 19(2).

⁽¹¹⁰⁾ *Ibid.*, s 19(3)(a).

⁽¹¹¹⁾ *Ibid.*, s 19(3)(b).

- ・本人の遺言において遺贈の対象となっている財産を処分しないこと⁽¹¹³⁾。
- ・合理的な範囲内で、本人の身の回りの物を本人が自由に使用できるようにしておくこと⁽¹¹⁴⁾。

持続的代理権委任における代理人に関して、代理人がその義務を理解し、受け入れることを確認しなければならないという要件は存在しない⁽¹¹⁵⁾。この点は、代理契約協定法第7条と異なる。

第4節 財産に関する管理人および成年後見人

1 代理人付与の2つの方法

本人が財産に関する決定に際して支援を必要としており、代理契約協定、財産に関する代理権委任、および持続的代理権委任が準備されていない場合には、財産に関する代理人が付与される⁽¹¹⁶⁾。財産に関する代理人の付与は、①成年後見法 (the Adult Guardianship Act (AGA))⁽¹¹⁷⁾ のもとにおける無能力証明書の発行、または②患者財産法 (Patients Property Act (PPA))⁽¹¹⁸⁾ のもとにおける裁判所による任命のいずれかの方法で行われる。代理人の候補者として、家族、親しい友人、信頼する団体またはBC州の「公的後見人および受託者協会」が挙げられる。

2 成年後見法のもとにおける無能力の証明

(1) 成年後見法の目的

本人の財産管理能力が存在しない場合において、代理契約協定、代理権委任または持続的代理権委任における代理決定または意思決定支援の最終手段として、成年後見法は、財産に関する後見人の付与を規定する⁽¹¹⁹⁾。成年後見法は、能力の推定を規定している⁽¹²⁰⁾。成年後見法の目的は、意思決定の結果としての自傷の可能性または財産喪失の可能性から本人を保護することである⁽¹²¹⁾。同法は、虐待、ネグレク

トまたはセルフネグレクトのための支援および対応も規定している。

無能力証明書の発行を決定する際に、本人が希望を述べることができない場合について、成年後見法2条は、次のように規定する。

成年後見法第2条

この法律は、次の原則に従って管理および解釈されるものとする。

- すべての成年者は、他者を害することなく、自身の問題について決定を下すことができる限りにおいて、自身が望むように生活し、支援または保護を受け入れるか、または拒否する権利を有する。
- すべての成年者は、自分自身または自己の経済的事務に対応できない場合において、最も効果的で、最も制限かつ介入が少ない支援または保護を受ける必要がある。
- 裁判所は、支援および支援の提供などの代替手段が試されるか、慎重に検討されない限り、後見人を要請されるべきでなく、また任命すべきではない。

また、成年後見法は最終手段であるということに関して、次のような判例が存在する。

【判例⑥】A.H. v. Fraser Health Authority (ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2019)⁽¹²²⁾

【事案の概要】

Aは、39歳の女性であり、精神的な健康問題を抱えていた。彼女には薬物乱用があり、母親その他の家族と住んでいたが、虐待およびネグレクトを受けていた。2016年10月に、保険局は、Aが虐待を受けており、清潔な衣類と十分な食料を与えられていないと報告を受けた。保険局は、成年後見法59条2項e⁽¹²³⁾に基づいてAをその意思に反して拘束し

⁽¹¹²⁾ *Ibid.*, s 19(3)(c).

⁽¹¹³⁾ *Ibid.*, s 19(3)(d).

⁽¹¹⁴⁾ *Ibid.*, s 19(3)(e).

⁽¹¹⁵⁾ RAR, *supra* note 91, Form1, Part2,1(e).

⁽¹¹⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 80.

⁽¹¹⁷⁾ AGA, *supra* note 24, s 32.

⁽¹¹⁸⁾ PPA, *supra* note 16, s 6(1).

⁽¹¹⁹⁾ AGA, *supra* note 24, s 32.

⁽¹²⁰⁾ *Ibid.*, s 3(1).

⁽¹²¹⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *Understanding the Lived Experiences of Supported Decision-Making in Canada: Legal Capacity, Decision-Making and Guardianship*, 18 (2014), available at Understanding the Lived Experience of Supported Decision Making – British Columbia Law Institute (bcli.org).

⁽¹²²⁾ A.H. v. Fraser Health Authority, B.C.J. No. 263 (2019).

た。

成年後見法 59 条は、本人を病気、怪我、ネグレクトといった状況から保護するために、保険局が本人の同意なしに緊急措置として介入することを認めている。A は同意なく 2016 年 10 月から翌年 9 月まで拘束された。拘束されている間、A は理由を知らされることなく、外出を禁止され、電話とインターネットの使用を制限され、9 カ月間、弁護士との面会を禁止されていた。

A は、保険局は、成年後見法 59 条 2 項 e に基づいて長期間非自発的に自らを拘禁する権限を有しないと主張した。2016 年 10 月から翌年 9 月までの拘禁は違法であり、カナダの人権と自由の憲章 7 条、9 条および 10 条に違反するとした。

【判決】

最高裁は、無期限の拘束は緊急措置ではないとして、成年後見法 59 条 2 項 e の権限に長期の同意ない拘留は含まれないとし、原告の訴えを認めた。さらに、成年後見法の補充性について、次のように述べている。「成年後見法は、障害を有する成年者の自己決定と自律性を優先し、最終手段として、できる限り介入を最小限に抑える方法で、非自発的な措置を課するという原則と推定に管理されている。これらの原則は、成年後見法 2 条および 3 条⁽¹²⁴⁾に現れている。⁽¹²⁵⁾」

このような目的は成年後見法の解釈に用いられ、代理権委任といった他の法律には適用されない。しかし、当該目的は、高齢者の自律を尊重するため、そして最も侵害の少ない代理決定または意思決定支援を用いるための指針となっている⁽¹²⁶⁾。

(2) 成年後見法のもとにおける公的後見人および受託者協会の任命

本人が財産事務に関して支援を必要としているが、支援者を決める正式な準備をしていない場合には、成年後見法は、公的後見人および受託者協会を財産後見人として任命することを規定している。本人が支援を必要としているかどうかを決定するために、「公的後見人および受託者協会」または保険機関の職員は、医療従事者に対して本人の能力評価を依頼する⁽¹²⁷⁾。医療従事者からの財産管理に関する無能力の報告を受けて、保険機関の職員は、本人の無能力証明書を発行する。無能力証明書を発行する場合には、次のことを確認しなければならない。すなわち、①本人が財産事務に関する決定を必要としていること、②本人が当該決定に関して無能力であること、③本人が財産に関する法定後見人を必要としており、その任命から利益を受けること、④本人の必要性が他の支援によって十分に満たされていないこと、⑤本人が持続的代理権委任によって代理人にすべての権限を付与していないか、または付与されていたとしても代理人が義務を果たしていないことである⁽¹²⁸⁾。

無能力証明書が発行された時点で、BC 州の公的公証人または受託者協会は、成年後見法に基づいて法定の財産後見人となる⁽¹²⁹⁾。法定の財産後見人は、本人の財産事務および法的事務を行う権限を有する。本人または本人の代理人は、能力の再評価を請求できる⁽¹³⁰⁾。

3 患者財産法に基づく裁判所の任命

患者財産法は、裁判所が財産に関する管理人

⁽¹²³⁾ 成年後見法 59 条 1 項「指定機関の者は、〔以下の場合には〕成年者の同意なしに第 2 項のを行うことができる。(a) 本人が明らかに虐待またはネグレクトされているか、(b) 指定機関の者の意見において、次のことを遅滞なく行うために行動する必要があるか、(i) 成年者の命を守るためか、(ii) 成年者の深刻な身体的危害または精神的危害を防止するか、または (iii) 本人の財産を深刻な損害または損失を防ぐために、(c) 成年者が明らかに拒否または同意を行うことができない場合。」

同法 59 条 2 項「1 項に記載された状況において、指定された期間は以下の 1 つまたはそれ以上のことを行うことができる。〔(a) から (d) 省略〕(e) 成年者を危害から守るために、必要となるその他の緊急の措置を講じること。」「〔 〕は訳注である。

⁽¹²⁴⁾ 成年後見法第 3 条「(1) 反対のことが証明されるまでは、すべての成年者は、本人の身上のケア、健康のケアおよび財産に関する事務の決定を行うことができると推定される。(2) その成年者の他者との意思疎通の方法は、前項で言及されている事項に関して決定を行うことができないと判断する根拠とはならない。」

⁽¹²⁵⁾ A.H. v. Fraser Health Authority, *supra* note 122, para. 101.

⁽¹²⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 81.

⁽¹²⁷⁾ AGA, *supra* note 24, s 32(1).

⁽¹²⁸⁾ *Ibid.*, 32(3).

⁽¹²⁹⁾ *Ibid.*, 32(4), (5).

⁽¹³⁰⁾ *Ibid.*, 33(3).

(committee) を任命する手続きを規定している⁽¹³¹⁾。患者財産法は、成年後見法の裁判所の任命による後見に関する章が施行されれば、同章と置き換えられる予定である。

BC州におけるすべての者は、患者財産法のもとで管理人として裁判所に任命されることを申請できる⁽¹³²⁾。公的後見人および受託者協会も、申請ができる。本人は、可能である場合には管理人の候補者を挙げることができ、任命しない理由が十分に存在しなければ、裁判所は、この候補者を任命しなければならない⁽¹³³⁾。

財産に関する管理人を任命する際に、裁判所は、本人が財産事務を行うことができないかどうかを確認する⁽¹³⁴⁾。本人が財産事務を処理できないと判断する場合には、管理人の適性について判断する。任命に際し、裁判所は管理人の権限を制限できる⁽¹³⁵⁾。

公的後見人および受託者協会は、管理人として次のことを任務とする。給付金の申請、収入の受取り、請求書の支払い、サービスの契約、不動産の維持・購入・売却、投資の管理、納税申告書の作成、扶養家族への適切な供給および法的問題の対処である⁽¹³⁶⁾。他方で、協会は、ヘルスケア、生活に関する調整、婚姻または離婚、養子縁組、選挙の投票、遺言の執行、刑事手続き、および移住に関する決定を任務としていない⁽¹³⁷⁾。管理人は、本人およびその家族の利益となるように財産管理を行わなければならない⁽¹³⁸⁾。日常生活における必要性を維持する分を超える金銭は、投資されるべきとされる⁽¹³⁹⁾。管理人は、

合理的な範囲で本人が意思決定に関与することを促進しなければならない⁽¹⁴⁰⁾。

4 信託法における後見人の義務

財産後見人は、「信託法 (Trustee Act⁽¹⁴¹⁾)」に規定されている、本人の財産事務を管理するための基準を遵守しなければならない⁽¹⁴²⁾。後見人および代理人が投資の決定を行う場合には、慎重な投資家としての注意および技術を用いなければならない。信託法は、慎重な投資家の定義を規定していない。公的後見人および受託者協会は、他州の基準を参考にし、解釈基準として次のことを示している⁽¹⁴³⁾。

- ・リスクとリターンのバランスの取れたアプローチを行うこと。
- ・書面による投資戦略および計画を行うこと。
- ・資本を保護し、本人に対して自己が管理した事務から得た収入を提供すること。
- ・適切かつ合理的なリスクとリターンの目標を立てること。
- ・投資の段階と種類が多様であるか確認すること。
- ・投資目的で請求される費用が適切かつ合理的か確認すること。
- ・代理人 (agent) への権限の譲渡は、慎重に行うこと。

管理人は、これらの点を踏まえて投資に関する決定を行ったと示せばよいとされる⁽¹⁴⁴⁾。これらの基準が遵守されていれば、後見人は投資についての責任を負わない⁽¹⁴⁵⁾。後見人は、信託法に基づき、通常の

⁽¹³¹⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *An Introduction to Adult Guardianship in British Columbia*, 2 (2016), available at [Introduction_to_Adult_Guardianship.pdf](https://www.trustee.bc.ca/Documents/Introduction_to_Adult_Guardianship.pdf) (trustee.bc.ca).

⁽¹³²⁾ PPA, *supra* note 16, s 6(1).

⁽¹³³⁾ *Ibid.*, s 9.

⁽¹³⁴⁾ CCEL, *supra* note 64, at 82.

⁽¹³⁵⁾ PPA, *supra* note 16, s 16.

⁽¹³⁶⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *When the Public Guardian and Trustee is Committee: Client Information when the PGT is acting as Committee of Estate*, 2 (2015), available at https://www.trustee.bc.ca/Documents/STA/When_the_PGT_is_Committee.pdf.

⁽¹³⁷⁾ *Ibid.*

⁽¹³⁸⁾ PPA, *supra* note 16, s 18(1).

⁽¹³⁹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 82.

⁽¹⁴⁰⁾ PPA, *supra* note 16, s 18(2).

⁽¹⁴¹⁾ Trustee Act, RSBC 1996, c 464.

⁽¹⁴²⁾ *Ibid.*, s 15.2.

⁽¹⁴³⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *Managing investments as a private committee*, 1-2 (2020), available at <https://www.trustee.bc.ca/documents/PCS/Fact%20Sheet%20-%20FAQ.pdf>.

⁽¹⁴⁴⁾ CCEL, *supra* note 64, at 83.

⁽¹⁴⁵⁾ Trustee Act, *supra* note 141, s 15.3.

投資家が委託できる程度において、投資に関する権限を代理人に委託できる⁽¹⁴⁶⁾。委託する場合において、後見人は権限に制限を設定するなど、後見人に代わって行動する代理人を慎重に選択する必要がある⁽¹⁴⁷⁾。

第3章 ブリティッシュコロンビア州における意思決定支援

1 意思決定支援の概念

カナダにおいて、意思決定支援の統一された定義および広汎に受け入れられている理解は存在しないと考えられている⁽¹⁴⁸⁾。意思決定支援の定義については様々な記述があり、定義は各州の法律用語、支援者の役割の内容、および必要となる法的文書といった要因によって異なる。支援者による支援の方法として、コミュニケーションの助言、言い換えおよび説明、情報の収集、メモをとる、質問をする、決定を支援するなどが挙げられている⁽¹⁴⁹⁾。

意思決定支援は、一般的に代理決定の代替策と表記される⁽¹⁵⁰⁾。法律には規定されていないが、意思決定支援の一例として、次のことが想定されている⁽¹⁵¹⁾。

- ・決定に含まれる問題を理解すること。
- ・決定の結果を理解すること。
- ・意思決定に必要な適切な支援および情報にアクセスすること。
- ・本人の意見を表明し、必要な場合には通訳者として行動すること。
- ・本人の希望を施設または個人にきいてもらうこと。
- ・個人または施設が、本人が必要と性、権利、価値観および目標を有していることを理解することを支援すること。

これらの支援方法は、本人が支援を受け取るとい

う観点からのみの方法であるとして、次のことを示すことによって、意思決定支援は実施できると考えられている⁽¹⁵²⁾。

- ・本人の自主性と尊厳を尊重すること。
- ・本人の目標、価値観、選好を知ること。
- ・支援の時期と方法を知ること。
- ・本人との信頼関係を形成すること。
- ・支援者としての義務を果たし、その役割を自己または他者の利益のために利用しないこと。
- ・本人の決定を支援するために十分な時間を費やすこと。

2 カナダにおける意思決定支援の起源

カナダは、長年様々な能力を有して生きる人々の権利を認識し、促進し、保護する取り組みを実施してきた。カナダは、意思決定に関する認識を変えるよう努力し、支援と意思決定能力をつなげることを支持した最初の国であると言われている⁽¹⁵³⁾。20年以上前から、カナダの障害者団体は、知的障害者の自己決定を妨げる障壁を克服する方法として意思決定支援を検討してきた⁽¹⁵⁴⁾。障害者が意思決定過程に参加する能力を失うことおよび法的能力を失うことに関するリスクの認識が高まり、障害と意思決定に関する認識の変化が国家に対して主張された。

意思決定支援は、人生の決定をどのように行うかという慣行を反映している。誰もが様々な分野に関する決定を行うにあたり、他人からの支援を必要としており、意思決定支援を必要とするのは、障害者に限らないと認識されている⁽¹⁵⁵⁾。意思決定支援の目標は、障害者がその生活において自身の主張を失うリスクを軽減することである⁽¹⁵⁶⁾。すべての人に共通である支援を、より支援が必要な人、または簡潔な方法で意思疎通を行うことができない人の意思決定

⁽¹⁴⁶⁾ *Ibid.*, s 15.5(2).

⁽¹⁴⁷⁾ *Ibid.*, s 15.5(3).

⁽¹⁴⁸⁾ CCEL, *supra* note 64, at 106.

⁽¹⁴⁹⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁰⁾ Canadian Centre for Elder Law (CCEL), *Conversations about Care: The Law and Practice of Health Care Consent for People Living with Dementia in British Columbia*, 27 (2019), available at https://www.bcli.org/wp-content/uploads/2019/02/HCC_report-Final_web_Mar-29-2019.pdf.

⁽¹⁵¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 106.

⁽¹⁵²⁾ *Ibid.*, at 107.

⁽¹⁵³⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁴⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁵⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *supra* note 121, at 20.

⁽¹⁵⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 108.

に組み込むことは、平等な意思決定プロセスに関与する機会を生み出すとされた。この認識を発展させることは、パターンリズムから意思決定へ移行する重要な変化とみなされた⁽¹⁵⁷⁾。

3 BC州における意思決定支援

(1) 意思決定支援の取り組みの開始

BC州の障害者団体は、1990年代に意思決定支援の取り組みを開始した⁽¹⁵⁸⁾。当時の委員会は、最も効果的で、制限が少なく、本人が烙印を押されることのない支援または保護を受けるという権利に基づいて、本人に支援または保護を提供する新しい方法を提案した。目標は、新しい成年後見のための法律、手続きおよび政策の基礎を形成することであった⁽¹⁵⁹⁾。

(2) 意思決定支援としての代理契約協定法の意義

BC州の意思決定支援として考えられているのは、代理契約協定法と持続的代理権委任である。代理契約協定法は、意思決定支援として法的根拠を有する最初の制度であると認識されている⁽¹⁶⁰⁾。同法では、裁判所を介さずに本人と代理人が協力して支援の範囲と程度を決定する。同法は、支援を「サポート (support)」ではなく「ヘルプ (help)」と表記しており、支援に関する定義を置いていない。支援者は合理的な範囲で本人と相談して決定を行い、合理的である以上、本人の希望に従うことを義務付けられている⁽¹⁶¹⁾。代理契約協定法は、合理性の基準に関する具体的なモデルおよび枠組みを示しておらず、解釈の余地が残されている。すなわち、決定の状況により、本人の指示または表明した希望、身上または価値感で判断され、これらが周知されていなければ本人の最善の利益が考慮される⁽¹⁶²⁾。

また、代理契約協定法においては、代理契約協定

を作成する要件としての能力が低く設定された。この点が他の意思決定支援と大きく異なる点であり、BC州の意思決定支援へのアプローチの強みになると考えられている⁽¹⁶³⁾。代理契約協定は代理人を指名して本人の希望を示すための、すべての成年者が利用できる文書である。当該能力設定に対しては、肯定的な反応と否定的な反応の両方が存在した。肯定的な見解からは、「承認」という感覚または信頼によって特徴づけられる専門用語を用いる能力テストへの移行は、立法を支援の輪の中に持ち込み、障害を有する者との関与をもたらすとされた⁽¹⁶⁴⁾。批判的な見解からは、これらの能力を評価することは困難であり、虐待の可能性が高くなると主張された⁽¹⁶⁵⁾。また、本人は、代理契約協定を作成する、取り消す、または作り変えるというプレッシャーを意思決定支援者から感じるかもしれない点、および代理契約協定法7条には、代理契約協定を弁護士または公証人とともに作成するという要件が存在しないため、専門家が本人の能力を判断する機会が与えられないかもしれない点がリスクとして指摘された⁽¹⁶⁶⁾。

(3) 意思決定支援としての持続的代理権委任の意義

障害者権利条約の一般的意見によれば、多くの障害を有する者にとって、事前に計画することは、重要な支援方法である。事前に計画することにより、本人は、後に能力を有しなくなった際に、自己の意思および選好を伝えることができるからである⁽¹⁶⁷⁾。持続的代理権委任を作成することは、本人が自己のために決定する者を任命できるため、障害者権利条約12条における支援にあたると考えられている⁽¹⁶⁸⁾。

(4) 代理契約協定および持続的代理権委任と後見の関係

代理契約協定および持続的代理権委任の目標は、本人の意思決定における自律を促進し、成年後見法

⁽¹⁵⁷⁾ Ibid.

⁽¹⁵⁸⁾ Canadian Centre for Elder Law (CCEL), *A Comparative Analysis of Adult Guardianship Laws in BC, New Zealand and Ontario*, 7 (2006), available at https://www.bcli.org/sites/default/files/Comparative_Analysis_of_Adult_Guardianship_Laws.pdf.

⁽¹⁵⁹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 109.

⁽¹⁶⁰⁾ Ibid.

⁽¹⁶¹⁾ RAA, *supra* note 58, 16(2).

⁽¹⁶²⁾ Ibid., 16(4).

⁽¹⁶³⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *supra* note 121, at 14.

⁽¹⁶⁴⁾ Ibid., at 17.

⁽¹⁶⁵⁾ Ibid.

⁽¹⁶⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 110.

⁽¹⁶⁷⁾ 障害者権利福祉研究情報システム「一般的意見第1号」・前掲注1・段落17。

⁽¹⁶⁸⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

および患者財産法による能力制限を回避し、可能な限り侵害の生じない手段を提供して、本人が代理人のもとで財産を管理できるようにすることである⁽¹⁶⁹⁾。

持続的代理権委任により、本人は自己の財産を管理する支援者または決定者を任命できる。本人は、持続的代理権委任の性質および効果を理解できる限り、持続的代理権委任を作成できる⁽¹⁷⁰⁾。本人は、自分が能力のある間に、代理人が権限を行使できるかどうかを示さなければならない⁽¹⁷¹⁾。事前計画の利点は、本人が能力を有するうちに代理人の権限の範囲を決定できる点にある。本人が決定できない場合にのみ代理人が権限を有することによって、支援者と代理人の役割を必要に応じて切り替えることができる⁽¹⁷²⁾。

本人が代理契約協定または持続的代理権委任を有する場合には、患者財産法による「患者」とであるという宣言を受けることなく支援を受け、または代理決定が行われる。代理契約協定は、本人が患者財産法のもとで「患者」と判断され、宣言されることで終了する⁽¹⁷³⁾。もっとも、裁判所は、本人に無能力の症状がみられても、代理契約協定が有効であると許可することができる。これについては、次の判例がある。

【判例⑦】 *Dawes v. Dawes*（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2012）⁽¹⁷⁴⁾

【事案の概要】

ハロルド（82歳）は、認知症のために、妻ジョイス（84歳）を財産および身上に関して無能力であると宣言し、自身を患者財産法に基づいて財産管理人として任命するよう申請をした。この申請は、かれらの子供であるジャネットによって反対された。その反対理由は、ジョイスがジャネットと代理

契約協定を締結していたからである。当該代理契約協定は、ジャネットに対して重大な権限を与えていた。

【判決】

裁判所は、ジョイスを認知症を理由として、身上および財産管理について無能力であるとし、ハロルドおよびスーザン（娘）を身上および財産に関する共同管理人（committee）として任命した。ジャネットは、母親に関して自己の意見と異なる他者（家族および専門家）の意見を受け入れず、母親の状況および必要性を理解しているかどうか疑わしいとされた。このため、裁判所は、ジャネットが後見人として適性を有しないと判断した。ハロルドは健康上の不安を抱えていたが、ジョイスが施設に入居していることからこの問題は重要視されなかった。ハロルドの年齢を考慮して、2人の代理人が任命された。この際、裁判所は、代理契約協定の有効性について次のように述べた。「裁判所が患者財産法1条b⁽¹⁷⁵⁾に基づいて本人が患者であると宣言する患者財産法に従い、本人によって作成されたすべての代理契約協定は終了し、裁判所の裁量に服する。裁量権が行使される場合には、患者財産法は、代理契約協定が引き続き有効であることを許可する⁽¹⁷⁶⁾。」裁判所は、①代理契約協定が締結された状況、②代理契約協定の範囲、および③代理契約協定を終了する根拠等を判断して、代理契約協定の有効性を判断すると考えられている⁽¹⁷⁷⁾。

裁判所は、患者財産法は本人に対する侵害が強い法律であると考えている。これについては、次の判例がある。

【判例⑧】 *Temoin v. Martin*（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2011）⁽¹⁷⁸⁾

⁽¹⁶⁹⁾ *Ibid.*

⁽¹⁷⁰⁾ POAA, *supra* note 49, 12(1).

⁽¹⁷¹⁾ *Ibid.*, 14.

⁽¹⁷²⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

⁽¹⁷³⁾ RAA, *supra* note 58, s 29(1)(h), PPA, *supra* note 16, ss 1, 19(b).

⁽¹⁷⁴⁾ *Dawes v. Dawes*, B.C.J. No. 1864 (2012).

⁽¹⁷⁵⁾ 患者財産法1条 (b) 「患者とは〔略〕この法律のもとで裁判官により次のように宣告された者をいう。(i) 自己の事務を処理する能力を有しないか、(ii) 自分自身のことを管理する能力を有しないか、または (iii) 自己の事務または自分自身のことを管理する能力を有しない〔者〕。」

⁽¹⁷⁶⁾ *Dawes v. Dawes*, *supra* note 174, para 58.

⁽¹⁷⁷⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

⁽¹⁷⁸⁾ *Temoin v. Martin*, B.C.J. No. 2446 (2011).

【事案の概要】

Tは、父親Mが自分の事務処理ができないことを理由に、患者財産法の申請を行った。その際、Tは、Mの能力に関する医学的証明書を提出しなかった。

【判決】

裁判所は、能力に関する医学的証明書を提出されない場合には、患者財産法の申請は認められないとした。そして、「患者財産法の要件は、無能力の認定から生じる自由の深刻な制限を反映している。人は無能力かそうでないかのいずれかとなり、患者財産法はこの判断に取り組む単刀直入な手段となる⁽¹⁷⁹⁾」として、患者財産法が本人の自由の深刻な制限を生じさせるとした。ここから、患者財産法は、まれな状況においてのみ行使されるべきであると考えられている⁽¹⁸⁰⁾。

おわりに

1 課題の検討

「はじめに」で設定した課題を検討する。

①課題1：BC州を中心とするカナダにおける意思決定支援制度の変遷について

パターンリズムからの脱却という成年後見制度の改正は、1970年代から始まった。成年者保護のための代理決定制度に関する法改正が、すべての州および準州で行われた。この時期の改正の特徴は、①手続きの公平性、権利保護および自己決定の尊重、②事前計画文書の現代化、③新しく、洗練された能力の評価手続き、④後見人の義務の法的明確化、⑤脆弱者または無能力者に対するネグレクト、セルフネグレクトに対応する法的しくみ、⑥ヘルスケアの同意に関する法的しくみ、⑦「公的後見人および受託者協会」または類似組織のための法的構造の現代化であった。

1980年代においても改正が行われた。この時期の改正は、障害者および高齢者の自律を重視し、後見人の権限は本人の決定能力に応じて決められるとするものであった。意思決定支援という考えは、代理決定の代替制度としてこの時期に登場した。意思決定支援は、代理決定と比較して本人に対する干渉が少なく、無能力という評価を回避することが重視さ

れた。もっとも、このような考え方が出てきても、後見制度の本質は変わらず、精神的能力が減退すると、成年後見制度が用いられていた。これに対して、まず意思決定支援を用いるという根本的な変化を生じさせたのが、障害者権利条約12条であった。

②課題2：BC州における精神的能力と障害の意義

カナダにおいて、統一的な精神的能力の定義は存在せず、州ごとの基準が存在する。BC州においては、利用可能な代替策や治療を受けない結果を理解する場合には、本人は治療に関して判断能力を有すると考えられている（判例①）。障害の定義も設けられていないが、重症度、永続性および持続性を有する場合に障害が認められると考えられている（判例②）。

③課題3：BC州における意思決定支援制度の内容

意思決定支援制度として考えられている法制度は、代理契約協定と持続的代理権委任である。

代理契約協定は、本人が自ら決定できなくなった場合において、ヘルスケア、身上のケア、財産管理および法的事務を決定する代理人を任命する法律行為である。代理契約協定により、裁判所が代理人を決定することが回避されると考えられた。代理契約協定には2種類ある。同法第7条に規定されている代理契約協定を締結する場合には、代理人は、身上のケア、日常の経済事務、ヘルスケア、ならびに法律に関する助言およびサービスを受け、弁護士に手続開始を指示し、または本人に代わり法的手続きを行う権限を付与される。第9条に規定されている代理契約協定の代理人は、ヘルスケアと身上ケアを行う。

代理契約協定を締結するために要求される能力は、遺言作成または契約締結のために必要とされる能力よりも低い。遺言作成のための能力は、自己の財産、相続人および遺言内容を理解し、自己の財産処分について秩序ある意思を形成する能力と考えられている（判例④）。契約締結のために必要となる能力は、契約締結時に契約に関する用語および効果を理解する能力であるとされる（判例⑤）。代理契約協定法に関する能力は、本人が代理を望むか、自己の選択および選好を示し、他者に賛否を表明できるかどうか、代理人から受ける影響を理解するかど

⁽¹⁷⁹⁾ *Ibid.*, para 55.

⁽¹⁸⁰⁾ CCEL, *supra* note 64, at 88.

うかである。代理契約協定の代理人は、本人が独立して決定できない場合にのみ、代理決定を行うことが許容される（判例③）。

持続的代理権委任は、財産に関する権限のみを代理人に付与し、本人が決定能力を失っても有効なままとなる。代理人の権限は、本人が代理人授与状に署名したとき、または特定の出来事によって開始するため、裁判所は関与しない。持続的代理権委任を作成する際の能力は、代理契約協定の締結よりも高い能力が必要とされている。持続的代理権委任が有効になっても、本人が決定能力を有していれば、本人は決定を有効に行うことができる。

④課題4：BC州における代理決定制度の内容

BC州における代理決定に関する法律は、成年後見法と患者財産法である。成年後見法は、自傷または財産喪失から本人を保護することを目的としている。保険機関が無能力証明書を発行し、公的公証人および受託者協会が法定の財産後見人として任命される。患者財産法のもとで、裁判所は、財産管理人としてあらゆる者を任命することができる。

⑤課題5：BC州における代理決定制度と意思決定支援制度の関係

BC州において、成年後見人の任命は補充的であり、成年後見法は2条において、本人が最も制限の少ない保護を受けるべきであると規定している。判例においても、患者財産法は本人の自由に対して深刻な制限を生じさせるものとされ（判例⑧）、成年後見法は最終手段として用いられるべきであるとされている（判例⑥）。本人が無能力となっても、代理契約協定が引き続き有効であるとして患者財産法の適用を回避することも可能である（判例⑦）。

⑥課題6：BC州における意思決定支援の意義

カナダにおいては、20年以上前から意思決定支援に関する取り組みが行われており、意思決定支援を支持した最初の国であるとされる。カナダにおける統一的な意思決定支援の定義はなく、定義は州ごとに異なり、一般的には代理決定の代替策と考えられている。意思決定支援の目標は、本人が自己の主張を行う機会を失うことを回避することであり、これは平等な意思決定プロセスへの参加に資すると考えられている。

BC州においては、1990年代から意思決定支援に関する取り組みが開始された。1996年に持続的代理権委任に関する法律が、2000年に代理契約協定法が施行された。障害者権利条約は事前計画を重要な意思決定支援と考えており、当該2つの法律は条約の趣旨に沿うものである。また、両法律の目的は成年後見制度利用の回避であり、本人への侵害を必要最低限にとどめ、本人の自律の確保にも資すると考えられている。

2 サスカチュワン州との比較および日本法への示唆

カナダは州ごとに成年者保護に関する法制度を定めている。BC州とサスカチュワン州⁽¹⁸¹⁾を比較すると、両州の共通点は、成年後見制度の利用が最終手段であり、能力制限を生じさせない意思決定支援制度の拡充を促進している点である。その根底には、成年後見制度が本人の決定能力の制限を生じさせる制度であるという認識と障害者権利条約の批准がある。サスカチュワン州は、同州の「成年後見と共同決定に関する法律」において裁判所が成年後見人だけでなく、「共同決定者」を任命できる旨の規定を設けている。一方でBC州は同州の成年後見法に裁判所で任命される「共同決定者」の規定を設けているが、その部分は主に費用および監督の問題でいまだ施行されていない。この点が両州の差異が生じている点であり、今後のBC州の動向が注目される。

BC州から得られる日本法への示唆は、成年後見制度が最終手段である旨が条文上明記されていることと、意思決定支援の法制度化の拡充である。BC州は成年後見法を一部施行していないため、いまだ改革途中であると考えられるが、代理協定契約および持続的代理権委任といった制度により、成年後見人の任命は、最終手段と位置付けられている。代理契約協定では作成要件となる本人の能力が低く設定されており、この点は、オーストリアの「選任された成年者代理（オーストリア一般民法典264条以下）」⁽¹⁸²⁾と同様の傾向が見受けられる。日本も、障害者権利条約の批准国として、成年後見制度の最終手段化および任意後見制度を含む意思決定支援制度の拡充および利用促進を進めるべきであると考えられる。

(181) 拙稿・前掲注21・85頁以下参照。

(182) 拙稿「代理から援助へーオーストリアの法改正から一考察―(1)」桐蔭法学26巻1号(2019)70頁。

3 今後の課題

カナダは1990年代から意思決定支援に取り組み、意思決定支援制度と本人の自律をつなげた最初の国であるとされているが、すべての州が意思決定支援制度を法制度化しているわけではない。BC州においては、意思決定支援制度として代理契約協定法と持続的代理権委任がある。特徴として、本人が当該意思決定支援制度を利用する際に必要となる能力要件の緩和と、事前計画という点が挙げられる。特に本人が代理契約協定を利用するためには、代理契約協定の作成の意味を理解しておけばよく、契約締結能力が基準とされていない。両制度を利用することにより、本人は、自らが決定できなくなった場合に備えて、意思決定の支援者または代理人を決定できる。これらの制度利用がなく、本人保護の必要性がある場合に限り、成年後見制度の利用が許容される。

今後の課題として、意思決定支援制度の利用状況を調査するとともに、①代理契約協定の作成の能力要件を緩和することで利用に問題が生じていないか、②公的後見人および受託者協会は、成年者保護の法制度にどのように関与しているのかを挙げる。代理契約協定においては裁判所が関与しておらず、能力要件が緩和されていることから、本人が制度利用に際し他者の影響を受けやすいという懸念が生じる。濫用防止策も含めて、これに対する対応を検討したいと考える。また、本人の利用を支援する組織が必要となる。BC州には、「公的後見人および受託者協会」という組織が存在し、成年後見法のもとで、法定財産後見人として任命されている。また、意思決定支援者としても活動していることから、当該組織の活動内容を調査し、意思決定支援制度のさらなる把握を試みたい。

※脚注のURLの最終閲覧日は、すべて、2023年9月25日である。

※本研究は、JSPS 科研費 20K01406n の助成を受けたものである。

Axelrod's Round-Robin Contest in a Classroom Setting

YAMAMOTO, Kazuya

Abstract

This study replicates Robert Axelrod's first round-robin tournament of the prisoner's dilemma, using strategies developed by members of the author's laboratory. The qualities of strategies between specialists (entrants in Axelrod's tournament) and beginners (participants in the contest reported in this paper) were not too different from one another. Unlike the results of Axelrod's tournament, TIT FOR TAT did not win our contest. However, the so-called *nice* strategies submitted in our contest remained as strong as those in Axelrod's contest. Overall, our results reveal that Axelrod's experiments produced robust results.

INTRODUCTION

The prisoner's dilemma has been a prominent focus of game theory. The equilibrium analysis of the game has found rational consequences that may be either optimistic or pessimistic, depending on the conditions imposed on each model. Another approach to the prisoner's dilemma is to reveal the outcome of the interactions between agents by relaxing rationality. Psychological experiments have placed people in a prisoner's dilemma so as to observe their reactions, many of which were conducted during the 1950s and 70s. For example, *the Journal of Conflict Resolution* published articles in the early period reporting experimental results regarding prisoner's dilemmas and other games (e.g., Radlow, 1965; Conrath, 1970). Robert Axelrod proposed another method in the late 1970s — his idea was to allow agents to play the prisoner's dilemma on a computer instead of playing it in a laboratory. His round-robin computer tournaments of the prisoner's dilemma impacted all of the social sciences. The two reports that discussed the results of his contests are among the most read articles in the social sciences published in the 1980s (Axelrod, 1980a, 1980b, 1984).

This study replicates the first contest of Axelrod's two tournaments. The experiment was conducted in

the author's class in January of 2023.⁽¹⁾ Students wrote about their original strategies and submitted their programs to the tournament. Many students were beginners in computer programming languages and were studying Axelrod's research for the first time.

This study has two aims. First, it compares the strategies submitted to Axelrod's tournament with those used in our contest. The experiment in this study reveals how beginners in both topics (i.e., programming and the prisoner's dilemma) tend to develop strategies to win a contest of the iterated prisoner's dilemma. Meanwhile, the entrants in Axelrod's first tournament were specialists in such experiments, as exemplified by Anatol Rapoport, a psychologist and winner of the contest. Comparing the differences between the two sets of strategies will provide knowledge on how ordinary people are likely to develop strategies if they are placed in situations represented by these contests.

The second purpose is to examine whether the results of Axelrod's two experiments are robust. The implications of his experiments are prevalent among both scholars and practitioners. However, these implications are highly dependent on the specific strategies used in competitions. If a different set of strategies developed by non-specialists yields the same results, the implications of Axelrod's tournaments would be

(1) Kanta Kishida, Shota Maeno, Kazuma Nagai, Satoru Nakano, Ryo Noguchi, Namiho Okuno, Yuhi Sonehara, Fuwa Tomita, Tasuku Yakura, and Hirai Yokota are the entrants for the contest reported in this paper.

relevant to a broader swathe of social situations.

DESIGN OF THE CONTESTS

In both Axelrod and our own tournaments, the entrants submitted the strategy that they considered to be the best performing.⁽²⁾ The tournament followed a round-robin format, with each pair of strategies competing in a game in which the prisoner's dilemma was repeated 200 times. Individual strategies also faced itself in the round-robin. Five round-robins were executed in Axelrod's contest, whereas we ran the tournament thirty times in our experiment. Multiple tournament runs allow for variances caused by strategies using probability calculations. The tournaments used the payoff matrix shown in Fig. 1.

		Player B	
		Cooperation	Defection
Player A	Cooperation	(3, 3)	(0, 5)
	Defection	(5, 0)	(1, 1)

Fig.1 The Prisoner's Dilemma

Thirteen strategies were submitted to our contest. Additionally, the RANDOM and TIT FOR TAT (TFT) strategies were included in advance. Each submitted strategy is as follows:

CTRG: This strategy starts with the choice of cooperation, but the number of consecutive defections increases proportionally with the number of defections taken by the other player. For example, for the other player's first defection, CTRG will defect in the next move. However, if CTRG finds that the other player has returned to cooperative behavior in that move, CTRG will also return to a cooperative choice for the following move. If the other player defects at some later move again, CTRG defects twice during the following moves despite the other player's return to cooperation immediately after its second defection. Thus, CTRG's memory is cumulative. CTRG never returns to cooperation if the number of the other player's defections amounts to ten.

TTRG: This strategy judges the other player by refer-

ring to the other player's behavior during the first 20 moves. TTRG begins with a cooperative choice. Once the other player defects at any move before the twentieth move, TTRG continues to defect thereafter. However, if the other player does not defect in the first 20 moves, TTRG continues to cooperate until the end of the game despite the other player's defection in the following moves.

HANTEI: This strategy is a variant of the TFT strategy, but incorporates a mechanism that identifies two specific strategies. One such strategy is RANDOM. If HANTEI judges the other player as following the RANDOM strategy, it continues to defect thereafter. Another is the one that adopts TFT but sometimes defects in order to exploit the other player. If HANTEI identifies the other player as this type, it chooses not to defect but to cooperate against the other player's defection and induces the other player to return to cooperation. Because the main rules of both strategies are based on TFT, HANTEI's cooperative choice against the other player's defection allows them to return to reciprocal cooperation, although the other player might defect again during later moves.

PAST: This strategy values the gains obtained from recent moves. Starting with defection for the first three moves, it decides on the following choices by referring to the payoffs gained in the latest three moves. If the sum of the gains in the preceding three moves is either zero or 15, it chooses to defect. If the sum is 2, ..., 5, 7, or 9, it cooperates with a probability of 0.7 and defect with a probability of 0.3. If the sum is 1, 6, 8, 10, 11, or 13, the probability of cooperation is 0.3 while that of defection is 0.7.

RND135: This strategy involves a mixture of RANDOM and TFT. It consists of six moves. It chooses cooperation with a probability of 0.1 and defection with a probability of 0.9 at the first move. It employs TFT during the second move. The third move uses a random strategy again, but cooperation is selected with a probability of 0.3 and defection is chosen with a probability of 0.7. TFT is used again during the fourth move. One of

(2) In our contest, participants were allowed to submit two or more strategies.

the two choices is equally probable for the fifth move. TFT is used for the sixth move, before returning to the beginning of the cycle.

SC: This is a variant of TFT following a cycle of five moves. It cooperates until the fifth move, then counts the number of cooperations performed by the other player during this period. If the number is at least three, SC continues to cooperate during the next five moves. Otherwise, SC defects during the next five moves. The same cycle of evaluation continues until the end of the game.

KNG and SPY: These two strategies collude with one another.⁽³⁾ Starting with mutual cooperation, the two strategies share information regarding the sequence of their choices until the tenth move in advance. Using this information, they judge whether the present competitor is their ally after the tenth move ends. If KNG identifies another player as SPY, it chooses to defect thereafter. In all other situations, TFT was used. Meanwhile, if SPY judges the other player as following the KNG strategy, it chooses to cooperate until the end of the game. Otherwise, SPY continues to defect until the end of the game. Thus, SPY's dedication to KNG allows the latter to maximize its payoffs in the match between KNG and SPY.

TCTD: This strategy considers a three-move cycle. It randomly determines choices during the first three moves. If it finds that the other payer has cooperated two or more times during that cycle, it defects twice in the next cycle. If the other player defects two or more times, TCTD reacts randomly in the next cycle. These cycles continue until the end of the game.

TFTD: This strategy begins with a cooperative choice. It then uses RANDOM with a probability of 0.1 while employing TFT with a probability of 0.9.

DWC: This strategy adopts an approach similar to DOWNING, which is a strategy used in the original tournament. It calculates two probabilities: the probability of the other's cooperation after the DWC's cooperation, and the probability of the other's cooperation after the DWC's defection. It then calculates the expected values of DWC's cooperative and defect choices using the two

probabilities. The choice that produces a greater value is selected as DWC's next move. The calculations of the expected values are mainly based on a specific number of latest moves; however, DWC also refers to older records by discounting them. Unlike DOWNING, DWC begins with a cooperative choice.

TYPES OF STRATEGIES

Table 1 categorizes the entries in our tournament into different types of strategies and indicates whether they are *nice*. A *nice* strategy never defects before the other player does so first; this property is a key idea in Axelrod's interpretation of his tournaments. Because TFT is the most investigated strategy in studies of the repeated prisoner's dilemma game and Axelrod's tournaments, many entries in our contest also incorporate this rule into their programs. HANTEI and SC are straightforward expansions of TFT. KNG is also a variant of TFT. There are entries that combine TFT with other well-known strategies. CTRG is a variant of the trigger strategy; however, it incorporates TFT's reciprocity into its algorithm. RND135 and TFTD combine RANDOM with TFT. The remaining entries did not use this reciprocal principle. TTRG simply modifies the trigger strategy. PAST only considers past

Table 1 Types of Strategies

	Type	Nice
CTRG	Trigger/TFT	Yes
TTRG	Trigger	Yes
HANTEI	TFT	Yes
PAST	Other	No
RND135	RND/TFT	No
SC	TFT	Yes
KNG	TFT	No
SPY	All-C(D)	No
TCTD	Other	No
TFTD	RND/TFT	No
DWC	Other	Yes

NOTE: DWC might be either *nice* or not *nice* depending on the setting of parameter values. The entrant submitted a program that lets DWC act nicely. TFT and RND are not included in the table.

(3) As multiple entries were not prohibited in our contest, a participant submitted two strategies that form an alliance. A similar strategy, which is called master and slave, was developed for the 20th anniversary competition held in 2004 (Osawa and Imai, 2007).

Table 2 The Result of Our Contest

Player	Other Players													Average Score
	DWC	HANTEI	SC	TTRG	TFT	CTRG	KNG	RND135	TFTD	SPY	RND	TCTD	PAST	
DWC	600	600	600	600	600	600	556	385	538	201	571	558	585	538
HANTEI	600	600	600	600	600	600	589	510	396	205	550	544	536	533
SC	600	600	600	600	600	600	593	329	508	212	446	446	436	505
TTRG	600	600	600	600	600	600	221	321	262	221	594	602	587	492
TFT	600	600	600	600	600	600	498	530	239	216	448	419	436	491
CTRG	600	600	600	600	600	600	232	346	241	216	582	583	576	490
KNG	546	604	593	201	503	232	212	531	243	968	448	434	434	457
RND135	673	522	235	174	530	219	524	352	299	185	486	435	493	394
TFTD	635	440	603	273	244	244	247	313	222	216	467	432	461	369
SPY	276	250	227	201	221	221	23	338	218	590	547	573	575	327
RND	176	216	455	108	450	139	439	378	419	210	450	375	433	326
TCTD	179	208	373	105	423	130	407	370	394	146	486	414	494	317
PAST	111	216	395	106	439	130	444	375	409	125	458	372	443	309

NOTE: The values are rounded down to the nearest unit. The line between CTRG and KNG indicates that all *nice* strategies rank higher than all strategies that are not *nice*.

gains in deciding the next choice. Instead of choosing cooperation, TCTD responds to the other player's cooperation through defection. SPY follows either an all-cooperation or all-defection strategy after the tenth move. The calculations employed by DWC do not ensure reciprocal responses to the other player.

Axelrod's (1980a) appendix explains the rules of the 15 strategies used in his first tournament. The participants in our contest read Axelrod (1984), but were unlikely to have read Axelrod (1980a). Therefore, they did not know the details of the programs submitted to Axelrod's tournament, except for a brief explanation of several rules described in Axelrod (1984).

Overall, the rules implemented by our entrants were simpler than those implemented in Axelrod tournament. Some entrants in Axelrod's tournament submitted extremely complicated programs — such as STEIN and RAPOPORT, which used chi-squared tests — while no such rule was submitted to our contest. Nevertheless, many entrants in either Axelrod or our tournaments present similar ideas. Two strategies in Axelrod's contest — TIDEMAN and CHIERUZZI, and SHUBIK — and one strategy in our contest, CTRG, respond similarly to the other player by increasing in their frequency of punishment for the

other player's cumulative defections. NYDEGGER in Axelrod's contest and PAST in our contest are similar in that both strategies calculate scores using the latest three outcomes of moves and determine the next choice. Both Axelrod's FRIEDMAN and our TTRG adopt a trigger strategy, although TTRG's rule is more complicated than that of FRIEDMAN.

Thus, the strategies formed by beginners are not very different from those developed by specialists. This observation indicates that the situation formed by Axelrod's first-round tournament is not that of a peculiar environment comprising *odd* strategies provided by specialists, and that his competition represents a common situation.

THE RESULT OF THE CONTEST AND DISCUSSION

Table 2 presents the tournament results.⁽⁴⁾ TFT ranked fifth. Axelrod held two tournament sessions and TFT won twice. Our results indicate that the dominance of TFT, as presented by Axelrod's experiments, is not universal but depends on situations formed by specific entries in the contests. Second, the strength of *nice* strategies observed in Axelrod's tournaments was also confirmed by our contest. We have six nice strategies,

(4) Our contest was arranged in a classroom with the purpose of education as well as research. The author reviewed the entered programs submitted by the students and corrected mistakes. Even so, there might remain bugs in programs. Thus, implications derived from this report are tentatively presented, although we are fairly confident in the correctness of our execution.

including TFT. As Table 2 indicates, these strategies dominated the other strategies. Since these six strategies are nice, they never defect against each other and thereby gain 600 payoffs in each pair of nice strategies.

We should note that two of the six strategies, DWC and TTRG, are nice but are not variants of TFT. The view that TFT is the best way to win negotiations or conflicts has prevailed since Axelrod's research was published. U.S. sanctions against other countries have sometimes been justified by resorting to this view. However, our results indicate that following a TFT strategy — or its variants (i.e., having the property of reciprocity) — is not sufficient for winning a tournament. Instead, being nice may have been sufficient. In fact, DOWNING begins with defection and ranked tenth among the 15 programs in Axelrod's first tournament. By contrast, DWC in our contest — a variant of DOWNING — won the contest by starting with cooperation.

Third, attempts to exploit other players were unsuccessful. TCTD is a strategy that implements such a rule. TCTD defects when the other player cooperates, thereby attempting to gain a greater payoff. However, it was ranked twelfth. Fourth, collusion was ineffective for winning the tournament because this action was only effective between the colluding players; KNG gained greatly from SPY, but it could not perform well against other strategies, probably due to the part of its program that aims to identify the other player. Finally, strategies that focused on their own payoffs or disregarded the responses of other players lost the tournament. PAST and strategies with random behavior are included in these strategies in our contest.

CONCLUDING REMARK

The results of Axelrod's contests have been interpreted broadly, and his experiments have been criticized — both reasonably and unreasonably. Nevertheless, his studies have been influential in both practice and research. Overall, the results of our experiment are congruent with those of Axelrod's tournaments. The robustness of the original experiments is confirmed in this report. This quality has allowed the research to be significant for 40 years, despite repeated criticisms.

REFERENCES

- Axelrod, Robert. (1980a). "Effective Choice in the Prisoner's Dilemma," *Journal of Conflict Resolution*, 24 (1): 3–25.
- Axelrod, Robert. (1980b). "More Effective Choice in the Prisoner's Dilemma," *Journal of Conflict Resolution*, 24 (3): 379–403.
- Axelrod, Robert. (1984). *The Evolution of Cooperation*. New York: Basic Books.
- Conrath, David W. (1970). "Experience as a Factor in Experimental Gaming Behavior," *Journal of Conflict Resolution*, 14 (2): 195–202.
- Osawa, Hirotaka and Imai Michita. (2007). "Ningendoshi niyoru Kurikaeshigata Shujin no Jirenma Gemu no Jisshi to Kekka," *Gemu Puroguramingu Wakushoppu 2007 Ronbunshu*, 12: 188–194.
- Radlow, Robert. (1965). "An Experimental Study of 'Cooperation' in the Prisoner's Dilemma Game," *Journal of Conflict Resolution*, 9 (2): 221–227.

Notes on an Edo Period Ranking of Tautological Expressions (*Jūgon mitate banzuke*)

MORRIS, James Harry · REICHENBAECHER, Christoph

An Introduction to *Mitate Banzuke*

During the Edo period (1600-1868), sumo rankings (*sumō banzuke* 相撲番付), theatre programs (*shibai banzuke* 芝居番付), and festival programs (*sairei banzuke* 祭礼番付) made up an essential genre of *surimono* 摺物 (privately commissioned woodblock prints that were initially not for sale) known collectively as *banzuke* 番付.⁽¹⁾ These rankings and programs contain a great deal of practical information and reflect their creation in the socio-political environment of the Edo period. Their purpose was to prove that an event had received lawful approval from the local authorities and to record who was participating in an event and who was responsible for its execution.⁽²⁾ At the beginning of the 18th century, sumo ranking sheets appeared in simple landscape format and dedicated each participating side a separate sheet. Around the 1730s, the ranking lists evolved into the single-page portrait format, combining all the information and becoming the primary dissemination of information for sumo wrestling events.⁽³⁾ By the end of the 18th

century and becoming particularly popular during the Bunka 文化 (1804-1818) and Bunsei 文政 (1818-1830) eras, publishers started mimicking these listings for other purposes.⁽⁴⁾ The sheets transformed into an all-encompassing classification system for sociocultural knowledge. The resulting “mirror rankings” (*mitate banzuke* 見立番付) ultimately mirrored the terminology of sumo tournaments to represent knowledge in a specific field. These covered many topics, including famous places, shrines and temples, medicine and cures, entertainers, haiku poets, folktales, etc.⁽⁵⁾ Aoki Michio argued that their development was grounded in “playfulness” (*asobigokoro* 遊び心) but also noted that the newsworthiness and utility of the information found in the rankings played an important role in their creation.⁽⁶⁾ Later publishers began to sell collections of reprinted *mitate banzuke* for public consumption, starting with *Azuma miyage* 吾妻みやげ in the autumn of 1852.⁽⁷⁾ In this paper, we provide a transcription, translation, and analysis of a listing with the theme of “tautological expressions” (*jūgon* 重言) entitled *Jūgon mitate ōsumō* 重言見立大相撲.

-
- (1) Aoki Michio 青木美智雄, “Jidai, shakai, shomin no sekai o utsusu mitate banzuke” 「時代・社会・庶民の世界を映す見立番付」 in *Banzuke de yomu Edo jidai* 『番付で読む江戸時代』, edited by Hayashi Hideo 林英夫 and Aoki Michio 青木美智雄 (Tokyo: Kashiwa Shobō, 2003), 8.
- (2) In the case of sumo wrestling, the nature of commercialized entertainment demanded publicizing knowledge before any event. See Nitta Ichirō 新田一郎, *Sumō: Sono rekishi to gihō* 『相撲—その歴史と技法』 (Tokyo: Nihon Budōkan, 2016), 144-145.
- (3) Kanazashi Motoi 金指基, “Banzuke no rekishi” 「番付の歴史」 in *Sumō daijiten* 『相撲大事典』 (Tokyo: Gendaishokan, 3rd edition, 2013), 276-279. See also: Sumō henshūbu 相撲編集部, ed., *Ōsumō jinbutsu daijiten* 『大相撲人物大事典』 (Tokyo: Baseball Magazine, 2001), 27-32, and Tsuchiya Yoshitaka 土屋喜敬, *Sumō* 『相撲』 (Tokyo: Hosei University Press, 2017), 173-179.
- (4) Aoki, “Jidai, shakai, shomin no sekai o utsusu mitate banzuke,” 15.
- (5) A selection of *mitate banzuke* can be viewed in: Hayashi Hideo 林英夫 and Aoki Michio 青木美智雄 eds., *Banzuke de yomu Edo jidai* 『番付で読む江戸時代』 (Tokyo: Kashiwa Shobō, 2003); Hayashi Hideo 林英夫 and Haga Noboru 芳賀登 eds., *Banzuke shūsei* 番付集成, 2 vols (Tokyo: Kashiwa Shobō, 1973); Aoki Michio 青木美智雄, ed., *Ketteiban banzuke shūsei* 『決定版番付集成』 (Tokyo: Kashiwa Shobō, 2009); Ōsakajō Tenshukaku 大阪城天守閣, ed., “*Mitate*” no sekai: *Mitate e to mitate banzuke: tēmaten* 『「見立て」の世界: 見立て絵と見立て番付—テーマ展』 (Osaka: Ōsakajo Tenshukaku Tokubetsu Jigyō Iinkai, 2004), 16-25.
- (6) Aoki, “Jidai, shakai, shomin no sekai o utsusu mitate banzuke” 11-14.
- (7) See description in: Aoki Michio 青木美智雄, “Asobigokoro mansai no mitate banzuke-shū no tōjō – kachikan o jōge ni wakeru mitate banzuke” 「遊び心満載の見立番付集の登場—価値観を上下に分ける見立番付」 in *Banzuke de yomu Edo jidai* 『番付で読む江戸時代』, edited by Hayashi Hideo 林英夫 and Aoki Michio 青木美智雄 (Tokyo: Kashiwa Shobō, 2003), 320-327.

Jūgon Mitate Ōsumō

The *Jūgon mitate ōsumō* closely mirrors a sumo ranking and represents the parodied expressions' ranking of severity as a "great bout" (*ōsumō* 大相撲). The title already points to this print as not entirely serious by adding the term "mirroring" (*mitate* 見立). Ten rankings entitled *Jūgon mitate ōsumō* are included in the *Mitate banzuke sōgō mokuroku* 見立番付総合目録 (Comprehensive list of *mitate banzuke*) found in the addenda of Hayashi Hideo and Aoki Michio's *Banzuke de yomu Edo jidai* 番付で読む江戸時代, in addition to four other *mitate* focusing on tautological expressions.⁽⁸⁾ Nevertheless, not all of these have been studied. Aoki's *Ketteiban banzuke shūsei* 決定版番付集成 includes a transcription and short description of an 1840 *Jūgon mitate ōsumō* from Osaka Prefectural Nakanoshima Library (*Ōsaka furitsu Nakanoshima toshokan* 大阪府立中之島図書館),⁽⁹⁾ Hayashi Hideo and Haga Noboru's *Banzuke shūsei* 番付集成 includes images and descriptions of two 1840 *Jūgon mitate ōsumō* (beyond a list of archives at the beginning of the text, the collections they are taken from is not recorded),⁽¹⁰⁾ and Ono Mitsuyasu studied five different *mitate banzuke* focusing on tautological expressions including four entitled *Jūgon mitate ōsumō* from his personal collection and his research room at Osaka Kyoiku University.⁽¹¹⁾ The first and second documents in Ono's collection are single sheet prints, whereas the third and fourth are from the collection *Naniwa*

miyage 浪花みやげ and *Matsu no kotobuki* 松の寿, respectively.⁽¹²⁾ A transcription of the *Naniwa miyage* document also appears in Maeda Isamu's *Warui kotoba, gehin na kotoba* 悪いことば・下品なことば, which also includes complete transcriptions for parts illegible in Ono's version and notes on alternative terms found in other documents.⁽¹³⁾ The listing explored here holds particular significance since it has not been featured in previous studies. The listing exists as a single sheet print in the personal collection of one of the authors (James Harry Morris) which is being used in this paper, but also appears in the third volume of the Tokyo Metropolitan Library's version of *Azuma miyage* (here rendered as 吾妻美屋げ).⁽¹⁴⁾

The Tokyo Metropolitan Library's document measures 17.5cm by 23.4cm,⁽¹⁵⁾ whereas the author's version is slightly smaller at 17.5cm by 22.75 cm. Unlike some other *Jūgon mitate ōsumō*,⁽¹⁶⁾ no details of the publisher (*hanmoto* 板元) or creatorship appear on the document. Nevertheless, it might be possible to make some estimations. Although it isn't possible to be certain when the specific print in the author's collection was made, since the same document appeared in *Azuma miyage*, it can be safely assumed that the original printing of this *Jūgon mitate ōsumō* occurred prior to 1852 when said collection was compiled. Figure 168 in Hayashi and Haga's *Banzuke shūsei* is a *Jūgon mitate ōsumō* dated to the winter of 1840 (Tenpō 天保 11).⁽¹⁷⁾ The same document appears in Ono's (Ono's third *Jūgon mitate ōsumō*) and Aoki's

(8) These are entitled *Jūgon kotoba sumō mitate* 重言ことば角力見立, *Jūgon sekai hanashi* 重言世界咄, and *Jūgon mitate onkokoro no tame* 重言見立為御心得 (of which there are two), see: Hayashi Hideo 林英夫 and Aoki Michio 青木美智雄, "Mitate banzuke sōgō mokuroku (Dētabēsu)" 「見立番付総合目録(データベース)」 in *Banzuke de yomu Edo jidai* 『番付で読む江戸時代』, edited by Hayashi Hideo 林英夫 and Aoki Michio 青木美智雄 (Tokyo: Kashiwa Shobō, 2003), 27.

(9) Aoki, ed., *Ketteiban banzuke shūsei*, 166-167.

(10) Hayashi and Haga., *Banzuke shūsei*, vol. 1, 164-165.

(11) Ono Mitsuyasu 小野恭靖, "Jūgon no mitate banzuke: 'Jūgon mitate ōsumō (Tenpō jūichi nen fuyuban)' 'Jūgon mitate ōsumō (Zōhoban)' 'Jūgon mitate ōsumō' 'Jūgon mitate ōsumō (karidai)' 'Nōjin no jūgon kotokurabe' shōkai" 「重言の見立番付—『重言見立大角力(天保十一年冬板)』『重言見立大角力(増補版)』『重言見立大相撲』『重言見立相撲(仮題)』『能人の言重言くらべ』紹介—」 *Nihon Ajia Gengo Bunka Kenkyū* 『日本アジア言語文化研究』 17 (March, 2023): 1-54.

(12) Ibid., 6-7, 12, 18-19, 24-25.

(13) Maeda Isamu 前田勇, *Warui kotoba gehin na kotoba* 『悪いことば・下品なことば』 (Tokyo: Tōkyōdō, 1962), 163-168.

(14) See: "Jūgon mitate ōsumō" 「重言見立大相撲」 in *Azuma miyage* 『吾妻美屋げ』, vol. 3, edited by Kunkunbō 薫々房 (1852). Available through Tokyo Ōkaibu Tokyo アーカイブ, <https://archive.library.metro.tokyo.lg.jp/da/detail?tilcod=0000000014-00041265>.

(15) Ibid.

(16) Some of the *Jūgon mitate ōsumō* listed in the *Mitate banzuke sōgō mokuroku* and included in Ono's paper include variations from two publishers: *Shorin kane sōshiya Ōsaka Shinsaihashi Bakurō-machi Shioya Kihee-ban* 書林兼草紙屋 大阪心斎橋ばくろう町 塩屋喜兵衛板 and *Tōriaburachō Fujiokaya-han Ichimuan Kochō-hitsu* 通町町藤岡屋はん 一夢庵小蝶筆. See: Hayashi and Aoki, "Mitate banzuke sōgō mokuroku (Dētabēsu)," 27; Ono, "Jūgon no mitate banzuke," 18-19, 24-25, 30.

(17) Hayashi and Haga., *Banzuke shūsei*, vol. 1, 165.

(Figure 71) work.⁽¹⁸⁾ Similarities in formatting, style, and vocabulary, which will be explored further later, suggest a potential link between this ranking and the one explored in this paper, meaning that there is a potential Tenpō era (1831-1845) dating. It is also likely that the print was created in the Kansai region. Hayashi and Haga note that the language of the aforementioned *mitate banzuke* betrays an origin of Kyoto or Osaka, including its use of the term *midōsama* 御堂様, which refers to *Kitamidō* 北御堂 and *Minamimidō* 南御堂 branch temples of *Higashi Honganji* 東本願寺 located in Osaka.⁽¹⁹⁾ Despite this, the same term is used in Ono's fourth *Jūgon mitate ōsumō* (from the *Matsuno kotobuki* collection) printed in Edo.⁽²⁰⁾ Although this casts doubts on the extent to which vocabulary can be used to infer region of origin or production, an Osaka printing seems most likely since the vast majority of *mitate banzuke* were printed there.⁽²¹⁾

The Format and Content of Sumo Rankings as Reproduced in *Mitate Banzuke*

What is first noticeable is that the entire listing follows the vertical rankings of examples from the world of wrestling, not only in content but also in appearance. Thus, the list is divided into a left (western) and a right (eastern) wing, which in sumo format initially corresponded to the affiliation of wrestlers with sumo stables in the east and west of Japan, respectively.

The two side wings contain the wrestlers participating in a tournament in the order of their assumed strength.⁽²²⁾ In each of the two columns, the list starts with the three most vital individuals ("titleholder ranks," *san'yaku* 三役): first comes the "Champion"

(*Ōzeki* 大関), then the "Side Guard" (*Sekiwake* 関脇) and finally the "Small Knot" (*Komusubi* 小結). The "Grand Champion" (*Yokozuna* 横綱), nowadays awarded as the highest rank, existed as a proper rank only after the year 1909.⁽²³⁾

These top wrestlers pass into representatives of the first division (*Makunouchi* 幕内), who are called "front runners" (*Maegashira* 前頭). In original sumo rankings, several other levels follow this first division. However, the mirror rankings here include only one division for all the other representatives, which correspond to the same rank (*dō* 同) as that of "wrestlers" in the first paragraph and are ultimately all listed with equal rank in two separate sections below.

This setup made it possible to follow better what was happening in the tournament because wrestlers with the same eastern and western wings rank would meet directly in a one-day tournament. The bout order would follow from the lowest ranks in the bottom left to the top ranks in the top right. A ranking list of a sumo tournament was thus helpful in keeping track of the pool of participants, following the tournament flow, and assessing the assumed strength of individual protagonists. A ranking list thus also functioned as a daily program and announcement format for sumo events. In the case of mirroring, however, these functions are reduced to hypothetical play and an expert consumption of a field of knowledge. It was less about the exact recording of an event sequence. These rankings also made peculiar use of wordplay and playful juxtapositions.

In addition to the wrestlers' names, rankings contain information that received entry in the other columns. So, the center column intended to prove that the tournament had received the right from the local

(18) Ono, "Jūgon no mitate banzuke," 18-24; Aoki, ed., *Ketteiban banzuke shūsei*, 166-167.

(19) Hayashi and Haga., *Banzuke shūsei*, vol. 1, 164. On the term refer also to: Makimura Shiyō 牧村史陽, ed. *Ōsaka hōgen jiten* 『大阪方言辞典』 (Osaka: Sugimoto Shoten, 1955), 134.

(20) Ono, "Jūgon no mitate banzuke," 25.

(21) Aoki, "Jidai, shakai, shomin no sekai o utsusu mitate banzuke," 22.

(22) According to the relevant research literature, the organizing principle of the rankings in the middle Edo period, tournament organizers classified those gathered at the tournament site according to a principle that served commercial goals. They were ranked according to their fame and previous tournament successes (Nitta, *Sumō: Sono rekishi to gihō*, 144) or their assumed physical strength (Tsuchiya Yoshitaka 土屋喜敬, "Kinsei kōki Edo shūhen chiiki ni okeru sumō kōgyō: Musashi-no-kuni Tama-gun o chūshin ni" 「近世後期江戸周辺地域における相撲興行—武蔵国多摩郡を中心に」 in *Kantō kinseishi kenkyū ronshū 2: Shūkyō, geinō, iryō* 『関東近世史研究論集 2—宗教・芸能・医療』, edited by Sawato Hirosato 澤登寛聡 and Kimura Ryō 木村涼 [Tokyo: Iwata Shoin, 2012], 275-276).

(23) For a brief introduction to the emergence of the *Yokozuna* rank, see: Nitta Ichirō 新田一郎, *Sumō no rekishi* 『相撲の歴史』 (Tokyo: Kodansha, 2010), 247-258; Tsuchiya, *Sumō*, 156-164.

rulers, usually using the phrase “permission obtained” (*gomen kōmuru* 蒙御免). In the case of the mirroring here, it displays the expression “for your attention” (*onkokoroe no tame* 為御心得). Thus, it is probably meant to indicate a pedagogical intent on the author’s part.

The center column further contains the names of the “masters of ceremonies” (*Gyōji* 行司)—today, usually called ring officials—in the field below. In sumo tournaments, these were responsible for overseeing the proper conduct of the event as well as performing the purification ritual for the venue.⁽²⁴⁾ Their names stood for the legitimacy of the event and the guarantee of reliable performance of the bouts, both important for every paying spectator. In the case of imitation, the information given here was assumably more ubiquitous than that of the aforementioned “wrestlers.”

Similar significance may have been given to the phrases in the next section below. Designated as “group leaders” (*Tōdori* 頭取) on actual sumo rankings of the time, were men who, after retirement, due to their merits as wrestlers, acted as the leader of a wrestling troupe and brought their coached disciples to the tournament.⁽²⁵⁾ Their names had to carry power, were usually familiar to spectators from the past, and thus provided further assurance of the quality of a tournament. In the mirroring, once again, well-known information was represented, to which one naturally attributed great importance outside of any rankings.

Furthermore, the rankings include the section for the “promoter” (*Kanjin-moto* 勧進元) and the “accompaniment” (*Sashizoi-nin* 差添人). These two individuals facilitated the tournaments by organizing the venue, contacting the residents’ groups, and obtaining permission from the appropriate authorities.⁽²⁶⁾ They were the liaisons between the traveling community of wrestlers and the local organizers. The promoter was considered the central figure from the ranks of the sumo hierar-

chy, whose name was used for promotional purposes and carried with it a corresponding ring. His companion was not quite as essential but supported him and was known well enough to clear obstacles and settle disputes with his name. The mirror ranking list may have made similar use of well-known material here.

Finally, there are two so-called “attendants” (*Sewa-nin* 世話人) in the lower left-hand corner of the east and west wings. These were organizers for the promoters at sumo events, who took care of the needs of the participants and visitors of the tournament. They were responsible for implementing the structures desired by the venue and wanted by the promoters.⁽²⁷⁾ In short, they acted as the local link for the arriving wrestlers and their peers. They were the men on the ground who, representing the traveling wrestlers, were responsible for sparking interest and making events happen. Mostly, they were familiar with the local conditions and did their best to maintain their prominent position among the locals. Their names, however, were mostly unknown, so even the imitation rankings may have used only lesser-known information.

The mirror rankings here emulated a sumo tournament by choosing apparent examples of the redundant expressions theme. In doing so, the most obvious candidates in the middle section show up as official representatives of the tournament; the choice of “participants” in the competitive sections fell on expressions that have yet to prove themselves actively in a faceoff. Moreover, the closer the expression is to the top with the title, the more unrivaled the choice as one of the most tautological expressions.

Tautological Expressions

The expressions found in the document were likely already well-known “gags,” phrases created for inclusion, and in some cases, terms that were part of everyday use. For example, we can observe that the

(24) A brief description of the activities of the *Gyōji* can be found in: Takano Toshihiko 高埜利彦, *Sumō* 『相撲』 (Tokyo: Yamakawa Shuppansha, 2022), 132-139; Tsuchiya, *Sumō*, 95-99.

(25) The group leaders organized the traveling wrestlers, especially in Kyoto and Osaka. In this capacity, they corresponded to the sumo elders (*Toshiyori* 年寄) from Edo (Kanazashi, *Sumō daijiten*, 233). Thus, the presence of the *Tōdori* in the imitation rank list indicates its origin in Osaka.

(26) Kanazashi, *Sumō daijiten*, 72 and 122.

(27) The function and organization of these attendants are understudied. For an assessment of networks of traveling wrestlers under the guidance of sumo elders from Edo and local organizers in the central Nagano region, see: Saitō Minori 齊藤みのり, “Kinsei goki ni okeru sumō toshiyori no menkyō hakkyū to arikata tōsei” 「近世後期における相撲年寄の免許発給と在方統制」, *Kokushigaku* 『國史學』 225 (May 2018), 45-86.

phrase *mimi ga tsunbo* 耳がづんぼ was used in a number of different texts without the inference that it was tautological.⁽²⁸⁾ We compared the terminology in our document to that used in Ono's four *Jūgon mitate ōsumō* as well as Hayashi and Haga's Fig. 168 and Aoki's Fig. 71 (which, as noted, are identical to Ono's third document), Hayashi and Haga's Fig. 167 (which matches Ono 1 but lacks the additional annotation of "helpers" [*Suke* 助]) and Maeda's transcription (which matches Ono 2, but with a complete sentence for the *Suke* personal rather than a partial transcription).⁽²⁹⁾ Our *Jūgon mitate ōsumō* includes 72 tautological expressions, all of which are also found in other *Jūgon mitate ōsumō*. Other *Jūgon mitate ōsumō* range from 70 to 76 expressions, and there is a significant amount of cross-over in terms of content. Our document lacks two expressions commonly found in other *Jūgon mitate ōsumō* – *utai utau* うたいうたう (sing a song) and *seiten no biyori* 晴天の日より (fine weather on a clear day) – which feature in all other available transcriptions noted above. It also lacks *jōba uma ni noru* 乗馬うまにのる (riding a riding horse), which featured in four of the documents, and *Suke* annotations, which featured in three of the documents. Our document appears to have most in common with Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3, both in terms of its layout and appearance and also in terms of the tautologies that it features. It shares all 72 of its tautological expressions with Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3 despite variations in *kana* and *kanji* usage and minor variations in the order of the *Maegashira*. The key difference is that Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3 include the aforementioned *utai utau* and *seiten no biyori*. Table 1 shows differences in the renderings of *kanji*, *okurigana*, and the choice to include or exclude particles across the two documents. These differences, as well as differences in *kana* usage (i.e., the inclusion or exclusion of *dakuten*), do not influence the meaning of each expression.

Other documents include some alternative expressions and sometimes do not feature expressions found in Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3 or our doc-

Table 1: Differences in *kanji* choice, *okurigana*, and particles.

Our Document	Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3
舟の舟頭	舟の船頭
拔身を抜く	拔身抜く
燈めうを燈す	燈めう燈す
乗ものに乗る	乗ものに乗
夫婦二人づれ	夫婦二人りづれ
大な大仏	大きな大仏
家内のうち	家内の内
巻物の一ヶ巻	巻物の一チ巻
目のみえぬ盲	目のみへぬ亡目
新らしいしん宅	新らしい新宅
信しうのしなの	信しう信濃

ument. Table 2⁽³⁰⁾ illustrates these variations in terminology. Ono 4 matches most closely with Aoki 71, Hayashi-Haga 168, and Ono 3, and our document. However, it does not feature the terms *ganchō no asa* 元朝の朝 (the morning of a year's first morning) and *miteminka* 見て見んか (don't you look forward to looking for yourself?), includes two alternatives (*chii-sai ko'onna* 小さい子おんな [a youngish girl] and *chiisai akago* 小さいあか子 [an infantile infant]), includes the term *jisshi no ko* 実子の子 (one's own biological child) twice (as a *Maegashira* and a *Gyōji*), and includes additional terms *ōkii daimyō* 大キイ大名 (a supreme feudal lord, as *Komusubi*), *gyōretsu de yuku* 行列で行 (to proceed in a procession), and *shin-shu no sake* 新酒のさけ (a newly brewed brew) that do not appear in other *Jūgon mitate ōsumō*. Other documents feature a greater number of alternative terms. For example, whilst our document, Aoki 71, Hayashi-Haga 168, Ono 3, and Ono 4 include the term *itsuka no hi* 何日の日 (someday sometime), the other documents use the term *ikuka no hi* いく日の日 (someday sometime). Indeed, Ono 1, 2, Hayashi-Haga 167, and Maeda tend to feature the same "variant" terms. In contrast, our document, Aoki 71, Hayashi-Haga 168, Ono 3, and Ono 4 share terminology that potentially

(28) See for example: Nagazumi Yasuaki 永積安明 and Ikegami Junichi 池上洵一, ed. *Konjaku monogatarihū 2* 『今昔物語集 2』 (Tokyo: Heibonsha, 1967), 77; Matsueda Shigeo 松枝茂夫 and Mutō Sadao 武藤禎夫, ed. *Chūgoku shōwasen: Edo kobanashi tonomajiwari* 『中国笑話選—江戸小咄との交わり』 (Tokyo: Heibonsha, 1964), 139.

(29) The so-called "helping hands" (*Suketto* 助っと) were not noted on the *banzuke* at sumo events.

(30) In the table, the documents are grouped according to their similarity. Nothing is written if the same phrase appears in the other documents, however, there is a note if a variant appears or if it is missing.

points to two traditions within the development of *Jūgon mitate ōsumō*. Such an idea is supported by the fact that while our document, Ono 3 and 4 appear as portrait *banzuke* closely mimicking the style of vertical sumo rankings from the latter 18th century, Ono 1, 2, Hayashi-Haga 167 and Maeda's documents are landscape resembling more closely kabuki programs from that period.⁽³¹⁾

Thus, both terminology and form suggest the existence of two different traditions. Although this is little more than conjecture, it might even be possible to suggest that our document is the prototypical version, edited and added to by the creator of Aoki 71,

Hayashi-Haga 168, and Ono 3, and then edited and added to again when published in Edo by the creator of Ono 4. Of course, this works on the assumption that terms would be added rather than subtracted over time, which is not necessarily the case.

Problems of the Study

In addition to issues of dating and location of publication, alongside other *Jūgon mitate ōsumō*, the document provides some potential issues when wanting to create a keyboarded transcription partially due to the multidirectionality of the text — the document features both horizontal (left-to-right) and vertical text

Table 2: Variations in Terminology.

Our Document	Ono 3, Hayashi/Haga 168, Aoki 71	Ono 4 Variants	Ono 1 Variants	Hayashi-Haga Variants	Ono 2 and Maeda Variants
元朝の朝	元朝の朝	Missing			
小さい女郎	小さい女郎	小さい子おんな			
何日の日	何日の日		いく日の日	いく日の日	いく日の日
見て見んか	見て見んか	Missing			
ちさいやゝ子	ちさいやゝ子	小さいあか子	幼少の子	幼少の子	幼少の子
乗ものに乗る	乗ものに乗		Missing	Missing	
赤いしやうぐ	赤いしやうぐ		赤い猩々の毛	赤い猩々の毛	赤ひ猩々の毛
実子の子	実子の子	Features as both <i>Maegashira</i> & <i>Gyōji</i>			
施の施行	施の施行				
長町の長さ	長町の長さ		施しのほうしや	施しのほうしや	施しのほうしや
厳い厳寒	厳い厳寒				Missing
風呂屋のふろ	風呂屋のふろ		Appears as <i>Suke</i> .	Missing	
昼中の白中	昼中の白中		昼中の昼中	昼中の昼中	昼中の昼中
流行が流行	流行が流行		Missing	Missing	
目のみえぬ盲	目のみへぬ亡目		Missing	Missing	Missing
寺町のてら	寺町のてら		Missing	Missing	
Missing	うたひうたふ	うたひうたふ	うたいうたう	うたいうたう	うたいうたう
Missing	Missing	Missing	乗馬うまにのる	乗馬うまにのる	乗馬うまにのる
Missing	晴天の日より	晴天の日より	晴天の日より	晴天の日より	晴天の日より
Missing	Missing	大キイ大名	Missing	Missing	Missing
Missing	Missing	行列で行	Missing	Missing	Missing
Missing	Missing	新酒のさけ	Missing	Missing	Missing
Missing	Missing	Missing	スケ 大橋の はしノウヘ	Missing	助 きんたい橋 とよしや橋には 橋ぐいが ⁽³²⁾

(31) For a better understanding of the evolution of the sumo rankings' appearances, see: Sumō henshūbu, ed., *Ōsumō jinbutsu daijiten*, 29-31.

(32) We provide Maeda's transcription for the *Suke* which is incomplete in Ono's version.

as well as vertical interlinear gloss within the title. The issues transcribers face are encapsulated in Ono and Maeda's transcriptions. Both authors have chosen to forfeit the replication of the *banzuke* form and focus only on the content (the tautologies), which they list with commentary noting rank and position on the page.⁽³³⁾ This approach poses less of an issue in Ono's case due to the provision of photographs, which means that the documents' form is also captured within the paper.⁽³⁴⁾ Furthermore, the loss of form may not be an issue for those only wanting to analyze textual content. Still, as we explored above, the document's mimicking of a sumo ranking is an essential feature of the text that influences our reading and, potentially, the way we understand and engage with its content.

In the case of this paper, these potential issues were circumnavigated by retaining the structural layout of the original Edo-period printed work. Thanks to the current digital text design capabilities, the graphical adaptation includes variously oriented text with glossing throughout, based on a tabularly staggered subdivision. In this way, we recreated the imitation ranking list to make the spatial division of the information and its sequence accessible to transfer its meaning to its fullest. This point makes our approach different from the reproduction of rankings, usually limited to facsimiles and simplified prints in tables. To our knowledge, such a complex reproduction of a *banzuke*, as in our case, is rather unusual.

In addition to potential transcription problems, the content of *Jūgon mitate ōsumō* provides issues for those wishing to translate the documents into other languages. This paper includes what we believe to be the first English-language translation of a *Jūgon mitate ōsumo*. We chose to highlight the tautological elements as key, and this occasionally meant that a certain level of "localization" was required, particularly in cases where the tautology was presented as a double honorific, such as in the case of *omidōsama* 御御堂様 which we chose to translate as "a sacred holy temple." Reflecting on the original document, we also sought to ensure that our translations were as short as possible. This approach also allowed us to retain something similar to our translation's original format. Neverthe-

less, the translation and localization process inevitably results in the loss of information. *Midōsama*, for example, is a term that refers to the north and south branch temples of Higashi Honganji in Osaka i.e. specific temples, in contrast to our translation of the general term "temple."⁽³⁵⁾

Conclusions

This paper has introduced a previously unstudied *Jūgon mitate ōsumō*. The print was likely first created in Tenpō era Ōsaka. Comparing the document to other *Jūgon mitate ōsumō* suggests the existence of two traditions influencing the document's format and the sort of tautological expressions included. The case considered here follows the sumo rankings of the late 18th century and uses a pool of expressions also contained in other prints.

We have also outlined some difficulties that *Jūgon mitate ōsumō* present to transcribers and translations. At the center of these considerations lies the multi-directionality of the text and the loss in meaning of several terms. Grappling with the meaning of these tautologies featured in the document requires the development of cultural knowledge some of which has been lost to the passage of time.

However, some essential points remained untouched in our considerations. Among other things, we did not address the target audience of the print. The expression of tautological terms as a sumo event imitation is interesting as a briefly entertaining running gag of commercial exploitation of cultural knowledge. Still, it remains to be asked who spent money on it in the second half of the Edo period. Such considerations are reserved for future discussions on *Jūgon mitate ōsumō*.

Addenda

The reader will find a photograph of the document, a transcription, and an English translation within the addenda.

Notes on Transcription

In the transcription, we have chosen to retain the document's form. We use historical orthography (*rekishiteki kanazukai* 歴史的仮名遣い) as it appears in

(33) Ono, "Jūgon no mitate banzuke," 7-11, 13-17, 19-31; Maeda, *Warui kotoba gehin na kotoba*, 163-168.

(34) Photographs are included at the end of Ono's paper, see: Ono, "Jūgon no mitate banzuke," 50-54.

(35) Makimura, ed., *Ōsaka hōgen jiten*, 134.

the document, retaining original interlinear gloss (*furigana* 振り仮名), *odoriji* 踊り字 and the text's multi-directionality. All *kanji* have been converted to their modern forms (*shinjitai* 新字体). For *kana* that share *jibō*, such as *ha* は and ハ, or *mi* み and ミ, we have adopted the *hiragana*. Where appropriate, notes and annotations have been offered.

Notes on Translation

As noted in the paper, we have chosen to translate in a way that clearly retains the tautology. This procedure might mean we depart from the meaning of specific terms in the document. Readers should refer to the transcription for confirmation.



No.	Term	Notes
1	御御堂様	<i>Midōsama</i> refers to <i>Kitamidō</i> 北御堂 and <i>Minami midō</i> 南御堂. Branch temples of Higashi Honganji found in Osaka's Tsu-mura and Nanba.
2	舟の舟頭	In Ono 1 and Hayashi/Haga 167, the term <i>Sendō</i> is rendered 船どう. In Ono 2, 3, Hayashi/Haga 168, Aoki 71, and Maeda it is rendered as 船頭.
3	赤いひぢりめん	赤い緋縮緬. A <i>hijirimen</i> is a scarlet crepe made of raw silk often used for women's underwear (<i>nagajuban</i> 長襦袢) or waistcloths (<i>koshimaki</i> 腰巻).
4	抜身を抜く	The particle <i>o</i> を features in only one other <i>Jūgon mitate ōsumō</i> , Ono 4.
5	燈めうを燈す	燈明を燈す. The particle <i>o</i> を features in only one other <i>Jūgon mitate ōsumō</i> , Ono 4.
6	見て見んか	A phrase usually rendered as an invitation for somebody to “try and look for yourself.”
7	ちさいやゝ子	小さい稚児.
8	そろばんの名さん	算盤の名算. <i>Gomeisan</i> 御明算・御名算 is a phrase used to express that another person's calculation on an abacus (<i>soroban</i> 算盤) is correct.
9	さいせんの銭	賽銭の銭.
10	黒いびんろうじ	黒い檳榔子. The betel nut or areca nut (<i>binrōji</i> 檳榔子) was used to make a black dye, the colour of which the term <i>binrōji</i> also came to refer to.
11	もゝ谷のもゝ	桃谷の桃. The Tennōji Ward of Osaka, where the area of <i>Momodani</i> 桃谷 is located, was famous for its large peach fields during the Edo period.
12	赤いしやうぐ	赤い猩々. The term <i>Shōjō</i> 猩々 refers to a mythical primate sometimes identified as an orangutan, a type of Noh mask, and a type of kabuki makeup. Since other versions of <i>Jūgon mitate ōsumō</i> include the qualifier “fur” (<i>ke</i> 毛), we can assume that the meaning <i>orangutan</i> is meant here.
13	寺のぼんさん	寺の坊さん.
14	長町の長さ	The term <i>nagamachi</i> 長町 might refer to a long, thin town, but it was also a part of Osaka, corresponding to modern-day <i>Nipponbashi</i> .
15	御こぞさ	<i>Gozosa</i> ごぞさ is a term of gratitude.
16	こち風かふく	東風風が吹く. The tautology here is the repetition of the term for wind (<i>kaze</i> 風), but it should be noted that the term <i>kochi-gaze</i> こち風 has been used historically for the winds blowing in spring-time.
17	耳がつんぼ	The term <i>tsunbo</i> refers to the state of lacking a sense but can also refer to deafness or a deaf person. The term <i>mimi ga tsunbo</i> was also used historically to refer to deafness and deaf people.
18	こわいこわめし	強い強飯.
19	新らしいしん宅	新しい新宅.
20	信しうのしなの	信州の信濃. The tautology here is the repetition of alternative phrases referring to Shinano Province, today's Nagano Prefecture.

明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について^①

モリス・ジェームズ・ハリー、ドゥーリナ・アンナ

概論

本稿では、明治三年（一八七〇年）の高佐村（現…三重県津市河芸町高佐）の『切支丹宗門御改帳』、その内容と歴史的背景について紹介する。『切支丹宗門御改帳』は四〇・二センチ×一四・一センチの大きさで、三枚の和紙から構成されている。真ん中のページだけは一枚の紙を折り返してある。小冊子は紙からできた紐で綴じられている。全ページに渡って虫食いの小さな穴が認められる。表紙と真ん中のページに文章が書かれている。この史料は、北黒田村（現…三重県津市河芸町北黒田）の浄光寺の檀家である四二歳の非人番（番非人と呼ばれることもある）と一三歳の少女に焦点が当てられる。特に宗門改帳にあまり登場しない非人番の役割が歴史家にとって重要であると考えられる。宗門改帳に非人身分が登場するのは他の地域で見られるが、三重県域からのものはそれほど多くないので、この史料の持つ重要性が窺われる。また、史料には紀州藩の宗門改帳の典型的な特徴も含まれており、三重県域の人口調査の歴史を理解するのに役立つ例となっている。さらに、史料の内容からは、白子領平野組とその地方で働いた役人についての理解を深めることができる^②。

翻刻（写真は付録にある）に続いて、史料の内容と背景のさまざまな面を探る。

翻刻^③

明治三年午二月

切支丹宗門御改帳

白子支配平野組

高佐村

非人番

一、大助 年四拾貳

女子じゆふ 同拾三

右之通り拙僧旦那^三紛

無御座候、若切支丹宗門^と

申者有之候ハ、拙僧罷出

急度申訳可仕候、以上、

北黒田村高田宗

浄光寺

右之通り相改申候、於偽者

日本之神・切支丹しゆらめん
との可蒙御罰者也、

午 肝煎

佐市 ⑩

二月

同行

傳二郎 ⑩

庄屋

祐之丞 ⑩

同行

常右衛門

別所兵五郎殿

史料について

(一) 宗門改と宗門改帳について

三重県生活文化部学事課県史編さん室編の『県史Q & A』では、宗門改について次のように簡単に説明している。

江戸時代には、幕府の政策として、個人はどこかの寺院の檀家（自分の帰依している寺を檀那寺という）となっていました。その寺院からは個人の身分証明書に当たる「寺請証文」や「寺送状」などを発行してもらい、各村では個人がどの寺院に所属しているのかを把握し、領主に差し出すために「宗旨（門）改帳」が作成されました。このような仕組みを「寺請制度」^④いい、幕藩体制を維持するための根幹を担う制度でした。

とはいえ、その制度は領域によって異なっていた。深谷克己氏によれば…

寛文五年には伊勢・伊賀両地にそれぞれ切支丹（宗旨）奉行をおき、宗門改めを専管させ、領民は人別に、家中は家別に改めた。初めは毎年であつ

た調査もやがて四年になるなど、内容は粗漏^⑤になっていくが、郷方町方への触には冒頭の条目で禁教令が繰り返された。

この『切支丹宗門御改帳』が作成された紀州藩に隣接した久居藩では…

二歳からその名前、年齢、印形を届け、旦那寺の証印を受けて庄屋から毎年藩の奉行所へ提出させたという。そして、結婚、引越、死亡などの異動があれば届け出るようにした。改帳は、その他に惣人数・家数・馬・牛なども記載し毎年作成されたので、住民の戸籍簿の役割を果たした。^⑥

この説明から、本稿で分析している宗門改帳との重要な違いがいくつかわかる。例えば、名前、年齢、続柄、そして大助の場合は役職だけが含まれている。また、紀州藩の宗門改帳は八歳以上の者にしか適用されなかった。^⑦さらに、紀州藩では宗門改が六年に一度、子年と午年に藩全体で行われており、年単位で宗門改を行う他藩とは根本的に異なっていた。^⑧これは、享保十一年（一七二六年）に幕府が各藩に「子午改」と呼ばれる人口調査を子年と午年に行うように命じたことと関係がある^⑨と考える。毎年宗門改を行う代わりに、「八歳子改」^⑩「増人改」と呼ばれる紀州藩の人口調査が毎年行われた。もう一つ興味深いと思われる点は、この宗門改帳には一家族の記載しかないということである。つまり、被差別身分に対する記載が別帳になっている。このことから、当時は差別意識が高かったことが示唆される。久居藩の場合は、被差別身分に関する情報が別帳ではなく宗門改帳の張末に書かれていることが通常であったが、本稿で取り上げる史料のように、宗門改帳が別帳として作成された例もあった。北崎豊二氏によると…

在方の非人番は、非人番小屋のある村に居住しながら、宗門人別帳が一般村民とは別になっており、居住する村に存在しないこともあった。^⑫

紀州藩で延宝九年（一六八一年）から非人・乞食の宗門改が始まった。『三重県史』は次のように記している。

郡内にいる非人・乞食は出所地の村に届けて、その村々に檀那寺があるかを庄屋・年寄が調べ、地郡の者の場合はその村まで村送りをして、その在所で改めることにした。さらに、数年乞食をする者については檀那寺もないので、その村に届け、所の庄屋・年寄で改める、というものであった。⁽¹³⁾

その上、紀州藩田辺領では…

他国者は帰住させ、領内の者は宗旨と参詣寺を調査して報告するものだった。この場合、寺請手形は取らないようであるから、宗門帳に登載されることはないと思われる。⁽¹⁴⁾

つまり以上のことから、非人番大助が住んでいた紀州藩領高佐村が、彼の檀那寺のあった久居藩領北黒田村と異なる理由が明らかになるのであろう。また、本史料に浄光寺の押印がない理由もわかるであろう。

もうひとつの興味深い点は、最後の文章が起請文になっていることである。起請文の要素が含まれていることは、紀州藩の宗門改帳の特徴の一つである。

『三重県史』はこう記している。

冒頭に起請文前書としていわゆる南蛮誓詞が記載される。それに続けて家・家族ごとに檀那寺・続柄・年齢が記載される。家数・人数合計と檀那寺別の人数が記された後、各檀那寺の宗旨請文言、それを受けて最後に村役人の宗旨請文言が記される。宗門改帳としては簡便な書式であって記載される情報量は少なく…⁽¹⁵⁾

実際、紀州藩は、現在の三重県域で宗門改帳に誓詞文言を含む唯一の藩であったようである。⁽¹⁶⁾『切支丹宗門御改帳』は、このような起請文だけでなく、紀州藩の宗門改帳の特徴である、名前、寺、関係、年齢だけを記した情報の少なさも共通している。⁽¹⁷⁾

明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について

明治四年（一八七一年）四月四日、太政官は『戸籍法』を公布し、翌年二月に施行された。これにより宗門改は終末を告げた。山口千代己氏は次のように述べている。

従来の所属別戸籍である宗門改帳に代えて、身分の違いを越えて地番ごとにすべての住民を登録する所地主義の近代戸籍を編成することを目的としていた。

結局のところ、取り上げている史料は村、地域、そして国で作られる最後の宗門改帳のひとつということになる。明治六年（一八七三年）二月二十四日、大政官が『従来ノ高札ヲ取り除カシム』を公布し、キリスト教が解禁された。⁽¹⁸⁾

注目すべきもう一つの重要な点は、浦上四番崩れである。十九世紀半ばにカトリック宣教師が日本に再来した。慶応一年（一八六五年）に大浦天主堂が建設され、その後、長崎周辺に潜伏キリシタンが出現した結果、浦上四番崩れとして知られているキリシタンに対する迫害が始まった。明治政府のもとでこの迫害が強化され、明治二年（一八六九年）末には津藩に一五五人、紀州藩に二八二人など、二藩で約三、四〇〇人のキリシタンが追放された。⁽¹⁹⁾キリシタンは白子領の近い村に送られたようであるが、残っている史料が乏しいため、明治三年、津藩でどのような迫害が行われたかは不明である。⁽²⁰⁾松浦栄氏によれば「異教徒が差し置かれた村名、人数、期間、等不明の点が多々ある」。⁽²¹⁾記録によると、明治四年中期までに津藩に送られた一五五人のキリシタンのうち一四人が死亡、二人が逃亡、七人の子供が生まれ、合計一四六人になった。⁽²²⁾また、津藩に追放された所在が不明なキリシタンが五〇人いた。⁽²³⁾追放されたキリシタンのうち改宗されたのは一九人だけであった。⁽²⁴⁾津藩への追放者について書いているが、他の地域にも同様に当てはまることとして、深谷氏は次のように記している。

信徒には村負担で食糧と金銭が給与されたが、農業や日用稼ぎや馬喰をや

らされた。明治六年の禁教令徹底にともなうて、彼らは「改心」しないで帰国したが、おそらく津藩世界が生身のキリシタンに最も濃密に触れたのはこの数年間であつたらう。⁽²⁵⁾

追放されたキリシタンが高佐村や北黒田村に來たかどうかは不明であるが、浦上キリシタンの追放が明治初期の三重県域の諸領国政治の背景の一部であり、宗門改に影響を与えた可能性があることは明らかであろう。

(二) 白子領平野組と高佐村について

『切支丹宗門御改帳』の表紙には、「白子支配平野組高佐村」が記されている。白子領とは、紀州藩の支配下にあつた伊勢国の三領地（松坂領、田丸領、白子領）のうちの一つであつた。⁽²⁶⁾この三領は総称して勢州三領と呼ばれている。白子領は、八〇か村から成る勢州三領の中で最も小さな領地で、約五万石であつた。⁽²⁷⁾

平野組とは、奄芸郡（現…安芸郡）白子領の村々の集合体で、明治元年（一八六八年）には、平野村、中瀬村、高佐村、赤部村、大古曾村、浜田村、小野田村、野田村、中別保村、小川村、中山村、中野村、南黒田村、上野村、白塚村、今井田端村、町屋村、上津部田村、野崎山田井村の十九か村から成つていた。⁽²⁸⁾しかし、相給村もあつた。同年に、中瀬村、小川村、中山村、町屋村は紀伊藩を大番頭とする津藩との相給村であり、平野村、中野村、上津部田村、大古曾村は津藩を大番頭とする相給村であつた。⁽²⁹⁾浜田村は久居藩を大番頭とする相給村で、高佐村は紀伊藩を大番頭とする久居藩との相給村であつた。⁽³⁰⁾『切支丹宗門御改帳』の内容を見て驚くことは、浄光寺のある北黒田村が久居藩の浜田組の一部であり、紀伊藩とはつながっていなかったことである。⁽³¹⁾

相給村である高佐村において、明治元年に紀州藩白子領は三七八・二七一石で、久居藩領は一〇六・七三三石であつた。⁽³²⁾白子領高佐村の大部分は稲作に使用され（延享二年【一七四五年】には約九三%）、小規模な野菜生産も行われていた（同年には約七%）。⁽³³⁾同延享二年には、白子領の村柄は「家数四八軒、

人数一七八人、馬一疋で、さらに鷹場（領主が鷹を放つて狩猟する場所）もあつた。久居藩の村柄は「家数一六軒、人数六七人、馬二疋であつた」。⁽³⁴⁾文化三年（一八〇六年）の記録によると、白子領支配下の高佐村の家数四八軒、八歳以上の人数一七八人（女性が一〇〇人で、男性が七八人）、状況は大きく変わっていないようである。⁽³⁵⁾

(三) 非人番大助

ここで紹介している史料には非人番（番非人とも）が登場する。前述したように、三重県域に非人身分が登場する宗門改帳が少ないために注目すべき点であると考えられる。宗門改と非人身分制度化が関連している可能性があり、⁽³⁶⁾非人身分制度化は延宝期（一六六一～一六八一年）に始まつた。十九世紀には…

長刀者の横行などにより、非人番による町在の警察力一層強化されていく。文政十一年（一八二八）には、田丸領胡乱者改助役の増田彦右衛門から村々非人番増員の内願が出され、小村で負担困難な場合は隣村と合同で抱える工夫をして、抱え方について惣廻り非人番の見立によることを提案する。この増田の内願は実行されたようで、明治四年（一八七二）の松坂領東岸江組の十七か村にはすべて非人番が配置されており、そのうち一〇か村は他村の非人番の兼勤となつている。村々の番太は本来村に入つてくる胡乱者や乞食を排除するために村抱えで雇われた者だったが、非人番はそうした機能以上に、広域的な犯罪や博徒に対する取締りという警察業務の比重が高くなつていった。⁽³⁷⁾

明治初期、紀州藩の総人口四五八、八二六人のうち、人口の五・七%にあたる二六、〇六四人が穢多身分として記録されている。⁽³⁸⁾非人身分の人数は記録されていない。津藩は総人口二四七、六八二人のうち、穢多身分が九、〇九八人、非人身分が一、五六四人（人口四・三%）、久居藩は総人口三八、三一〇人のうち、穢多身分が一、三七四人、非人身分が一〇一人（人口の三・九%）であつた。⁽³⁹⁾

『切支丹宗門御改帳』に記載されているように非人番大助については、明治三年当時高佐村に住み、四二歳で、一三歳の娘がいて、浄光寺の檀家であったということ以外、明確なことがわからない。他の非人番とその家族と同じように小屋に住んでいたのであろう。小屋は村によって建てられ、維持され、多くの場合、生活用具も村から支給された。⁽⁴⁰⁾大助に番賃が支払われたかどうかは不明である。番賃は非人番が住む村によって異なり、多くの村では無給であったが、髪結びで生計を立てることが許されていた。⁽⁴¹⁾

(四) 役員

『切支丹宗門御改帳』には、五人の役員、佐市と傳二郎という二人の肝煎と、祐之丞と常右衛門という二人の庄屋、そして文書の宛先である別所兵五郎が記されている。佐市、傳二郎、祐之丞と常右衛門については、当時の史料の翻刻や二次資料で参照されているものは見つからなかったが、別所兵五郎氏については幅広い情報がある。しかしまず、肝煎と庄屋の役職について、簡単に説明する。

藤谷彰氏によって・

紀州藩白子領の村役人は一人の庄屋、二人の肝煎、二人の頭百姓で構成されており、久居藩領については一人の庄屋、年寄で構成されている。⁽⁴²⁾

弘化元年（一八四五年）、平野組の各村には一人の庄屋がいたが、二人の庄屋がいた上野村と、一人の庄屋を共有していた今井村と田端村、野崎村と山田井村は例外である。⁽⁴³⁾二人の肝煎の存在は、ここで紹介している史料に反映されているが、庄屋が二人いることは驚くべきことであろう。久居藩領支配下の高佐村の庄屋なのか、北黒田村の庄屋なのか、史料が作成された当時、村を訪れていた庄屋なのか、明治初期における紀州藩の村役員組織改正を反映しているのか。現時点では決定的な答えを出すことは困難であるため、今後の課題としたい。

明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について

いずれにせよ、庄屋は宗門改のための情報収集に従事していた。庄屋は「村人の生死・婚姻・移転に伴う宗門人別帳の加除などの戸口把握」⁽⁴⁴⁾されていた。本稿で紹介している史料は、このことを反映していると思われる。おそらく、この史料は高佐村の庄屋と肝煎が大庄屋に提出するため、あるいは村に保存するための写しとして、作成したものでであろう。久居藩では、安永五年（一七七六年）に制定された幕府の宗改帳の方針に従って、毎年、庄屋が宗門改帳を作成した。⁽⁴⁵⁾一冊は村に保管され、もう一冊は大庄屋に送られ、大庄屋は三通の『惣寄目録』を作成し、年番大庄屋に提出し、年番大庄屋は領内各組の『惣寄目録』を綴合せ、郡奉行と宗旨奉行に提出した。⁽⁴⁶⁾

別所兵五郎という人物については、前述したようにかなりの情報が残されている。『河芸町郷土史』には、「廃藩当時、平野組、大庄屋、『万久』⁽⁴⁷⁾というの簡単な注釈がある。さらにこう続く。

平野組とは、平野の下津氏の戸主、幼くてその株を、うけついだものである。大庄屋は代々世襲であって、後継者が幼少であったり、絶えた時、庄屋の中で適当な条件に合ったものを選んで、後継者としたものと思われる。⁽⁴⁸⁾

実際、別所久年家蔵の『御用触留帳』と題され、『河芸町史』に一部転載されている文書によれば、安政三年（一八五六年）六月七日、兵五郎が大庄屋下津八郎兵衛に仕えていたのを引き継ぐように命じられた。⁽⁴⁹⁾その後、明治初期まで大庄屋を務めた。⁽⁵⁰⁾「武士に近い権限をもっていた」と『河芸町郷土史』に記されるように、大庄屋は大きな権力を握っていた。『三重県史』はその職務を次のように説明している。

職務は、郡奉行や代官の補助機関として組下の村々を束ね、領主の政策を徹底させるといふ支配者側に立ったものであり、法令の通達をはじめ組下村の戸口増減や宗門改の取りまとめ、農事の奨励や指導、風俗統制、郡奉

行や代官による検地や検見時の立ち会い、奉行や代官下役が行う小検見の実施、組下村の窮状・災害状況の把握と対応、訴願の取次ぎや奥印、喧嘩口論や争訟の調停、犯罪者の取調べなど多彩であった。⁽⁵²⁾

別所という姓は元白子領平野組（現・三重県津市）で人気があり、多くの別所が権力の座に就いていた。⁽⁵³⁾ 享保年間（一七二六年～一七三五年）の終わりに、兵五郎の先祖、神戸常磐町（現・鈴鹿市神戸）の名主の子、須原久兵衛は上野村に移り住み、その後別所に姓を変えた。⁽⁵⁴⁾ 兵五郎は、教昌、兵助とも呼ばれ、同家の五代目にあたる。『上野故事』や『家に伝わる古文書いい伝え』⁽⁵⁵⁾ から収集された『河芸町郷土史』によれば、兵五郎は幕末期には地士であった。⁽⁵⁶⁾ 地士とは「紀州藩で称した名称で、その他の有力な土豪を藩士扱いとして、その末端組織に組み入れ『地士』としたのである。即ち、土着の士族の意である」。⁽⁵⁷⁾ 兵五郎の家系の四代目である兵助（教興とも呼ばれており、おそらく兵五郎の父）も地士であった。⁽⁵⁸⁾ 白子領の地士は上野村の宿場町に住み、兵五郎の住宅は北町にあった。⁽⁵⁹⁾

兵五郎は明治時代まで権力を保持していたようである。明治五年（一八七二年）には、上野村の戸長であり、この地域の二人の年番戸長のうちの一人として記録されている。⁽⁶⁰⁾ 兵五郎はその後、明治七年（一八七四年）二月に設立され、津大門町に所在した安濃津生糸改会社の一員となった。⁽⁶¹⁾

大庄屋として、兵五郎は宗門改に中心的な役割を果たした。松尾篤氏は、文久二年（一八六二年）から元治元年（一八六四年）にかけて兵五郎の『役用日記』を表にしている。文久三年（一八六三年）、兵五郎は三月十一日に小川村の宗門改の仕事を行った。⁽⁶²⁾ しかし、その翌年、兵五郎の宗門改に関する仕事はより広範囲に及んだ。三月十日から十五日までの六日間で、以下のように宗門改めを完成させた。

松尾氏によって「紀州藩では、六年に一度宗門惣改めが行われたが、この年三月は三日間かけて管轄領内の宗門改めの記録が見える」。⁽⁶⁵⁾ 兵五郎の『役用日

記』によれば、元治元年に大規模な宗門改が行われたことが分かっており、文久三年のような小規模な宗門改が行われることもあったようであるが、⁽⁶⁶⁾ 本稿で取り上げる明治三年の宗門改帳は元治元年から六年目に当たる。慣行が変わっていなかったと仮定すれば、この史料はその年の藩全体の宗門改に由来することになる。

（五）浄光寺

真宗高田派は、下野国高田専修寺の門徒によって始められ、室町時代に真慧上人（一四三四年生、一五二二年没）の布教活動によって全国に広まった。

寛正年間（一四六〇年～一四六六年）には、伊勢国に広まり始め、特に北部で人気を博した。⁽⁶⁷⁾ 文明年間（一四六九年～一四八七年）には、真慧が一身田村に無量寿寺（後に専修寺と呼ばれるようになった）を創建し、下野国高田専修寺が焼失した後、この寺院が宗派の本山となった。⁽⁶⁸⁾

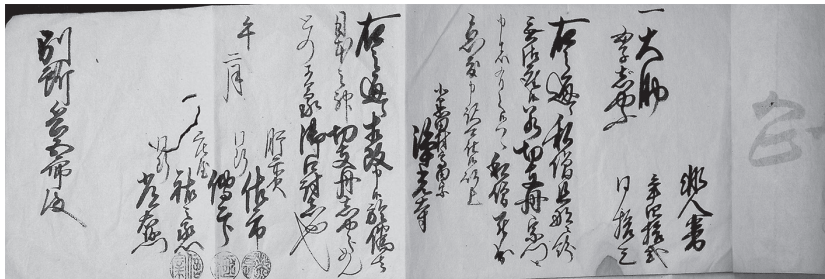
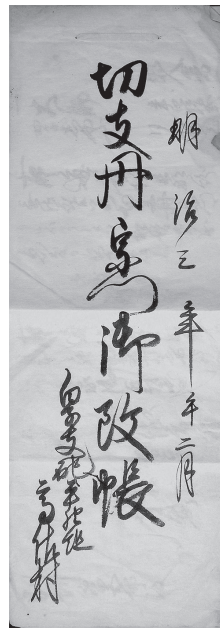
寺院の起源は明確ではないが、浄光山大徳寺という真言宗の寺として始まり、少なくとも永仁年間（一二九三年～一二九九年）には存在していた。⁽⁶⁹⁾ その後、禅寺となったようだ。⁽⁷⁰⁾ 近くの高田本山専修寺が創設された後、寺院は大徳山浄光寺を名乗り、真宗高田派に改宗した。⁽⁷¹⁾ この新しい寺院の創始者である誓祐上人（一四三五年生まれ、一五二二年没）は真慧と親交があった。⁽⁷²⁾ 浄光寺は高田派に強い影響力を持った。⁽⁷³⁾ 三重県北部に宗派が浸透していたことは、二〇〇一年に河芸町に存在した寺院のうち、三八寺のうち十六寺（四二・一％）が真宗高田派に属していたという事実が示している。⁽⁷⁴⁾

しかし、『切支丹宗門御改帳』に記されている大助たちは、別の藩（久居藩）

日付	村々
3月10日	上野、中瀬。
11日	赤部、浜田、高佐、南黒田、野田。
12日	小野田、野崎、山田井、今井、田端、大古曾、上津部田、中野、平野。
13日	町屋、白塚。
14日	中山、小川、影重、一色。
15日	中別保。

河芸町史より抜粋⁽⁶⁴⁾

の管轄下にある北黒田村の浄光寺の檀家であることから、疑問が生じる。高佐村には、真言宗の金龍山妙光寺と浄土真宗高田派の法輪山誓教寺⁽⁷⁵⁾があったにもかかわらず、なぜ別の村の寺院の檀家になったのであろう。ある藩の住民が別の藩に檀那寺があることは珍しいことだと思われる。これは、この史料がさらなる研究の興味深い出発点になりうるもう一つの特徴である。もしかすると、これは一般村民と被差別身分に適応された宗門改の方針の違いによって説明される可能性がある。



明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について

まとめ

ここで紹介した史料は、さまざまな面で興味深いと考えられる。紀州藩主の宗門改帳を示す一例であると同時に、さらなる研究に値する要点がいくつも含まれている。例えば、非人番が登場すること、檀那寺が別の藩にあること、多くのことが判明している大庄屋宛であることなどである。まだ不明な点も多いが、この短論文に取り上げた宗門改帳とそこに登場する人々や問題についてのさらなる研究のきっかけになることを期待している。

注

- (1) この研究は、DNP文化振興財団のグラフィック文化に関する学術研究助成及び早稲田大学特定課題（研究基盤形成）により実施されたものです。
- (2) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』三重県 二〇二〇年 二九八頁。大阪周辺における非人身分が登場する宗門改帳は次の資料に集まっている…関西大学法制史学会と関西大学経済学会経済史研究室編『大阪周辺の村落史料（第五輯）宗門改帳、穢多非人番陰坊宗門改帳』関西大学 一九六〇年。
- (3) 読みやすいため、読点と中黒を追加した。原文には句読点がない。
- (4) 三重県生活文化部学事課県史編さん室編『県史Q&A』三重県生活文化部学事課県史編さん室 一九九八年 六二頁。
- (5) 深谷克己『津藩』吉川弘文館 二〇〇二年 一一五頁。
- (6) 山口千代己「村役人の覚書にあらわれた明治の世」『河芸町史 本文編』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 二六八頁。
- (7) 三重県編『三重県史 通史編 近世一』三重県、二〇〇七年 五五七頁。
- (8) 松尾篤「日記に見る庄屋の生活」『河芸町史 本文編』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 五一四頁、五一六～五一七頁、五一九頁…三重県生活文化部学事課県史編さん室編『県史Q&A』六三頁。
- (9) 次の資料を参考に…三重県編『三重県史 通史編 近世一』五五九頁…三重県編『三重県史 通史編 近世二』六頁。
- (10) 三重県編『三重県史 通史編 近世一』五五七頁。
- (11) 同前 五五頁。
- (12) 北崎豊二「非人番制度の解体…摂河両国を中心に」『明治維新と被差別民』北崎豊二編 解放出版 二〇〇七年 九七頁。
- (13) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』二九七頁。
- (14) 同前 二九八頁。
- (15) 三重県編『三重県史 通史編 近世一』五五八頁。

- (16) 同前 五六二頁。次の資料に含めている宗門改と関連する史料を参照…三重県教育委員会編『安芸郡河芸町…三行城跡発掘調査報告』三重県教育委員会 一九八五年二六～二八頁。
- (17) 次の宗門改帳や人口調査の集と比較…三重県編『三重県史 資料編 近世三 下巻』三重県 二〇一二年 六七三～六九三頁…石井良助編『江戸時代の被差別社会…増補 近世関東の被差別部落』明石書店 一九九四年 一二六～一二九頁、三四三～三五四頁。
- (18) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』五七七頁。
- (19) 松浦栄『浦上キリシタンと三重県』『三重の古文化』六一号 一九九八年 二〇～二二頁。次の資料も参考…浦川和三郎『切支丹の復活 後編』日本カトリック刊行会 一九二八年 六三四～六七〇頁。
- (20) 松浦『浦上キリシタンと三重県』二三頁。
- (21) 同前 三一頁。
- (22) 同前 二五頁。
- (23) 同前。
- (24) 同前。
- (25) 深谷『津藩』一一五頁。
- (26) 三重県編『三重県史 通史編 近世一』二〇一頁。
- (27) 同前…藤谷彰『紀州藩と久居藩に別れた村むら』河芸町史 本文編 河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 三七八頁。
- (28) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』二〇八頁。資料によって若干の違いがある。樋田清砂氏は、弘化元年(一八四五年)、平野組に属していた一色村と影重村も含めて、庄屋が一人しかいなかった今井村と田端村、同じく庄屋が一人しかいなかった野崎村と山田井を分けており、二三か村を記している。『河芸町郷土史』には、同じように今井村、田端村、野崎村、山田井村に分かれ、北黒田村、一色村、影重村、谷村を含む二〇か村が記載されているが、赤部村、大古曾村、浜田村、小野田村、上津田村は取り上げられていない。河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』河芸町教育委員会 一九七八年 一二八頁…樋田清砂『近世』大名の支配と村々』河芸町史 本文編 河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 八九頁。
- (29) 樋田『近世』大名の支配と村々』九二～九三頁。
- (30) 同前。
- (31) 同前 八九頁。
- (32) 同前 九三頁。
- (33) 藤谷『紀州藩と久居藩に別れた村むら』三八六頁。
- (34) 同前 三八七頁。
- (35) 「白子領平野組 大指出帳 文化三年(一八〇六)〔津市 平松令三氏蔵〕」河芸町史 史料編 上巻』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇〇年 五九〇～五九一頁。
- (36) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』二九七頁…岡本良一「大阪の非人」研究 覚書』『近世部落の史的研究 上巻』部落解放研究所編 解放出版社 一九七九年 二六一～二六四頁。
- (37) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』三一四頁。
- (38) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』五四二～五四三頁。
- (39) 同前。
- (40) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』三二七頁…北崎豊二「非人番制度の解体…撰河内国を中心に」九一頁。
- (41) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』三一六～三一七頁。
- (42) 藤谷『紀州藩と久居藩に別れた村むら』三八七頁。
- (43) 樋田『近世』大名の支配と村々』八九頁。
- (44) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』五〇八頁。
- (45) 同前 五五五頁。
- (46) 同前。
- (47) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』一二七頁。
- (48) 同前。
- (49) 松尾「日記に見る庄屋の生活」五〇二～五〇三頁…樋田『近世』大名の支配と村々』八八～九〇頁。
- (50) 松尾「日記に見る庄屋の生活」五〇三頁。
- (51) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』一二七頁。
- (52) 三重県編『三重県史 通史編 近世二』五〇六頁。
- (53) 他の地主に関して『河芸町郷土史』を参考…河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』一二二～一二三頁。
- (54) 松尾「日記に見る庄屋の生活」五〇二頁。
- (55) 同前。
- (56) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』一二二頁。
- (57) 同前 一九頁。
- (58) 樋田『近世』大名の支配と村々』九四頁。
- (59) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』一一八頁。
- (60) 「明治五年 各区戸長副戸長総代名簿 庶務課 明治五年(一八七二)九月〔三重県庁蔵〕」河芸町史 史料編 下巻』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇〇年 二〇頁、二二頁。
- (61) 服部英雄編『三重県史 下編』弘道閣 一九一九年 五四一頁。
- (62) 松尾「日記に見る庄屋の生活」五四四頁。
- (63) 同前 五一六～五一七頁。
- (64) 同前。
- (65) 同前 五一九頁。
- (66) 同前 五四四頁、五一六～五一七頁。

- (67) 首藤善樹「〈中世〉公家と武家の社会」『河芸町史 本文編』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 六五頁。
- (68) 同前・三重県編『三重県史 通史編 近世一』一七〇頁。河芸町史編さん委員会編『河芸町史 文化編』河芸町 二〇〇一年 一二六～一二七頁。
- (69) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』二六四～二六五。
- (70) 河芸町史編さん委員会編『河芸町史 文化編』二二六頁。首藤「〈中世〉公家と武家の社会」六五頁。
- (71) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』二六六頁。
- (72) 同前 二六七～二六八頁。河芸町史編さん委員会編『河芸町史 文化編』二二六～二二七頁。首藤「〈中世〉公家と武家の社会」六五～六六頁。
- (73) 首藤「〈中世〉公家と武家の社会」六五頁。
- (74) 瀧川和也「寺々の仏たち」『河芸町史 本文編』河芸町史編さん委員会編 河芸町 二〇〇一年 一八八頁。
- (75) 河芸町教育委員会編『河芸町郷土史』二八七～二八九頁。

明治三年の高佐村から非人番が登場する「切支丹宗門御改帳」について

聖光房弁阿『念仏往生修行門』翻字科註稿

付劄記三箇条

森 新之介

緒言

鎌倉時代成立の『念仏往生修行門』一卷（以下、『修行門』と略す）は、浄土宗を立てた法然房源空の遺弟にして鎮西流祖の聖光房弁阿（弁長、応保二年「1162」〔嘉禎四年「1238」〕が撰述したものとされる。舜昌『法然上人行状絵図』巻第四十六（正和二年「1313」〔正中元年「24」〕成立）に佚文があるのみで亡佚したと久しく考えられてきたが、恋田知子が陽明文庫から元和七年（1662）書写本を発見し平成廿三年（2011）に翻刻紹介した^①。

郡島昭示は二年後の廿五年、恋田の翻刻によつて『修行門』に論及し^②、三年後の廿八年、浄土宗大辞典編纂実行委員会編『新纂浄土宗大辞典』（浄土宗の項目「念仏往生修行門」を担当した。また善裕昭は二年後の卅年、『修行門』について「弁長作とみて問題はない」、「長年、流伝を絶つていた著書が発見されたのは幸いである」、「今後の研究に期待したい^③」と評した。

しかし、『修行門』は恋田による翻刻紹介後も研究で殆ど用いられておらず、それには少なくとも三つの原因があると考えられる。第一に、同書は凡そ十二丁余りでさほど長くないものの、全体の九割以上が平仮名で草書された和文であり、読解することが難しく煩わしい。第二に、陽明文庫本は訪問閲覧も複写請求も容易と言いつても、恋田の翻刻は容易に利用できて完璧に近いものの僅かに誤刻もある。そして第三に、陽明文庫本には誤写があり、恋田の翻刻でも校註されていない。

これらの問題を解消するため、本稿では陽明文庫本を科段し、仮名の多くを漢字に改め、誤写らしき箇所などを註記する。現代語訳せずに翻字するのは、

それだけで読者は文意を概ね理解できるだろうからである。稿者の短慮浅識では解し得なかった箇所が少なくなく、また誤読曲解した箇所もあるうが、已むに勝るものと信じて本稿を試作した。

- ① 恋田知子「陽明文庫蔵『道書類』の紹介（十）——弁長作『念仏往生修行門』翻刻・略解題——」、『三田国文』五四、2011。
- ② 郡島昭示「聖光の当時の仏教に対する主張——『浄土宗名目問答』『念仏三心要集』『念仏往生修行門』をめぐって——」、「『仏教論叢』五七、2013。なお、郡島は「聖光在世時における九州北部の仏教思想について——歴史史料を中心に——」（『仏教論叢』五八、2014）や「聖光の著作活動の目的について」（藤本浄彦先生古稀記念論文集刊行会編『法然仏教の諸相』、法蔵館、2014）でも『修行門』に論及している。
- ③ 善裕昭「法然上人行状絵図」に引用された『念仏往生修行門』について、「浄土宗学研究」四五、2018、一二二、一一四頁。

凡例

一、正文は公益財団法人陽明文庫蔵元和七年書写本（統一書名「道書類」、函号「近ト七二二」）のマイクロフィルム紙焼きを底本とした。同本の恋田知子翻刻は「恋版」と称し、僅かにある誤刻らしき箇所などを註記した。舜昌『法然上人行状絵図』は「昌伝」と称し、浄土宗出版編『国宝法然上人行状絵図』（『法然上人絵伝集成』四、総本山知恩院・浄土宗、2014）を用いた。

一、底本の本文に改行はなく、科段はすべて稿者による。第八丁表第一行乃至同丁裏第十一行は重写（稿末「劄記三箇条」参照）であり、前後と区別するため私に二格低書した。

一、仮名の多くは漢字に改めたり、濁点を加えたりした。また、私に句読点を施した。草書の判読には、児玉幸多編『くずし字用例辞典』普及版（東京堂出版、1993）と笠間影印叢刊行会編『字典かな——出典明記——』改訂版（笠間書院、1972）を参照した。

一、一部の漢字（「事」「又」「也」など）は仮名に改め、一部の漢字は適宜同音の別字に改めた（「物」「せん道」を「者」「善導」とするなど）。漢字の疊字は「々」に改めた。

一、ルビは原則として、滞らずに読むことの難しい漢字（「纒」など）と複数の訓みが有り得る漢字（「文」など）にのみ振った。その振ったルビはすべて底本の表記のままであり、必ずしも通常標準のものでない。

一、適宜送り仮名などを補った（「我身」「申侍なり」を「我が身」「申し侍るなり」とするなど）。

一、底本の誤写らしき箇所は原則として改めず、右傍に波線を施して註記した。文意不明の箇所にも波線を施して註記した。

一、書名は二重鉤括弧で、引用文などは一重鉤括弧でそれぞれ括った。

翻字科註

『念仏往生修行門』作者弁阿

それ念仏申して浄土に往生せんと志あらん人は、この次第をよく／＼心得て念仏を申すべきなり。しやうと^①を出づることは極めたる大事なり。往生極樂によりてぞ、この世の人のために易きことも侍るべき。往生極樂は、念仏によつてぞ、今のまんせ^②の罪深き輩の身に堪えたる行なる。

(1) 「しやうと」、底本「しやうと（字母「止」）」に作る。案ずるに、「と」はし字（字母「之」）の誤にして生死なり。

(2) 「まんせ」、底本「まん（字母「无」）せ」に作る。案ずるに、「ん」はつ字（字母「川」）の誤にして末世なり。

その故は、釈迦如来出で難くして出でさせ給ふて御法^①を説き給ふに、この娑婆世界の無戒無慚の浮かみ難きを、せめても浮かべんために説き給へる御法^②の

中に、浄土門の教法^③不可思議なるといへる浄土の三部経の中に、「念仏申して往生すべし」といへることを明かし給へり。この御法^①を憑みて、浄土門に入りて念

(二オ)

仏を深く信すべきなり。仏と申し奉るも憐れみ深くおはします。慈悲の主の教へをき給へる念仏の法門なり。

(1) 「出で」、底本「出」に作り、恋版「□」に作る。

(2) 「浮かべん」、底本「う（字母「宇」）かへん」に作り、恋版「そかへん」に作る。

(3) 「教法」、底本「け（字母「遣」）うほう」に作り、恋版「きうほう」に作る。

しかるを、大唐漢土にせん^①と和尚と申し奉りし大師、末世のなり降れる時、罪は早増しに積り世中はたゞ降りに降りて、善には日々に退き悪には夜々に進みて、十悪五逆を造りて無間地獄に沈み、三惡道の巢守主^{すもりあし}にならんとする衆生を憐れみて、末法の初めに世に出でさせ給いて、何事を勤行すとも、たゞ我が教へを深く信じて念仏の一行ばかりを勤めとして、毎日の所作にはあるいは一万、二万、三万、四万、五万、六万、七万、八万、九万、十万遍など申して、朝夕思ひを極樂に懸け心を報地^③に澄まして、憑みを弥陀に浅からず、念仏

(二ウ)

を始めて後より命終はるまで、怠ることなくよく／＼勤む人は、必ず往生疑いなき人なり。深く善導を憑み奉り、その教へを信すべきなり。

(1) 「せん」と、底本「せん（字母「止」）」に作る。案ずるに、「と」は誤にして善導を謂ふなり。

(2) 「ばかり」、底本「は（字母「者」）かり（字母「利」）」に作り、恋版「えかう」に作る。

(3) 「報地」、底本「ほ（字母「本」）う（字母「宇」）ち」に作り、恋版「かたち」に作る。

如何^{いか}信ずるとならば、我が朝秋津洲比叡山宝幢院黒谷法然上人の御教へに曰く^①、「源空らうせう^②なりし時、美作国菩提寺得業御房^③に従い奉りて、その後黒谷上人を師と憑み奉りて、種々の法門を習ひて、此度生死出でざらむことを歎

き申せしかども、我が身に堪へて勤むべき行なかりしかば、歎き悲しみて「この身を如何せん」と思ひ埋もれて、「年比の師匠は生死出づべきことも教へ給はず。しかれば、世の中に生死出づることをおしたる人がある」とて、藁沓縛り履きてふりおひ肩

(二一〇)

に懸け、東西に奔り巡り、南京北京に「智慧極め給へり」と聞こえし人々に、「如何にしてこの度しやうとを離るべき」と尋ね奉りしかども、「これこそ生死離るべき行よ」とげにしく教ゆる人なかりしかば、「如何にせん」と悲しみて、「身を徒になし、この世を空しく過ぐしては憂へあるべきことかな」と悲しみの涙を垂れて、「過去遠々のその上よりかくの如く空しく過ぐしてけり。またこの世を空しく送りなば、大ちひむしゆこふも遙かなるべきことかな」と悲しみて、三世に煩い一身に苦しまんことを思ひ巡らすに涙も止まらず覺えて、「さりとて已むべきことならず」とて、黒谷の報恩蔵と申す一切経蔵に入り籠りて一切経を披きて、「我が身に行いてこの度生死を出づべき法やまします」と

(二二ウ)

見侍りしほどに、唐土に善導和尚と申し奉るれば、長安城洛陽の都、かうそんわうていより始め奉りて、草木の風に靡くが如く念仏を勧め奉りて、浄土の法門を造りおき給へる御書のありけるを見出して、「我らはこれ十悪五逆の悪人なり。かゝる悪業深重の者のために善導和尚の御教へに「念仏申して往生すべし」とあることこそ、濁世の我が身に堪へたる勤めにてあるべかりけれ」と見定め及びて侍り」と宣へり。

(1) 「曰く」、底本「い」(字母「以」)に作り、恋版「心わく」に作る。

(2) 「らうせう」、底本「ら」(字母「良」)うせう」に作る。案ずるに、「ら」はえ字(字母「衣」)の誤にして幼少なり。

(3) 「寺」、底本此くの如く、恋版「た」に作る。

(4) 「おしたる」、底本「おした」(字母「多」)る」に作る。案ずるに、「た」はふ字(字母「布」)の誤にして教ふるなり。

(5) 「ふりおひ」、底本「ふり」(字母「利」)おひ」に作る。案ずるに、「り」はみ字(字母「美」)の誤にして文笈か。然れども易林版『節用集』卷下云く、「文笈」は訓じてフバコと為すと。考ふべし。

(6) 「しやうと」、底本「しやうと」(字母「登」)に作る。案ずるに、「と」はし字(字母「志」)の誤にして生死なり。

(7) 「おしゆる」、底本「おし」(字母「之」)ゆ」(字母「由」)る」に作り、恋版「おもゆる」に作る。案ずるに、古語は教ふるにして教ゆるは後の訛語か。考ふべし。

(8) 「大ちひむしゆこふ」、底本「大ちひむ」(字母「武」)しゆ」(字母「遊」)こふ」に作る。案ずるに、誤ありて大地微塵劫を謂ふか。

(9) 「一切経蔵に」、底本「一」さ」(字母「左」)いきやうさうに」(字母「耳」)に作り、恋版「へきいきやうさうも」に作る。

(10) 「かうそんわうてい」、底本「かうそん」(字母「无」)わ」(字母「王」)うてい」に作り、恋版「かうそくまうてい」に作る。案ずるに、「ん」はく字(字母「久」)の誤にして高宗皇帝なり。

(11) 「そ」、底本此くの如く(字母「楚」)、恋版「せ」に作る。

しかれば、「これをこの世の人は深く信じて、必ず一向専修本願往生の念仏を申すべし。疑いなきことなり」と弘めさせ給ふ由を聞き及びて、この小僧弁阿はその上、天台の教へを習ひ論義門に

(三〇)

片取りて仏法を営み明かし暮らし侍りしほどに、親しき同法のときうとかや申す病を六日より十一日まで患ひて、申の時ばかりに絶え入りして、火燈すまでも出ずざりしを見侍りしに、涙も止まらざりしかば、年比習ひたりし論義の文ども取り置きて、「偏に極楽を志して種々の勤めして、一期の終わりに必ず浄土へ渡らん」と志深く侍りし間、山上にて学問せしその上、後の世を営み給ふ上人の御中に、比叡山宝幢院黒谷の上人法然の御房と申す人こそ、智慧朗らかにして後世の道をは数数多人にも問ひ聞、自らも一切経蔵に入り籠りて一切経を見極め給ふこと数多度あるなれ。

(1) 「由を」、底本「よしを」に作り、恋版「よしかを」に作る。

(2) 「聞き及びて」、底本虫損ありて読み難く、「き、およ」(字母「与」)ひて」に作るか。恋版「きもおもひて」に作る。

(3) 「ときう」、底本此くの如く(字母「止」)起」(字母「字」)「と」の右傍に「そ」(字母「曾」)を小書す。案ずるに、病名なり。未だ考へず。

(4) 「六日より十一日まで」、底本此くの如きか。虫損ありて読み難し。恋版「□るより□るまで」に作る。案ずるに、意通ぜざるが如し。考ふべし。

(5) 「絶え入り」、底本「た」(字母「多」)え」(字母「衣」)いり」に作り、恋版「えいり」に作る。

(6) 「出すざりし」、底本「出す」(字母「春」)ざりし」に作る。案ずるに、当に出さゝりに作るべし。

(7) 「数」、底本此くの如く、恋版「教」に作る。

その経の中にとりて、浄土の三部経の中に『阿弥陀経』を我が経とし、論

(三ウ)

の中に天親菩薩の造り給へる『浄土論』を我が論とし、大唐の大師の中には善導和尚を我が師とし奉りて、恭敬渴仰して浄土の勤めも一筋に、一向専修の阿弥陀仏こそ目出度き有り難き往生極楽の行とはなり侍るなれとて、「縁を結び奉らん」と思ひし間、京師系参らせ侍るべきをころに、その聞こえ広くなり給へるにうたう上人南無阿弥陀仏と申して忝く聞、給ひし聖、法然上人を請じ奉りて大仏殿の半作軒下を堂舎と設いて、十六想観の堂の前、浄土の三部経善導和尚の御影あはせて三箇朝の説法を念仏をもつて釈し給ひしに、奈良の都興福寺、東大寺の智者ども頭打ち包み

(四オ)

て大衆に立ちけるが、各々聴聞して涙を流し哀れみ貴み奉りて、あるひは随喜の極まりなく、「この導師は我が朝日本国の人とは覚え、高麗新羅大唐の聖人か、あるひは大権の菩薩の化身か」と怪しみ貴み弔るほどこそあれ。

(1) 「我」、底本「を」(字母「遠」)わ(字母「和」)に作り、恋版「と申」に作る。

(2) 「中」、底本此くの如く、恋版「事」に作る。

(3) 「縁」、底本「系」(字母「恵」)んに作り、恋版「あん」に作る。

(4) 「を」(字母「正」)の誤にしてところにか、「ろ」はと字(字母「止」)の誤にしてを殊にか。考ふべし。恋版「を」(字母「正」)に作る。

(5) 「にうたう」、底本「にう」(字母「宇」)たうに作る。案ずるに、「う」はつ字(字母「川」)の誤にして入唐なり。

(6) 「軒下」、底本「の」(字母「乃」)き(字母「木」)下に作り、恋版「の木下」に作る。

(7) 「十六想観の堂」、底本「十六さ」(字母「佐」)う(字母「宇」)く(字母「久」)わ(字母「王」)ん(字母「无」)の(字母「能」)た(字母「多」)う(字母「宇」)に作る。案ずるに、十六観堂を謂ふか。未だ考へず。

(8) 「三箇朝」、底本「三かてう」に作る。案ずるに、未だ安んぜず。

(9) 「説法」、底本「せつ」(字母「川」)ほうに作り、恋版「せんほう」に作る。

(10) 「給」、底本「た」(字母「多」)ま(字母「末」)に作り、恋版「をか」に作る。

(11) 「興福寺」、底本「こう」(字母「宇」)ふ(字母「不」)くしに作り、恋版「こくら

くし」に作る。

(12) 「打ち」、底本「う」(字母「宇」)ち(字母「知」)に作り、恋版「そい」に作る。

(13) 「大衆に立ちける」、底本虫損ありて読み難く、「大しゆにたちけ」(字母「遣」)るに作るか。恋版「大しゆにたちなる」に作る。案ずるに、大衆に立ち交じりけるの意か。

(14) 「高麗」、底本「か」(字母「可」)うらいに作り、恋版「さうらい」に作る。

奈良の京おしなべて平の京さまに智慧ある人の物を聞くをよくるちやう、僧俗を言わず由々しく貴み奉りしほどに、北山のかた大原と申す所は、都といひ実に後世を思ふ人々籠居し給へるところなり。かの所に天台座主中納言法印顕真の御房とて「仏か」と申す人のおはせしが、東大寺の上人を喚び奉りて使用として法然上人を請じ奉りて、念仏法門をよく談じて「貴く目出度く侍ることなり」とて、

(四ウ)

「今より已後、一向に念仏に歸し奉らん」とて、親しき宗の行を捨て、たゞ一筋に念仏を申させ給いき。「これより後は、ゆめ／＼疑ふ人あるべからず。我が朝にはさすが顕真」と源空上人と歎じ給いて、まんせさせんがために弘め給へる念仏の法門なるを、何れの人か難意を致し、疑いを成すべきや。もし毀謗の輩あらば、深く思ふべし。「一には愚痴の至り、二には外道の所為なり」とて、行道念仏し給ふべき。これこそ我が朝の一向専修の念仏の初めなりけれ。

(1) 「よくるちやう」、底本此くの如きか(字母「与」)「久」「留」「知」「也」「宇」。案ずるに、未だ考へず。

(2) 「まんせ」、底本此くの如し(字母「末」)「无」「世」。案ずるに、未だ考へず。

(3) 「難意」、底本「な」(字母「奈」)んいに作る。案ずるに、未だ安んぜず。恋版「ほんい」に作る。

この由を聞、及びて、法然上人お請じ奉りて、嵯峨の御堂や大秦、にむわい寺、清水などにて、一向専修の念仏法門を説かせまいらせ、「これほど貴きも何事といふとも侍らじ」と弔りあへるほどに、九条殿、
(五オ)
花山の院殿、徳大寺殿、かゝるやごとく智慧賢くおはします殿、念仏門に入らせ給ふ間、「我も／＼劣らじ負けじ」と貴賤念仏に入らせ給ふ由、この小僧弁阿は聞、伝へて、上人の吉水と「如何に」と午の時ばかりに問ひ奉りて、

「たゞ暫し」と思ひしほどに未の時ばかりまで、上人も答へ自らも向い奉りて承り、思ふに涙も止まらず哀れに貴く覚え侍りしかば、その次の日より上人に従い奉りて、白川の辺に草庵を結びて、朝夕上人の御庵室を栖として習ひ伝へ侍る、一向専修の念仏なる。

- (1) 「嵯峨の御堂」、底本「さかのみたう」に作る。案するに、清涼寺を謂ふか。
- (2) 「にむわい寺」、底本「に(字母「爾」)む(字母「武」)わ(字母「王」)い(字母「い」)寺」に作り、恋版「にむわいち」に作る。案するに、誤ありて仁和寺を謂ふか。
- (3) 「一向」、底本「一か(字母「可」)う(字母「宇」)」に作り、恋版「こそ」に作る。
- (4) 「と」、底本此くの如し(字母「登」)。案するに、に字の誤か。
- (5) 「る」、底本此くの如し(字母「留」)。案するに、り字(字母「利」)の誤か。

しかるにこの世の中の念仏者、小上人の御趣とは申し合いて侍れども、上人の御義にはつや／＼あら

ざりしことも数多申し乱れ侍ることこそ、不便の次第に侍れ。

故上人弁阿に教へ給ふは、善導の心は、浄土へ参らんと思はん人は、必ず三心を具して念仏を申すべきなり。三心とは一には至誠心、二には深心、三には回向発願心なり。

一に至誠心といふ、「實しく往生せん」と思ひ取りて念仏を至誠心とは申し侍るなり。させる別のやうなどある。別のくけくの入るにもあらず、智慧才学の故にもなし。たゞ偽り飾りて人目ばかりの申しやう、雑毒虚仮の念仏と申すなり。心中に「必ず往生せん」と思ひて申すは、至誠心具したるべし。

二に深心といふは、露ばかりも念仏疑ふ心なく「決して往生せんずる」さやうに思ひ取りて、また「我が身はこれ無極の罪惡生死の凡夫

(六オ)

なり。決定として地獄に墮すべきことを、日夜とうな行住坐臥になんせる身なり。如何なる善根を励むとも、更に疑ふべきやうもなき身なり」と思ひ知るべし。しかるに、「弥陀覺王大せん悲願の忝きによつて、この念仏を勤めいたらば、自然に後の惡業煩惱一々に消滅して必ず聖衆の蓮台に坐せんこと、極まりなき喜びかな」と深く思ひ取りて、「この念仏より他に、我が身の容易く助かるべきことはつや／＼なし」と堅く信ずるをもつて深心と申すなり。別のようなきなり。

三、回向発願心といふは、「正しく往生せん」と志し申す念仏を申すなり。また別のやうなく、これはこれたゞ一筋に「極樂に我が身の参らんとためなり」と思ひ

(六ウ)

たる、これを回向発願心といふなり。

詮ずるところ、この世を厭ふをもつて至誠心といひ、念仏を「貴きことなり」と信ずるをもて深心といひて、極樂を願ふをもつて回向発願心といふなり。穢土を厭わずして浄土を求めば、纜を解かずして船を漕ぐが如し。念仏を信ぜずして往生を期するは、暗き道に燈を消したるが如しといへり。これ各々知るを、善導和尚の三心とは申すなり。これを法然上人より習ひ伝へ奉りたる三心の子細に侍る。この他、また別のやうなきなり。これ／＼もこの旨を心得て申させ給ふべし。

- (1) 「小」、底本此くの如く、恋版「こ」に作り、昌伝「故」に作る。案するに、「故」是なり。
- (2) 「御趣」、底本「御し(字母「之」)ゆ(字母「由」)」に作り、昌伝「御流」に作る。
- (3) 「くけく」、底本「く(字母「久」)け(字母「介」)く(字母「久」)」に作るか。案するに、未だ考へず。恋版「くそく」に作る。
- (4) 「□」、底本虫損ありて読み難く、恋版もまた「□」に作る。案するに、を字(字母「遠」)か。
- (5) 「決して」、底本「けつとして」に作る。案するに、「ちやう」を脱せり。
- (6) 「に」、底本此くの如く(字母「二」)、恋版「と」に作る。
- (7) 「日夜」、底本「日や」に作り、恋版「ひや」に作る。
- (8) 「とうな」、底本「と(字母「止」)う(字母「宇」)な(字母「奈」)」に作るか。案するに、未だ考へず。
- (9) 「行住坐臥」、底本「きやうち(字母「知」)うき(字母「左」)くわ」に作り、恋版「きやうこうとくわ」に作る。
- (10) 「う」、底本此くの如く(字母「宇」)、恋版之れを脱せり。
- (11) 「大せん」、底本此くの如し(字母「世」)「无」。案するに、未だ考へず。
- (12) 「厭ふ」、底本「いと(字母「止」)ふ」に作り、恋版「いふ」に作る。
- (13) 「か」、底本一字を消して右傍に小書すること此くの如く(字母「可」)、恋版「ら」に作る。
- (14) 「期する」、底本「こす(字母「春」)る」に作り、恋版「こふる」に作る。
- (15) 「を」、底本此くの如く(字母「遠」)、昌伝「そ」に作る。案するに、「そ」是なり。
- (16) 「こ」、底本此くの如く(字母「己」)、恋版「く」に作る。案するに、く字(字母「久」)の誤なり。

たゞし、念仏の数は『観念法門』と申す文に勧めて曰く、「専ら弥陀の名号を念ずること一万、二万、三万、四万、五万、六万、七万、八万、九万、十万遍なり。人の根性に随いて、この中に何れにも申すべきなり」。

(七才)

たゞし、小上人仰せられしは、「男女在家にして切らで世間に障へられてその暇なからん人は、一万遍などをも申すべし。また在家なりともその暇打ちありて志深々らん人は、三、四、五万遍など申すべきなり。また僧や尼などの様をたらんしるしには少なからん、ちやう三万乃至五万、六万遍を申すべし。この他、多く申さんと思わん人は、七、八万もしくは九、十万、如何にもく多く申すに過ぎたる法門はあるべからず」。

(1) 「小」、底本此くの如く、恋版「こ」に作り、昌伝「故」に作る。案ずるに、「故」是なり。後の重写も亦「故」に作る。

(2) 「切らで」、底本「きら(字母「良」)て」に作り、恋版「きゝて」に作る。案ずるに、「思ひ」を脱せり。後の重写「思ひきらて」に作る。

(3) 「障へられて」、底本「さ(字母「散」)へられて」に作り、恋版「かへられて」に作る。

(4) 「たらん」、底本此くの如し。案ずるに、「かへ」を脱せり。後の重写「かへたらん」に作る。

(5) 「ちやう」、底本「ち(字母「知」)やう」に作る。案ずるに、「ち」はり字(字母「利」)の誤にして両なり。

たゞし、「乃至十念」といひ、もしくは「三念五念仏来迎」とも明かし、「一念成就即得往生」とも述べたるは、一生造悪の輩の念仏といふこととうち物にして誤てこれを聞けば、料叶はず物悪しくうちかみと、

(七才)

(1) 「成就」、底本「しやうしゆ(字母「遊」)に作り、恋版「しやうしを」に作る。

(2) 「と」、底本此くの如し(字母「止」)。案ずるに、「と」はを字(字母「遠」)の誤なり。

(3) 「うち物」、底本「う(字母「宇」)ち(字母「知」)物」に作る。案ずるに、未だ考へず。

(4) 「うちかみと」、底本此くの如し(字母「宇」「知」「可」「三」「登」)。案ずるに、未

だ考へず。

(重写)

誠心といひ、念仏を「貴きことなり」と信ずるをもつて深心といひ、極樂を願ふをもつて回向発願心といふなり。穢土を厭はずして浄土を求めば、纜を解かずして船を漕ぐが如し。念仏をしせすして往生をするは、暗き道に燈を消したるが如しといへり。これ各々知るを、善導和尚の三心とは申すなり。これを法然上人より習ひ伝へ奉りたる三心の子細に侍る。この他、また別のやうなきなり。これくもこの旨を心得て申させ給ふべし。

たゞし、念仏の数は『観念法門』と申す文に勧めて曰く、「専ら弥陀の名号を念ずること一万、二万、三万、四万、五万、六万、七万、八万、九万、十万遍なり。人の根性に随いて、このうちに何れにも申すべきなり」。

(八才)

たゞし、故上人仰せられしは、「男女在家にして思ひ切らでその暇なからん人は、一万遍などをも申すべし。また在家なりともその暇打ちありて志深々らん人は三、四、五万遍など申すべきなり。また僧や尼などの様を変へたらんしるしには少なからん、ちやう三万乃至五、六万遍を申すべし。この他、多く申さんと思わん人は、七、八万もしくは九、十万、如何にもく多く申すに過ぎたる法門はあるべからず」。

たゞし、「乃至十念」といひ、もしくは「三念五念仏来迎」とも明かし、「一念成就即得往生」とも述べたるは、一生造悪の輩の念仏といふこととうち物にして誤てこれを聞けば、料叶はず物悪しくうちかみと、

(1) 「しせすして」、底本此くの如し。案ずるに、ん字を脱せり。前の同文「しんせすして」に作る。

(2) 「する」、底本此くの如し。案ずるに、こ字を脱せり。前の同文「こする」に作る。

(3) 「こ」、底本此くの如く(字母「己」)、恋版「く」に作る。案ずるに、く字(字母「久」)の誤なり。

(4) 「切らで」、底本「きらて(字母「帝」)に作り、恋版「きらふ」に作る。

(5) 「ちやう」、底本「ち(字母「知」)やう」に作る。案ずるに、「ち」はり字(字母「利」)の誤にして両なり。

- (6) 「成就」、底本「しやうしゆ(字母「遊」)に作り、恋版「しやうしを」に作る。
 (7) 「と」、底本此くの如し(字母「止」)。案ずるに、「と」はを字(字母「遠」)の誤なり。
 (8) 「うち物」、底本「う(字母「宇」)ち(字母「知」)物」に作る。案ずるに、未だ考へず。
 (9) 「うちかみと」、底本此くの如し(字母「宇」「知」「可」「三」「止」)。案ずるに、未だ考へず。

かん⁽¹⁾なといふ人の最期臨終の時、善知識の勧めによてかくの如く倣ひて、その後やがて悪を造らで終わるに至^{いた}てのことなり。「ねん⁽²⁾な」と名付けて一度「南無阿弥陀仏」と申して、その後もしは十念、廿念が間、しん⁽⁴⁾万劫四悪殺生偷盜を事⁽⁵⁾し、「我はこの一念を称へたりしかば往生せんずるぞ」と言ひたらんこと、誰かは信ずべき。従⁽⁶⁾がふて僧や尼を勧め給ふ定、「三万遍申せ」と上人宣⁽⁷⁾いしなり。しからば、善導の釈に曰く、「あるいは三万、六万を得しは、皆これ上品上生の人なり」と。しかれば、すなはち同じくは上品上生を志して申すべきなり。かやうに記し申すばかりは、念仏の義を人に変へて言ひ乱す間、十人は十に偏して百人は百聞きて人を惑わすなり。たゞ偏に念仏を止めんための外道の所為なり。

- (1) 「かん⁽¹⁾な」、案ずるに、僧名なり。寂恵良曉『決疑鈔見聞』巻第三云く、出雲国観阿なるものあり、然阿良忠と同道西下すと。
 (2) 「ねん⁽²⁾な」、案ずるに、僧名なり。然阿良忠か、念仏房念阿か。
 (3) 「一度」、底本「一た(字母「多」)ひ」に作り、恋版「てかひ」に作る。
 (4) 「しん⁽⁴⁾」、底本「し(字母「志」)ん」に作る。案ずるに、「し」はせ字(字母「世」)の誤にして千なり。
 (5) 「誰」、底本「た(字母「多」)れ」に作り、恋版「これ」に作る。
 (6) 「従⁽⁶⁾がふて」、底本「下か(字母「可」)ふ(字母「不」)て(字母「天」)」に作る。案ずるに、未だ安んぜず。
 (7) 「聞きて」、底本「き(字母「幾」)ゝて(字母「天」)」に作るか。案ずるに、未だ安んぜず。

たゞし、故上人は世に易くこそ念仏をはかみそ⁽²⁾んに教へ給いしか。さればこ

そ
 国々より参りて念仏を受け奉りつる人々も心易く思ひ侍りしことなり。いわんや大原の松和尚御房ほどの止事⁽³⁾なき智者も「実に目出度かりけることかな」⁽⁴⁾□⁽⁵⁾けをせさせ給いしことなり。この旨を心得ん人々は世に易く思ふべきことなり。

- (1) 「故」、底本「こ(字母「古」)に作り、恋版「古」に作る。
 (2) 「はかみそん」、底本此くの如きか(字母「八」「可」「見」「曾」「无」)。案ずるに、意通ぜず。考ふべし。
 (3) 「松」、底本此くの如し。案ずるに、大原の智者は顯真法印を謂ふ。疑ふらくは、法印の印字を脱し、法字の異体法字を「松」に誤るか。考ふべし。
 (4) 「御房」、底本「御は(字母「者」)う」に作り、恋版「御をう」に作る。
 (5) 「□」、底本虫損ありて読み難く、恋版「き」に作る。案ずるに、た字(字母「多」)に似たれども意通ぜず。考ふべし。

「たゞ詮ずるところ、「この念仏は決定往生の行なり」と信を取りつれば、自然に三心は具して往生するな⁽¹⁾」と、やすくと法然上人は仰せられ侍りしなり。「かやうに思ひ取りて、たゞ念仏の数多く六、七万遍も申す人は、百人ながら往生すること疑いなし。善導も釈せさせ給へり」とて、法然上人は日別に勤めに七万遍を申し給いき。箱谷の尼御前は十万遍申させ給いしを、世の中の貴き人なり、有り難きことにせさせ給いしなり。⁽²⁾

- (1) 「な」、底本「な(字母「奈」)」に作り、昌伝「そ」に作る。案ずるに、「そ」是なり。
 (2) 然阿良忠『観念法門私記』巻上云く、箱谷禪尼十万遍を行じて弁阿これを歎ずと。

「この (九ウ)

世の中の人の念仏には、たゞ一念⁽¹⁾などいひて人を徒になすこと、不便⁽²⁾のことに侍れ。また「念仏を疑へばこそ罪をば造らざらめ」と言ひ悩まして、もとより拂々しくもなき罪事⁽³⁾をいよく悪業深きものに勧めなすことの浅まましき⁽⁴⁾、三心をもやうく教へなして解釈⁽⁵⁾がましく智者の振る舞いすること、無下に飾れる心なり。「念仏の義を荒涼には言わじ」なんと言ひて心憎顔に事あり顔な

ること、無極の逆罪なり。これ体のこと⁽⁶⁾らを雑毒虚仮の人とは名付くるなり。また「目出度きことあり」とて、人には「隠れ隔つる」など言ひて、志ある人には誓文起請を書、せて許すなどいふ、さることやあるべき。

- (1) 「一念」、底本「一ねん」に作り、恋版「ねん」に作る。
- (2) 「も」、底本此くの如く(字母「裳」、恋版「は」に作る。
- (3) 「まま」、底本「ま(字母「末」ま(字母「満」)に作る。案ずるに、ま一字衍なり。恋版「ま」に作る。
- (4) 「無下に飾れる」、底本「むけに(字母「爾」)か(字母「可」)き(字母「左」)れる」に作り、恋版「むけまされる」に作る。
- (5) 「荒涼」、底本「くわ(字母「王」)う(字母「宇」)りやう」に作り、恋版「くきりやう」に作る。
- (6) 「ら」、底本此くの如く(字母「良」)、恋版「ゝよ」に作る。

善導多くの文^{ふみ}を造り給いて浄土宗となつて、「末世の如何ならん人も、往生

(一〇オ)

志あらん人はこれによりて生死を離れ、浄土へ参れ」とて弘め教へおき給へる。法然上人は南北二京の若干^{そご}の智者くらやきせんらくせう⁽³⁾にして、旬^{のし}り弘め給へる念仏往生の法門なり。「仏はこれらの人をお嫌い、何れの者をお嫌い給へる。たゞ十方衆生を悉皆念仏⁽⁴⁾を信じて極楽へ参れ」と仰せられたるに、誰かは十方より他の人まで嫌い隔てらるべきや。させる「人に隠す」などいふばかりは、真言と申す法門こそ「密教」など申すめれ。また論義の中にこそ「目出度き秘義」など申すばかりも侍れ。

- (1) 「なつて」、底本「なつて(字母「天」)に作る。案ずるに、「て」はけ字(字母「計」)の誤にして名づけか。
- (2) 「る」、底本此くの如し(字母「留」)。案ずるに、り字(字母「利」)の誤か。
- (3) 「くらやきせんらくせう」、底本此くの如く(字母「久」「良」「也」「幾」「世」「无」「良」「久」「世」「宇」)、恋版「くやきせんらくせう」に作る。案ずるに、意通ぜず。考ふべし。
- (4) 「を悉皆」、底本「を(字母「遠」)しつかい(字母「以」)に作り、恋版「をしつかは」に作る。案ずるに、「を」字衍か。
- (5) 「十方」、底本此くの如きか。恋版「十万」に作る。
- (6) 「ら」、底本此くの如く(字母「良」)、恋版「た」に作る。

- (7) 「ばかり」、底本「斗」に作り、恋版「事」に作る。案ずるに、事の誤か。

実に今これ念仏と申すは、末代悪世のこのごろ、むにん無慚の男女、愚痴無智の尼や入道の、如何にしても生死を離るべきやうも見えぬ者を憐れみ給いて、大唐上人善導和尚念仏勧進の

(二〇ウ)

文^{ふみ}を造らせ給いて、これを勧め給ふ。我が朝法然上人は「今度生死を離れんことを如何せん」と歎き悲しみ給いて見出し給へる法門なるを、「我が如くに生死を出でよ」と、まんせの諸人はたゞ一筋に思ひ取りて、善導の御勧めの念仏を申すこそ、人を嫌はず教へ給へることなれ。

- (1) 「むにん」、底本此くの如し(字母「武」「爾」「无」)。案ずるに、無戒の誤か。
- (2) 「まんせ」、底本恋版「まん(字母「无」)せ」に作る。案ずるに、「ん」はつ字(字母「川」)の誤にして末世なり。

また、物の数ならねども、この小僧弁阿も「まんせ⁽¹⁾の尼入道、無戒無慚の男女、外道無極の輩なりとも、実しく思ひ取りて往生願わん人は、かくの如くの次第を心得て、故法然上人の御勧めを信じて、念仏の数を朗らかに申して、臨終正念往生極楽と志し給へ」と、はるぐと伝へをき侍らんに聊か記し申すところなり。所詮末世の人々よく信ずべし。

- (1) 「まんせ」、底本「まん(字母「无」)せ」に作る。案ずるに、「ん」はつ字(字母「川」)の誤にして末世なり。
- (2) 「と」、底本此くの如し(字母「止」)。案ずるに、を字(字母「遠」)の誤か。
- (3) 「聊か」、底本「い(字母「以」)き(字母「左」)ゝか(字母「可」)に作り、恋版「いきを」に作る。

善導はそれ誰ぞや。すな

(二一オ)

わち西方極楽の教主阿弥陀仏、末世の凡夫の機に相応し給わんために、人と現じて仮に善導と申す名を付き給へる。一切の我等如きの一生造悪の輩^{とまがら}を、親の子を思ふ如く憐れみ給はんがために、このなんきんふたいに出で給いて、『観經の疏』並びに多くの念仏の勧進^{ふみ}の文とかを現在に抄するを得て造りをき給へ

り。

浄土宗を立て給ふに、大唐^{もつこし}唐土までは多くの人を利益し給いて仮に往生の由を示して、日本国に渡りては法然上人と現はれ給へる由、止事^{やんごと}なき智者たち数多^{あまた}賢く、人の逝去に夢の告げ、その数聞こえ給へり御ことなり。容易く誉めも謗りもし奉るべきに及ばぬことなり。偏に極楽の阿弥陀^{ぼとけ}仏^(一一ウ)おはしませることなれば、「あらたに極楽往生せん」と志あらん人は、深くかの伝へを正に持ちて信ずべきなり。

しかればすなはち、極楽にては阿弥陀、大唐にては善導、我が朝にては法然上人といはれ給へり。故に知りぬ、三生一心にして三業の念仏を勧め給へりといふことを。深く信じて、一筋に念仏怠る無かるべし。

- (1) 「る」、底本此くの如し(字母「留」)。案ずるに、り字(字母「利」)の誤か。
- (2) 「なんきんふたい」、底本「なんき(字母「幾」)んふたい」に作る。案ずるに、「き」はせ字(字母「世」)の誤にして南瞻浮提なり。
- (3) 「り」、底本此くの如し(字母「利」)。案ずるに、る字(字母「留」)の誤か。
- (4) 「あらたに」、底本此くの如きか(字母「安」「良」「太」「爾」)。案ずるに、意通ぜず。考ふべし。
- (5) 「故」、底本此くの如く、恋版「さら」に作る。
- (6) 「る」、底本此くの如し(字母「留」)。案ずるに、り字(字母「利」)の誤か。

もしこれ習わぬことをも「習ひたる」⁽¹⁾と言ひ、法然上人の仰せられぬことをも「仰せられたる」⁽²⁾と申して、僻めるやうにて人のために腹黒⁽³⁾をも申すものなれば、三世の諸仏、十方の菩薩、殊に憑み奉るところの釈迦、阿弥陀、観音、勢至、善導聖霊、念仏守護梵天、帝釈の御憐れみ無くして、現世後生叶はぬ身となり侍らん。まんせ無智の人を憐れみて「その時を惑はし奉らじ」^(二二オ)とて、かやう記しおくところなり。ゆめく疑いを成すことなくして、念仏の数多く三、四、五万遍など請けて臨終正念往生極楽と願ひ給はん人々は、疑いなき往生人にておはしますべきなり。これ弥陀の本願にも叶ひ、善導御憐れみにも相応し、法然上人の心にも叶ひ給ふべし。

- (1) 「る」、底本此くの如く(字母「留」)、昌伝「り」に作る。案ずるに、り是なり。

- (2) 「る」、底本此くの如し(字母「留」)、昌伝「り」に作る。案ずるに、り是なり。
- (3) 「腹黒」、底本「はら(字母「良」)くろ」に作り、恋版「はくろ」に作る。
- (4) 「守護」、底本「しゆこ」に作り、昌伝「守護の」に作る。
- (5) 「まんせ」、底本「まん(字母「无」)せ」に作る。案ずるに、「ん」はつ字(字母「川」)の誤にして末世なり。

- (6) 「惑はし」、底本「まとは(字母「八」)し」に作り、恋版「まといし」に作る。
- (7) 「請けて」、底本「う(字母「宇」)けて」に作り、恋版「かけて」に作る。
- (8) 「と」、底本此くの如し(字母「止」)。案ずるに、を字(字母「遠」)の誤なり。
- (9) 「相応し」、底本「さうおう(字母「宇」)し」に作り、恋版「さうおかし」に作る。

日本国の智者と申す大原の和尚⁽¹⁾、高野の僧都御房の如くの人々は皆六万遍なり。故法然上人の御房は初めは六万遍、後には七万遍なり。世間に訃^{のし}り給へる止事^{やんごと}なき人々は、皆数を取りて念仏申して臨終を祈り給ふなり。世に聞こえぬ者も「数取らと、臨終を祈らずとも」と立てつるは、愚痴の至り不道の起り、古も背き人にそぬきやうはらのことぞ、天魔の狂はし^(二二ウ)魔縁の所為なり。甚だ耳に聞ゝ入れず、よくく心を鎮めて案ずべし。往生ほどの大事に思ひ掛ゝるばかりの人の空しく眠り^{ねが}いて、「我はこれ一念の者なれば、往生疑いなき身なり」と言ふこと、実然らぬばかりなり。

- (1) 「和尚」、底本「おしやうの」に作り、「の」を消すに両斜線を以てせり。恋版「おしやうの」に作る。
- (2) 「数取らと」、底本「数とら(字母「良」)と(字母「止」)」に作る。案ずるに、下の「と」はて字(字母「天」)の誤にして数取らでか。恋版「□とうと」に作る。
- (3) 「そぬきやうはら」、底本此くの如きか(字母「所」「奴」「幾」「也」「字」「者」「良」)。恋版「にぬきやうはら」に作る。案ずるに、意通ぜず。考ふべし。
- (4) 「一念」、底本「一ねん」に作り、恋版「ねん」に作る。
- (5) 「は」、底本此くの如く(字母「者」)、恋版「ん」に作る。
- (6) 「ばかり」、底本「斗」に作り、恋版「事」に作る。案ずるに、事の誤か。

元和七年九月十日これを写し候ふ。仮名遣いも悪く候へども、本^{ほん}のまゝ書き申し候ふ。八十余りの筆にて候ふまゝ、皆々御覧じ候ふ人々御笑い候はんずれども、「もしは念仏一遍も御手向け候はんか」と、眼も翳み筆も叶ひ候はねども、書き置き申し候ふ。^(二三オ)

節記三箇条

一、『修行門』は改行などなしに八千数百字が連続しているが、当初から一連のものであったとは考えられない。例えば、善導について第一丁裏で「たい^唐うかん^漢とにせんとおしやうと申たてまつりし大し」と述べ、少し後の第三丁表でまた「もろこしにせん^唐たうおしやうと申たてまつる」と述べ、そして源空について第二丁表で「わかつてうあきつしまひゑさんほうとうゑんくろ^谷たにほうねん上人」と述べ、少し後の第三丁裏でまた「ひゑさんほうとうゑんくろ^院るんくろたにの上人ほうねんの御はうと申人」と述べるのは余りに不自然であり、内容も前後に重複がある。

また、第九丁表に「ねん^名なとなつて」云々という、弟子の「ねんな」に宛てて書かれた書状のような文章がある。この「ねんな」とは弁阿弟子の然阿良忠を指すかも知れない。

恐らく弁阿は弟子などに送った書状の草稿や案文を手許に残しており、没後に遺弟がそれらを複合して一書にしたものが『修行門』であろう。⁽¹⁾文中に接続詞「たゞし」が頻出して文脈が大きく転ずるのも、異なる書状を「たゞし」で繋に接続させたからだと考えられる。なお書名の『念仏往生修行門』とは、論義のための法門でなく修行して念仏往生するための法門、との意であろうか。

一、陽明文庫本は第七丁表第三行乃至同丁裏第十二行と直後の第八丁表第一行乃至同丁裏第十一行が同文であり、重複している。陽明文庫本の書写者は同書を一気呵成に書写したのでなく、第七丁の末行までを書写して筆を休め、やや後に書写を再開した時、自分がすでにどこまで書写したかを誤認して同じ文を重ねて書写してしまったに違いない。通常の衍文でないため、本稿では第八丁表第一行乃至同丁裏第十一行を「重写」と称した。なお、第七丁裏第十二行と第八丁裏第十一行は、重写直後の「かんなといふ人の」云々と文章がよく接合せず、ここに脱文があるのかも知れないがその理由は明らかでない。

この重複している第七丁表第三行乃至同丁裏第十二行と第八丁表第一行乃至同丁裏第十一行を対照すると、同文でありながら僅かに「この中に」(七ウ

と「このうちに」(八オ)、そして「うちかみと(字母「登」)(七ウ)と「うちかみと(字母「止」)(八ウ)などの表記の異なりがある。陽明文庫本の書写者は底本を概ねそのまま書写しつつも、表記は必ずしも厳密でなかったことが知られる。

一、緒言で述べた如く、本書の陽明文庫本は九割以上が平仮名で書かれた和文である。しかし、これが原態であったとは考え難く、複数回の伝写過程で多くの漢字が仮名に改められたのであろう。例えば、「けつ^決として」(六オ)という箇所は、決定としてから定字が脱落し決となった後、決字を仮名に改めて斯くなったのであろう。当初からけつちやうとしてという仮名表記でありそこからちやう三字が脱落した、とは考え難い。

(1) 弁阿先師の源空についてではあるが、斎木一馬は「書状の草なり案なりを手許に留めていたであろうことは十分に考えられることといつてよからうと思う」、「一般に書状の草や案を手許に留めることは、少しも珍しいことではない」と述べている(『清涼寺所蔵の源空自筆書状について』「初出1973」、「古文書の研究」『斎木一馬著作集』三、吉川弘文館、1989、一七頁)。

なお、同じく撰号を「作者弁阿」とし、書状書き止め文言の「穴賢穴賢」が散見される『念仏三心要集』もまた、弁阿没後にその書状などを遺弟が複合させたものでなかろうか。夙に今岡達音も「本書は編集になる」と指摘していた(『念仏三心要集』、浄土宗典刊行会編『浄土宗全書解題』、浄土宗典刊行会、1934、四九三頁)。

付記

本稿は、科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号「三K〇〇一一四」)による成果の一部である。また、刊行のため公益財団法人陽明文庫から「資料翻字掲載許可書」を取得している。

建保五年五月日付山門奏状校註稿

——付『三院衆議帳』『三院衆議集』『牒状類集』略解題——

森 新之介

緒言

浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）が没してから五年後の建保五年（1217）、源空とその門流を敵視していた山門は五月日付「請_レ被_下殊蒙_三 天察_三禁_三刑仏法怨魔成覚空阿弥陀仏并其余党_一停止_レ彼等所_レ立宗_上子細状_一」（以下、「本状」と称す）を上奏した。本状は先行研究でさほど活用されていないが、源空死没直後におけるその門流と山門の動向を探るための重要史料だと言つてよい。

本状は大正四年（1915）の東京帝国大学編『大日本史料』第四編之十四（東京帝国大学文学部史料編纂掛）に収録されず、昭和三年（1928）の滋賀県編『滋賀県史』第五卷（滋賀県）に翻刻され、これが四十八年の竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第四卷（東京堂出版）に「延暦寺大衆解」（三三五）として転載された^{〔1〕}。また九年前の平成廿七年（2015）、平雅行担当編集委員『親鸞と吉水教団』（真宗史料刊行会編『大系真宗史料』文書記録編一、法蔵館）にも転載された。

ただし、『滋賀県史』とそれを転載した『鎌倉遺文』の翻刻は誤脱が多い。『親鸞と吉水教団』は『鎌倉遺文』を底本としつつその誤脱を京文本『三院衆議集』により校訂したが、遺漏妄改もある。そもそも、大系としての制約があったとは言え、校記のない校文だけでは研究に用い難い。

そこで本稿では、現存最古にして最善の本と考えられる小早川本『三院衆議帳』所載の本状を翻刻し、校註することとした。なお、諸本については付録において略解題する。

〔1〕『滋賀県史』は典拠を「牒状類聚_ニ」として本状と元徳三年（1331）七月日付「請_レ殊蒙_三 天裁_三因_三准先例_一依_三宮仕殺害公人刃傷科条_一被_下外_ニ近江国守護時信於不反遠流_三召_レ賜下手人等於衆徒中_一子細状_一」の二通のみを転載し、『鎌倉遺文』もまた典拠を「牒状類聚_ニ」として同一通のみを転載しており、両書での二通の翻刻はほぼ完全に一致する。そのため『鎌倉遺文』は、叡真本『牒状類集』やその東京大学史料編纂所蔵明治廿一年（1888）書写本（請求記号「二〇一五・二二八」）でなく、『滋賀県史』に依拠したのであろう。

凡例

一、正文は京都大学法学部図書室小早川文庫蔵『三院衆議帳』を底本とし、「叡本」こと叡山文庫真如蔵蔵『牒状類集』と「文本」こと京都大学文学部研究科図書館蔵『三院衆議集』で校勘した。なお、三本にある註記はそれぞれ本文と同筆。

一、字体は原則として通行のものに改めた。

一、底本に明らかな誤脱があつても、原則として改めず右傍に波線_レを施して脚註で存疑するのみとした。例外として、昌住『新撰字鏡』十二卷（昌泰年間〔898～901〕成立）の天治元年（1124）書写本（京都大学文学部国語国文学研究室編『新撰字鏡天治本』増訂版、臨川書店、1967）に見えない字などは改め、その右傍に直線を施し脚註で校記した。

一、底本に句読点はなく、私に施した。稿者は句点を頻用し、一文を短くすることを好む。ただし対句は句点で切らず、長くなるとも一文とした。そのため、幾つもの読点で切られつつも句点で切られていない長い一文があれば、読者は対句でないかと疑うべきである。

校註

延曆寺大衆法師等誠惶誠恐謹言

請被殊垂 天察、禁刑仏法怨魔成覚^①阿弥陀仏并其余党、停止彼等所立宗子細状

右、謹考^②檢案内、漢明皇帝異域之賢王也、感金人於一夢、

欽明天皇吾国之聖主也、得銅像於百濟。遂而、仏日耀天下、白馬之教

徐昌、法水流海東、班鳩^③之風久扇。自爾以来、守一人之詔勅焉、闢八

宗之本基矣、酬四依之誓願矣、弁諸教之浅深焉。詎以凡庸之性、得定

正教之宗。爰頃年以往、有一少子、名曰源空。屢課魯純之心、旁宣濟

度之詞。邪執堅結、誑誕甚喧。謗諸宗而号雜行、建一宗而称專修。領^⑤

徒宗而成群、誘縑素而有数。其謀聞于四明之上、其鬱遍于諸寺之間。

終議子細、早達 上聞之尅、紫泥云降、丹地自休。即処源空於流刑、

加流類於大僻^⑧。謗法之科、不待報於泉下矣、破僧之罪、滅身於世上

焉^⑨。然今、有成覚空阿弥陀仏、又是源空之余党。久陶染邪風、永不恐

罪露。惡行超於祖承、凶謀希於古昔。彼等訛言曰、「時過正像、世及

澆季。顕密諸教、无驗于熏修、弥陀一教、纔堪于利物。或修定惠之業、

或護戒律之儀、皆是雜行、其功難成。已当經道滅尽之期、可謂余教隱

没之時。又欲生淨土者、宜造惡業也。恐而不造、還疑悲願」云。奸

言尤周広、妄誕難陳窮。略取其詮、大底在斯歟。今就經論之諸文、重

案像末之勝利。『観无量寿経』云、「当来之世經道滅尽、我以慈悲特留

此経、止住百歳」云。『西方要決』引此文畢云、「如來說教潤益有時、

(1) 「成覚」、所謂成覚房幸西なり。案ずるに、山門寧くんぞ

仏法怨魔を称するに法諱を以てせずして房号を以てせん

や。舜昌『四十八巻伝』云く、比叡山西塔南谷に鐘下房少

輔なるもの有り、生年卅六にして源空を師とし成覚房幸西

と号すと。疑ふらくは、此の人の初名は鐘下房成覚にして、

成覚房幸西はこれ後名か。考ふべし。

(2) 「考」、底本此くの如く、叡本文本之れ無し。案ずるに、

衍か。

(3) 「班鳩」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「斑鳩」に作

るべし。

(4) 「雜行」、底本文本此くの如く、叡本「難行」に作る。案

ずるに、「難行」是なり。

(5) 「領」、諸本此くの如し。『新撰字鏡』云く、「領」は治む

るなりと。案ずるに、意通ぜざるが如し。疑ふらくは「鍾」

の誤か。同書云く、「鍾」は聚むるなりと。

(6) 「徒宗」、底本文本此くの如く、叡本「徒衆」に作る。案

ずるに、「徒衆」是か。

(7) 「云」、底本文本右傍に「コ、ニ」と小書す。案ずるに、

句中の助辞なり。

(8) 「大僻」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「大辟」に作

るべし。死刑を謂ふなり。

(9) 「滅身於世上焉」、諸本此くの如し。案ずるに、文対せず。

「滅」上に一字を脱せるか。

(10) 「余教」、底本文本此くの如く、叡本「余経」に作る。案

ずるに、「余経」是なり。

(11) 『西方要決』云く、「如來說教潤益有時、末法万余経悉

末法万年余教悉滅⁽¹⁰⁾、弥陀一教利物偏増。時經末法滿一万年、一切諸經並從滅沒。釈迦恩重留教百年、爾時修習上生妙土⁽¹¹⁾云。『決』云、「時・末法滿一万年」⁽¹²⁾。當知余經悉滅之期、指於末法万年之後。是以『善見律』云、「如來入滅之後、五千年之間、行而得四聖果、五百年・外⁽¹³⁾、學而不得聖果。万歳之後、經書滅沒」⁽¹⁴⁾云。經律之誠文、大概已不異、佛法之止住、兩說尤可同。『法華』云「於末法中」、「仁王」明「八千年中」。唯但顧信心之厚薄、不可疑時分之前後。鶴林月隱、遙隔二千年之星霜、驚峰風伝、豈不弘後五百歳之塵垢。況於如來出世、聊有衆典不同。若以衆星降周池之祥、正為滿月生西天之瑞者⁽¹⁵⁾、尚在像法之終、未入末法之初。既有昭王莊王之兩說、難成像法末法之一途。彼等、不知大教流行之時節、猥謗諸宗隨緣之善根。物情因之生懈怠、聖教為之招陵廢。妨一乘之化縁、奪衆生之宿福、惣是諸宗之魔障、別又吾山之讐敵也。定惠者、破惑賊之鉾楯、戒律者、渡愛河之船筏。謗而生凶孽、方可墮泥梨。破斎戒於眼前、結楚毒於夢後。有識之輩悲愍銘肝。加之、依善惡之修因、受苦樂之果報、是則大小乘之常談、豈非權實教之所說哉。恣其志於罪惡、求其生於安養、如北轅而適楚、似被盆而望漢。以善雜念仏也、若不遂往生之素懷者、以惡雜称名也、寧又期來迎之玄応乎。衆惡猶待懺悔之風、万善何隔慈悲之海。制善聽惡、忤理失旨。『觀无量寿經』說九品之業中、自上之上品至中之下品、盛拳諸善、兼禁衆惡、於下品之三輩、不嫌五逆、无簡十惡。彼等邪執、起自此說歟。而今文者、或依深厚之宿善、自滅極重之罪障、或明甚深之觀惠、更非愚賤之所能。彼等不知機縁之淺深、偏致惡業之勸進。實是愚夫守株、痴

滅、弥陀一教利物偏増、大聖特留百歳。時經末法滿一万年、一切諸經並從滅沒。釈迦恩重留教百年、爾時修因上生妙土と。

(12) 「時末法滿一万年」、諸本此くの如し。案ずるに、「時」下に「經」を脱せり。

(13) 「五百年外」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず、文對せず。「百」は當に「千」に作るべし。又た、「年」下に當に「之」を補ふべし。

(14) 『善見律毘婆沙』云く、「於五千歳、得道。後五千年、學而不得道。万歳後、經書文字滅尽」と。

(15) 「周池」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず。當に「周地」に作るべし。姫周の疆地を謂ふなり。

(16) 『魏書』釈老志、費長房『歷代三寶紀』の説なり。『春秋』莊公七年の星隕を以て釈迦降誕の瑞祥と為す。

(17) 「讐」、底本文本「讎」に作り、叡本「讎」の下に「言」を加筆す。案ずるに、「讎」は「讐」の略体なり。今正体に改む。

(18) 「凶孽」、諸本「凶孽」に作る。案ずるに、「孽」は字書に見えず、「孽」の異体「孽」は「孽」に似たり。故に改む。

(19) 「雜」、底本文本此くの如く、叡本小圈点を施して右傍に「二字朽損」と小書し上欄に「雜歟」と小書す。

(20) 「痴狗逐壤」、狂狗逐塊なり。

(21) 「敢」上、底本「取」字有り、字中に「、」点を施し左傍に「ヒ」を小書して見せ消ちす。

(22) 「衆言」、底本文本此くの如く、叡本「衆善」に作る。案ずるに、「衆善」是か。藤長兼『三長記』元久三年二月卅日条所引宣旨云く、沙門遵西余教を毀破し衆善を遏妨すと。「言」「善」兩字の草体相似たり。

(23) 「臧石而為珍」、宋愚燕石なり。

(24) 「湖」、諸本此くの如く、右傍に底本叡本「ウシホヲ」と

狗逐壤之謂也。⁽²⁰⁾又『双觀經』中、雖說「一向專念无量寿仏」、又宣「修諸功德願生彼国」。豈守一隅、敢捨衆言哉。⁽²¹⁾頻吐謗人謗法之言、以為上品上生之業、宛如緘石而為珍、⁽²²⁾亦似飲湖而厭渴。⁽²³⁾因茲、赴其化者、先誹諸教、入彼室者、必蔑衆人。多年受持之經卷、捨而无再取、一生奉仕之尊像、忌而不復拜。口出哀音、永背理世之風化矣、身行暴虐、殆成治国之蠹害焉。徒為貪朝露夕陽之身命、專狂乱子城辺土之耳目。非畜釈門之怨敵、兼為国家之窃盜者歟。抑彼成覺、煽邪見之風流、⁽²⁴⁾換正教之露点。奇怪之至、何事如之。仏法東漸之後、数百箇歳之間、不改翻訳之真文、以為弘通之勝本。其来尚矣、誰加添削。就中彼『小阿弥陀經』者、慈覺大師、振麟角之才、親訪清凉山之遺跡、操象牙之曲、面伝安養国之余音。鎮修常行三昧之勝業、⁽²⁵⁾遥萌往生九品之良因。重修及数百箇歳、遵行周六十余州。声音久伝于今、文字无改于昔。培塿不戴松、⁽²⁶⁾絹露无浮船。⁽²⁷⁾争促蚊起之情、恣凌龍象之跡。何況、上自一人下覃庶官、遠列白衣之弟子、各凝丹棘之心神。今改大師諷誦之經者、豈非末学弘通之歎哉。早召賜其印板、可紓定彼文字。縑素若用改定本者、臣主必糾紕繆之甚矣。念仏則万行衆善之根本、弥陀是四種三昧之所依。称名礼讃、誰生誹謗、恭敬供養、可尽信心。依惡凶類之妄誕、⁽²⁸⁾頗致禅侶之訢詔。⁽²⁹⁾於戲、習俗之為常也、濫吹漸盈于夷夏、邪法之易染也、愚蒙永迷於津梁。雲客月卿、屢信其偽説、農夫田人、多伴彼濫行。弥及末代之流者、定累後昆之過歟。此時若不禁者、将来・可恤也。⁽³⁰⁾然則早被処張本於大僻、⁽³¹⁾加余党於進過、停止所立之宗、禁遏非法之行者、拳国守末、每人勤本、⁽³²⁾皇遵永延、⁽³³⁾仏法繁昌、

小書す。案ずるに、当に「潮」に作るべし。言ふところは、潤ひを欲して海水を飲み、而して益ます渴ぐが如し。

(25) 「風流」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず。当に「門流」に作るべし。

(26) 「箇」、底本文本「ケ」に作り、叡本「箇」に作る。案ずるに、「ケ」は「箇」の略体なり。今正体に改む。

(27) 「涼」、底本「涼」に作り、叡本「涼」に作り、文本「涼」に作り右傍に「涼カ」と朱筆小書す。案ずるに、「涼」は字書に見えず、当に「涼」に作るべし。故に改む。

(28) 「業」、底本叡本「業」に作り右傍に「縁」と小書し、文本「縁」に作る。

(29) 「絹」、底本文本此くの如くにして右傍に「涓歟」と小書し、叡本「絹」に作り、文本「涓」に作る。案ずるに、「涓」は字書に見えず、当に「浮」に作るべし。故に改む。

(30) 「浮」、底本「浮」に作り、叡本文本「浮」に作る。案ずるに、「浮」は字書に見えず、当に「浮」に作るべし。故に改む。

(31) 「起」、諸本此くの如く、文本右傍に「蛇歟」と小書す。案ずるに、当に「蛇」に作るべし。

(32) 「頗」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜざるが如し。疑ふらくは「頗」の誤か。是れより前に山門仙洞に訴へて聴されざりしこと、藤定家『明月記』同年三月廿九日条に見ゆ。

(33) 「訢詔」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「訴訟」に作るべし。中世「訴訟」を寫するに両字の異体「訢詔」を以てし、而して誤寫し「訢詔」と為すこと有り。

(34) 「可」上、底本文本此くの如く、叡本「方」有り。案ずるに、当に「方」を補ふべし。

(35) 「恤」、諸本「恤」に作り、右傍に底本叡本「メクム」と小書し文本「スクム」と小書す。案ずるに、「恤」は字書

鳳池浪清、月浮千秋之景、
恐謹言。

建保五年五月日

仙洞風静、松呼万歳之声。衆徒等誠惶誠

に見えず、今「面」は「面」の異体なるを以て改むること
此くの如し。『新撰字鏡』云く、「恠」は訓じて不介留、又
た女古牟と為すと。不介留は耽るなり、女古牟は恵むなり。
知るべし、恠は恠に通じ又た恠に通ずるを。言ふところは、
若し今偽説濫行を禁ぜざれば、恐らくは後昆之れに耽恠せ
んと。然れども、後人誤りて恠の意を以て恵恠と為し「メ
クム」と付訓せり。

(36) 「大僻」、前に同じ。

(37) 「皇遵」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜざるが如し。
疑ふらくは「皇運」の誤か。

『三院衆議帳』『三院衆議集』『牒狀類集』略解題

本稿で校註に用いた京都大学法学部図書室小早川文庫蔵『三院衆議帳』（請求記号「三一九・六・Sa」、登録番号「八二四九・一八」以下、「小早川本『三院衆議帳』」と称す）と京都大学文学研究科図書館蔵『三院衆議集』（請求記号「国史・そ七・六」以下、「京文本『三院衆議集』」と称す）、叡山文庫真如蔵蔵『牒狀類集』（請求番号「真如蔵書内典三九・一・一六六二」以下、「叡真本『牒狀類集』」と称す）は、昭和四十（一九六五）、四十二年刊行の『国書総目録』第三、第五卷（岩波書店）に著録されているものの、学界では殆ど知られていない。また、三書所載の文書の多くは未だ翻刻されていないようである。そのため付録として、三書三本やその所載文書の大略を紹介する。

小早川本『三院衆議帳』^{〔1〕}（内題なし、書名は外題打ち付け書きによる）は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数四十八丁（表表紙あり裏表紙なし、丁付あり〔除く第四十二、第四十八丁〕、奥書や識語なしで、次の文書廿六通を載せている〔本状はその第三〕。なお、同本では各文書〔除く第廿六通〕の冒頭に朱筆で△印が、京文本『三院衆議集』では朱筆で○印または●印がそれぞれ施されている。

1元亨二年（一三二二）壬申五月十三日、政所衆会議曰（二〇ウ）

2元亨三年（一三二三）十一月日、延暦寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言「請

特蒙 天裁因准先例被遂当年祭礼子細状」（二〇ウ四オ）

3建保五年（一二一七）五月日、延暦寺大衆法師等誠惶誠恐謹言「請被殊

垂 天察禁刑仏法怨魔成覺空阿弥陀仏并其余党停止彼等所立宗子細状」（四ウ九ウ）

4元徳三年（一三三一）七月日、延暦寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言「請

殊蒙 天裁因准先例依宮仕殺害公人刃傷科条被処近江国守護時信於不反

遠流召賜下手人等於衆徒中子細状」（二〇ウ三ウ）

5元徳三年（一三三一）六月日、自多武峰寺牒状、妙榮寺牒延暦寺衙「欲

特被決僉議為当寺被加推轂力興福寺衆徒結臯惡狼籍意趣致当寺滅亡不叶

理致无謂子細事」（二四ウウ）

6元徳三年（一三三一）七月日、返牒、無動寺牒多武峰衙「来牒一紙」（二

五ウ六オ）

7元徳三年（一三三一）八月日、又自多武峰寺遣之事書、多武峰寺衆徒等集会議曰「被相触山門院々谷々可有嚴密之由可触申无動寺事」（二六オ七オ）

8元徳三年（一三三一）六月廿八日、楞嚴院解脫谷衆議云（二七ウ八オ）

※叡真本『牒狀類集』は三年でなく「二年」に作る

9元応二年（一三二〇）十月々、政所三塔集会議曰「重可被相触寺家事」（二

ハウ二〇オ）

10元亨元年（一三二一）四月々、政所三塔集会議曰「重可被相触寺家事」（二

〇ウ二オ）

11日付事書などなし（二一ウ二オ）

※書き出し「右、先聖尼父之教魯堂也、三千之弟子同孝道、太宗皇帝之

治唐室也、十八儒士開政途」

12右今月々日、衆議曰（二二ウ三ウ）

※書き出し「当山者顕密滂流之冲源、龍象群居之奥窟也」

13日付事書などなし（二三ウ五オ）

※書き出し「右、幼而入学焉、姫公之礼訓溢縹囊、人能弘道焉、仲尼之

格言盈細快」

14元徳二年（一三三〇）三月日、「大講堂供養之」（二五ウ七オ）

15元弘元年（一三三一）八月廿二日、教覚申「欲為礼拝講結衆御衆議神興

動坐張本可有礼明御沙汰由急速被経御 奏聞状」（二七ウ九ウ）

16天文五年（一五三六）六月朔日、大講堂三院集会議曰「可早為山務沙汰

被猷覧 天聰事」（三〇ウ一ウ）

17天文五年（一五三六）六月朔日、大講堂三院集会議曰「可早被為山門奉

行沙汰達 公聞事」（三二ウ三ウ）

18天文五年（一五三六）六月朔日、延暦寺大講堂三院集会議曰「可早被為

山門雜掌沙汰啓達教主護国寺事」（三三ウ五オ）

19天文五年（一五三六）六月、三院集会議曰「可早被達 公武之尊聞遍相

触諸宗事」（三五ウ七オ）

20天文五年（一五三六）六月朔日、延大三院集会議曰「早可被為山門雜掌

沙汰啓達園城寺事」(三七〇〜八ウ)

21 文亀元年(1501)十一月、園城寺食堂若輩集會議曰「早可被啓達延曆寺事」(三八ウ〜九ウ)

22 文亀元年(1501)十一月日、延曆寺大講堂集會議曰「早可被報園城寺事」(三九ウ〜四〇オ)

23 天文八(1539)六月二日、於金宝寺三院集會議曰(四〇ウ〜二ウ)

24 山本等相論鉾楯停止三塔連署、文安弐年(1445)六月廿五日、大講堂三塔集會議曰「可早院々谷々融邪執人々箇々住興隆加連署於事書之左弁至要於題目之右事」(四二ウ〜五オ)

25 天文九(1540)八月廿三日、三院衆議曰「可早被備息当分之諍論統而為後規向後惣別大小事之亀鏡事」(四五ウ〜七ウ)

(以上廿五通、京文本『三院衆議集』と重複)

26 文和二年(1353)四月十四日、政所集會議曰「早為寺家沙汰可被申入貫首事」(四八オ〜ウ)

同本は奥書がないものの、江戸前中期かそれ以前の写本であろう。叡山文庫無動寺藏の文政七年(1824)豪実令写本『三院衆議帳』(請求番号「無動寺藏書内典三五・一一・一〇三五」)は、豪実書写奥書によれば「堀井何内所持之古写本」を書写させたものだという。豪実令写本の親本である古写本とは、小早川本『三院衆議帳』でなかろうか。

京文本『三院衆議集』(内題なし、書名は外題と内表紙題「親本外題か」による)は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数卅八丁(含む内表紙一丁、丁付なし)で、小早川本『三院衆議帳』所載文書の前廿五通を収載している。内表紙と奥書は次の如し。

内表紙「八十八(朱筆)

三院衆議集

首楞嚴院記

奥書「右一冊以鶏頭院嚴覺閣梨本令書写之訖

元禄二年己巳仲春穀日

鶏足院法印覺深藏」

「享保十九甲寅歲 定光院朗賢附之記室」⁽²⁾

建保五年五月日付山門奏狀校註稿

「右叡山首楞嚴院所藏

大正九年七月謄写」

奥書によれば、京文本『三院衆議集』は叡山首楞嚴院藏本を大正九年(1920)に書写したものである。なお、同年は叡山文庫の設立前であるため、同文庫には当時の記録がないという。

そして、叡真本『牒狀類集』⁽³⁾(内題なし、書名は外題による)は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数廿七丁(含む遊び紙二丁、丁付なし)で、右両書所載文書の前十五通を収載している。

表表紙「第九番

牒狀類集 元亨二年衆會議等 全「(打ち付け書き)

同本は奥書がないものの、江戸中後期の写本であろう。

これら三書には明らかな書承関係があり、恐らく『牒狀類集』を増補したものが『三院衆議集』であり、『三院衆議集』を増補したものが『三院衆議帳』であろう。『牒狀類集』にある文書十五通がすべて鎌倉時代のものであり、『三院衆議集』でその後ろにある文書十通がすべて百年以上後の室町時代のものであり、そして『三院衆議帳』でその後ろにある文書一通が鎌倉時代より後で室町時代より前の南北朝時代のものである、という所載文書の時期と配列からそう推定できる。小早川本『三院衆議帳』で第廿六通の冒頭にのみ朱筆の△印が施されており、しかも同本の小口書きに『三院衆議集』とあるため、文書一通の増補により同本の外題が『三院衆議集』から『三院衆議帳』に改められたのであろう。⁽⁴⁾

ただし、『牒狀類集』と『三院衆議集』、『三院衆議帳』の三書について言えば第三者が最も新しいと考えられるものの、叡真本『牒狀類集』と京文本『三院衆議集』、小早川本『三院衆議帳』の三本について言えば第三者が最も古いと考えられる。前述の如く小早川本『三院衆議帳』は書写奥書がないものの、料紙や書体、付訓などの比較から、大正九年書写本である京文本『三院衆議集』だけでなく江戸中後期書写本らしき叡真本『牒狀類集』よりも古いことは疑いない。また正文が最も良質であったことも、小早川本『三院衆議帳』を本稿の校註で底本とした理由である。

- (1) 小早川本『三院衆議帳』は『小早川文庫目録』（京都大学法学部、1978、七七頁）にも著録されており、今年度中に全画像が京都大学貴重資料デジタルアーカイブ (<https://mda.kulib.kyoto-u.ac.jp>) で公開される予定だという。なお、小早川文庫は京都帝国大学法学部教授であった小早川欣吾の遺蔵書群である。
- (2) 定光院朗賢『記家書籍目録』（叡山文庫蔵、請求番号「別当代文書目録一〇」）に、『三院衆議集』一卷（ハウ）が「定光院朗賢記集」九十七卷（一一ウ）の一つとして著録されている。
- (3) 叡真本『牒状類集』は渋谷亮泰『昭和現存天台書籍綜合目録』下巻（明文社、1943、一二〇六頁）にも著録されている。なお、大正十四年（1925）に『滋賀県史』編纂のため書写された同書の写本『牒状類集抄』が滋賀県立図書館に現蔵されており（請求記号「一・二一〇〇・二九」）、同館近江デジタル歴史街道で画像公開されている (<https://da.shiga-pref.library.jp/item/detail/?id=1002192>)。
- (4) 小早川本『三院衆議帳』の本文料紙には綴糸の通っていない綴孔が幾つかあるものの、『三院衆議帳』と打ち付け書きされた表表紙にはそれがないため、表表紙は改装されたものと知られる。表表紙も本文料紙と同じくらい古めかしく、またその打ち付け書きも本文と同筆らしいため、書写者本人が増補改装したのであろう。

付記 本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究C、課題番号「二三K〇〇一一四」）による成果の一部である。

執筆者一覧 (掲載順)

青木 仁美 AOKI, Hitomi	桐蔭横浜大学法学部 Law Faculty, Tooin University of Yokohama	准教授 Associate Professor
山本 和也 YAMAMOTO, Kazuya	京都産業大学国際関係学部 Faculty of International Relations, Kyoto Sangyo University	准教授 Associate Professor
森 新之介 MORI, Shin'nosuke	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	招聘研究員 Adjunct Researcher
モリス・ジェームズ・ハリー MORRIS, James Harry	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	講師 Assistant Professor
ライヒェンベヒャー・クリストフ REICHENBAECHER, Christoph	愛知県立大学外国語学部 School of Foreign Studies, Aichi Prefectural University	講師 Lecturer
ドゥーリナ・アンナ DULINA, Anna	京都大学大学院文学研究科 Kyoto University Graduate School of Letters	博士後期課程 Doctoral Student

早稲田大学高等研究所紀要 第16号

2024年3月15日 発行

編集・発行 早稲田大学高等研究所
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-21-1
TEL 03-5286-2460
FAX 03-5286-2470

編集委員 アンダソヴァ マラル・及川雅斗・
大湊友也・桑原夏子・嶋川里澄・
須藤龍真・西田奈央・劉 凌

印刷 三美印刷株式会社



Research Bulletin
No.16

itute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Instit
anced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advan
itute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institut
vanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advan
itute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institut
vanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advan
itute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institut
vanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advan
itute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institut
vanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advanced Study Reseach Bulletin Waseda Institute for Advan

March 2024